

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・申請号炉と長期停止号炉の対応 長期停止号炉である1号及び3号炉の対応については、各号炉の使用済燃料プールに保管されている燃料に対する措置を実施することとなるが、使用済燃料プールの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料プールの水温が65℃に到達するまでに1号炉は約13日間、3号炉は約15日間を要すると評価*しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、初期消火要員（消防車隊）及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である2号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※平成29年4月1日時点の崩壊熱量をもとに試算（添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果）</p> <p>・発電所全体にわたる活動 初期消火要員（消防車隊）は、火災の発生箇所、状況に応じて、保修班長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能（ミッション） 発電所対策本部における各職位の役割・機能（ミッション）を、表5.9-1に示す。 この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する発電管理班と保修班の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○発電管理班：プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。 これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から発電課長にその実施権限が委譲されているため、発電管理班から特段の指示が無くても、運転員が手順にしたがって自律的に実施し、発電管理班へは実施の報告が上がって来ることになる。 万一、運転員の対応に疑義がある場合には、発電管理班長は運転員に助言する。</p>	<p>・申請号炉と長期停止号炉の対応 長期停止号炉である1号及び2号炉の対応については、各号炉の使用済燃料ピットに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、使用済燃料ピットの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料ピットの水温が100℃に到達するまでに1号及び2号炉は約6日間を要すると評価*しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、消火要員及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である3号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※2016年1月1日時点の崩壊熱量をもとに試算（添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果）</p> <p>・発電所全体にわたる活動 消火要員は、火災の発生箇所、状況に応じて、総括班長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能（ミッション） 発電所対策本部における各職位の役割・機能（ミッション）を、表5.9-1に示す。 この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する運転班、復旧班の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○運転班：プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。 これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から発電課長（当直）にその実施権限が委譲されているため、運転班から特段の指示が無くても、運転員が手順に従って自律的に実施し、運転班へは実施の報告が上がって来ることになる。 万一、運転員の対応に疑義がある場合には運転班長は運転員に助言する。 また、運転班に属する災害対策要員は、発電課長（当直）の指示により、運転支援活動、可搬型設備を用いた電源復旧活動、給水活動、消火活動等を実施する。</p>	<p>・対象号炉の相違 ・設備名称の相違</p> <p>・評価結果の相違 使用済燃料ピットの冷却機能喪失時の水温評価結果の相違</p> <p>・要員名称の相違 ・体制の相違 泊の消火要員は総括班の所属としている。自衛消防隊の本部指揮班長である運営課長は、重大事故等発生時の発電所対策本部体制における総括班長となることから、総括班に消火要員を配置している。</p> <p>・組織名称の相違 ・組織体制の相違</p> <p>・組織名称の相違 ・体制の相違 女川の保修班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動については、泊では運転班に属する災害対策要員が行う。</p>

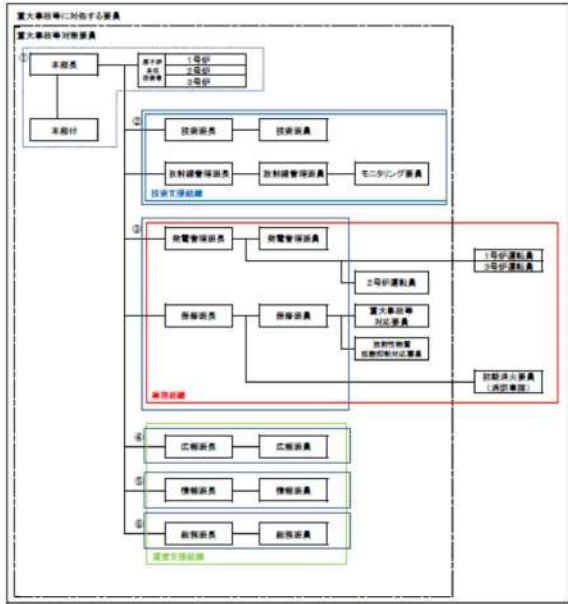
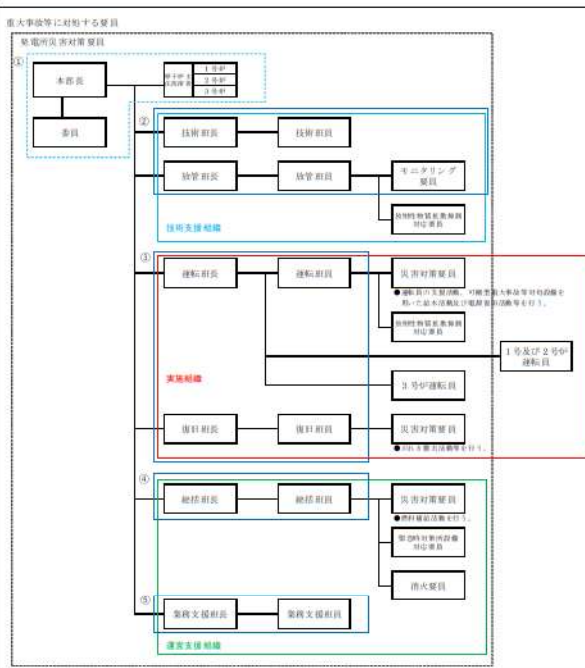
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○保修班：設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた対応を実施する。 これらの対応の実施については、保修班にその実施権限が委譲されているため、保修班が手順にしたがって自律的に準備し、保修班長へ状況の報告を行う。 また、火災の場合には、消火活動を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて 発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。 なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他 (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方 特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。 具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>○復旧班：設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた屋外アクセスルートのがれき撤去等を実施する。 これらの対応の実施については、復旧班にその実施権限が委譲されているため、復旧班が手順に従って自律的に準備し、復旧班長へ状況の報告を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて 発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。 なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応やあらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他 (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>また、発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動対応の体制を確保し、迅速な対応を図る。具体的には、発電課長（当直）は関係箇所と通信連絡設備を用いて情報連携しながら、災害対策要員へ指示を行う。災害対策要員は、発電課長（当直）の指示の下、必要な重大事故等対策を行う。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方 特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。 具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>・体制の相違 女川の保修班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動については、泊では運転班に属する災害対策要員が行う。 【女川】記載方針の相違 復旧班の役割として屋外アクセスルートのがれき撤去等を追記した。女川もアクセスルートの確保は保修班が行う。</p> <p>・記載方針の相違 泊は、可搬型重大事故等対処設備を用いた活動を行う災害対策要員は発電課長（当直）の指揮の下、運転員と連携しながら初動対応を行う体制であることから初動体制について記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p style="text-align: center;">表 5.9-1 各職位のミッション</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>ミッション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災体制の発令、変更の決定 対策本部の指揮・統括 重要な事項の意思決定 </td> </tr> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言 </td> </tr> <tr> <td>本部付</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本部長及び各班長への助言・助勢 </td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発電所対策本部の運営支援 社外関係機関への通報連絡 事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 </td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 要員の呼集、参集状況の把握 食料・被服の調達 宿泊関係の手配 医療活動 所内の警備指示 一般入所者の避難指示 物的防護施設の運用指示 資材の調達及び輸送に関する一元管理 ほかの班に属さない事項 </td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 社外対応情報の収集 報道機関対応者への支援 </td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 アクシデントマネジメントに関する検討 </td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 放射線の影響に関する検討 </td> </tr> <tr> <td>保修班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 可搬型設備の準備状況の把握 不具合設備の応急復旧の実施 火災発生時における消火活動 </td> </tr> <tr> <td>発電管理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 運転員からの支援要請に対する対応 運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作 </td> </tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	<ul style="list-style-type: none"> 防災体制の発令、変更の決定 対策本部の指揮・統括 重要な事項の意思決定 	原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言 	本部付	<ul style="list-style-type: none"> 本部長及び各班長への助言・助勢 	情報班	<ul style="list-style-type: none"> 発電所対策本部の運営支援 社外関係機関への通報連絡 事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 要員の呼集、参集状況の把握 食料・被服の調達 宿泊関係の手配 医療活動 所内の警備指示 一般入所者の避難指示 物的防護施設の運用指示 資材の調達及び輸送に関する一元管理 ほかの班に属さない事項 	広報班	<ul style="list-style-type: none"> 社外対応情報の収集 報道機関対応者への支援 	技術班	<ul style="list-style-type: none"> プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 アクシデントマネジメントに関する検討 	放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> 発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 放射線の影響に関する検討 	保修班	<ul style="list-style-type: none"> 事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 可搬型設備の準備状況の把握 不具合設備の応急復旧の実施 火災発生時における消火活動 	発電管理班	<ul style="list-style-type: none"> 運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 運転員からの支援要請に対する対応 運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作 	<p style="text-align: center;">表 5.9-1 各職位のミッション</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>ミッション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災体制の発令、変更の決定 対策本部の指揮・統括 重要な事項の意思決定 </td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉主任技術者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言 </td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本部長及び各班長への助言、助成 </td> </tr> <tr> <td>総括班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発電所対策本部の運営支援 社外関係機関への通報連絡 事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 要員の呼集、参集状況の把握 火災発生時における消火活動 燃料補給活動 ほかの班に属さない事項 </td> </tr> <tr> <td>業務支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 社外対応情報の収集 報道機関対応者の支援 食料・被服の調達 宿泊関係の手配 医療活動 所内の警備指示 一般入所者の避難指示 物的防護施設の運用指示 資材の調達及び輸送に関する一元管理 </td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 アクシデントマネジメントに関する検討 </td> </tr> <tr> <td>放管班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 放射線の影響に関する検討 海洋への放射性物質拡散抑制対応 </td> </tr> <tr> <td>復旧班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 不具合設備の応急復旧の実施 屋外アクセスルートのがれき撤去等 </td> </tr> <tr> <td>運転班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 運転員からの支援要請に関する対応 運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 可搬型設備の準備状況の把握 火災発生時における消火活動 </td> </tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	<ul style="list-style-type: none"> 防災体制の発令、変更の決定 対策本部の指揮・統括 重要な事項の意思決定 	発電用原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言 	委員	<ul style="list-style-type: none"> 本部長及び各班長への助言、助成 	総括班	<ul style="list-style-type: none"> 発電所対策本部の運営支援 社外関係機関への通報連絡 事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 要員の呼集、参集状況の把握 火災発生時における消火活動 燃料補給活動 ほかの班に属さない事項 	業務支援班	<ul style="list-style-type: none"> 社外対応情報の収集 報道機関対応者の支援 食料・被服の調達 宿泊関係の手配 医療活動 所内の警備指示 一般入所者の避難指示 物的防護施設の運用指示 資材の調達及び輸送に関する一元管理 	技術班	<ul style="list-style-type: none"> プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 アクシデントマネジメントに関する検討 	放管班	<ul style="list-style-type: none"> 発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 放射線の影響に関する検討 海洋への放射性物質拡散抑制対応 	復旧班	<ul style="list-style-type: none"> 不具合設備の応急復旧の実施 屋外アクセスルートのがれき撤去等 	運転班	<ul style="list-style-type: none"> 運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 運転員からの支援要請に関する対応 運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 可搬型設備の準備状況の把握 火災発生時における消火活動 	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 体制の相違 <p>発電所の原子力防災組織の構成の相違</p>
職位	ミッション																																												
本部長	<ul style="list-style-type: none"> 防災体制の発令、変更の決定 対策本部の指揮・統括 重要な事項の意思決定 																																												
原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言 																																												
本部付	<ul style="list-style-type: none"> 本部長及び各班長への助言・助勢 																																												
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 発電所対策本部の運営支援 社外関係機関への通報連絡 事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 																																												
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 要員の呼集、参集状況の把握 食料・被服の調達 宿泊関係の手配 医療活動 所内の警備指示 一般入所者の避難指示 物的防護施設の運用指示 資材の調達及び輸送に関する一元管理 ほかの班に属さない事項 																																												
広報班	<ul style="list-style-type: none"> 社外対応情報の収集 報道機関対応者への支援 																																												
技術班	<ul style="list-style-type: none"> プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 アクシデントマネジメントに関する検討 																																												
放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> 発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 放射線の影響に関する検討 																																												
保修班	<ul style="list-style-type: none"> 事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 可搬型設備の準備状況の把握 不具合設備の応急復旧の実施 火災発生時における消火活動 																																												
発電管理班	<ul style="list-style-type: none"> 運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 運転員からの支援要請に対する対応 運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作 																																												
職位	ミッション																																												
本部長	<ul style="list-style-type: none"> 防災体制の発令、変更の決定 対策本部の指揮・統括 重要な事項の意思決定 																																												
発電用原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言 																																												
委員	<ul style="list-style-type: none"> 本部長及び各班長への助言、助成 																																												
総括班	<ul style="list-style-type: none"> 発電所対策本部の運営支援 社外関係機関への通報連絡 事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 要員の呼集、参集状況の把握 火災発生時における消火活動 燃料補給活動 ほかの班に属さない事項 																																												
業務支援班	<ul style="list-style-type: none"> 社外対応情報の収集 報道機関対応者の支援 食料・被服の調達 宿泊関係の手配 医療活動 所内の警備指示 一般入所者の避難指示 物的防護施設の運用指示 資材の調達及び輸送に関する一元管理 																																												
技術班	<ul style="list-style-type: none"> プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 アクシデントマネジメントに関する検討 																																												
放管班	<ul style="list-style-type: none"> 発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 放射線の影響に関する検討 海洋への放射性物質拡散抑制対応 																																												
復旧班	<ul style="list-style-type: none"> 不具合設備の応急復旧の実施 屋外アクセスルートのがれき撤去等 																																												
運転班	<ul style="list-style-type: none"> 運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 運転員からの支援要請に関する対応 運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 可搬型設備の準備状況の把握 火災発生時における消火活動 																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

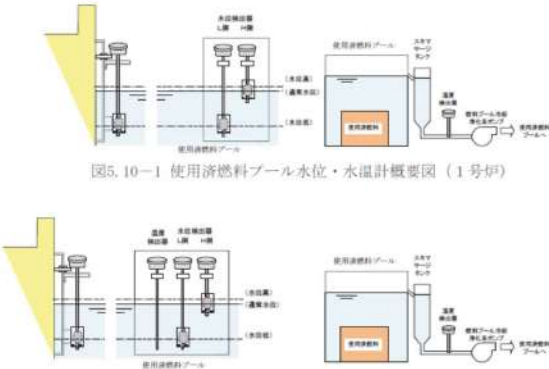
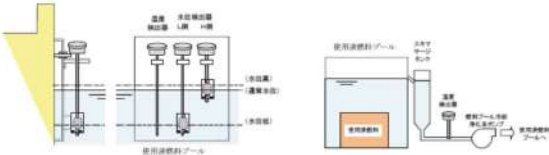
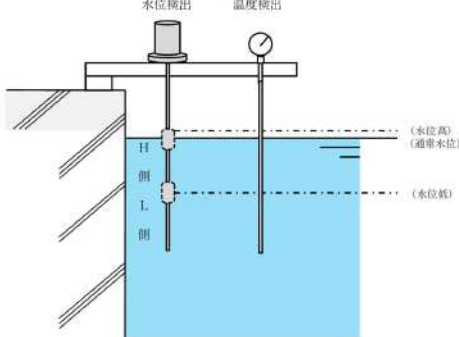
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 5.9-1 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図</p>	 <p>図 5.9-1 泊発電所 原子力防災組織 体制図</p>	<p>・体制の相違</p> <p>要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型 SA 設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>一方、6号炉、7号炉が重大事故に伴い格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際には、各号炉の中央制御室からは一旦緊急時対策所に運転員を待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、6号炉、7号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ伝送装置と、中央制御室内待避室において表示するためのデータ表示装置を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、申請前号炉である1～5号炉には上記のようなデータ伝送装置や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまで自主対策の措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、6号炉、7号炉の格納容器ベント時に1～4号炉中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料プール内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにする。以下にその概略を示す。</p>	<p>5.10 停止中の1号及び3号炉のパラメータ監視性について</p> <p>停止中の1号及び3号炉プラントの事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、2号炉の炉心損傷前の原子炉格納容器ベント時には2号炉に加え、1号及び3号炉の運転員が中央制御室にとどまることが出来るよう放射線防護資機材等の配備を行うこととし、更に2号炉については中央制御室待避所を設置する設計とし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。</p> <p>一方、2号炉が重大事故に伴う炉心損傷後の原子炉格納容器ベント時または原子炉格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際は、1号及び3号炉の運転員は緊急時対策所に一旦待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、2号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ収集装置と、中央制御室待避所において表示するためのデータ表示装置（待避所）を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、申請前号炉である1号及び3号炉には上記のようなデータ収集装置や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>そのため停止中の1号及び3号炉が2号炉と同時に被災し全交流動力電源喪失に至った際には、プラントパラメータを把握し、伝送・表示するための措置として2号炉のような専用の設備には期待することが出来ない。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまでの措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、1号及び3号炉中央制御室において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料プール内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにし、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡を行うこととする。以下にその概略を示す。</p>	<p>5.10 停止中の1号及び2号炉のパラメータ監視性について</p> <p>停止中の1号及び2号炉のプラント事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、3号炉の炉心損傷前には、3号炉に加え、1号及び2号炉の運転員が中央制御室にとどまることが出来るよう放射線防護資機材等の配備を行うこととし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。</p> <p>一方、3号炉が重大事故に伴う炉心損傷後の原子炉格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際は、1号及び2号炉の運転員は、緊急時対策所に一旦待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、3号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ収集計算機と、緊急時対策所指揮所において表示するためのデータ表示端末を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、1号及び2号炉には上記のようなデータ収集計算機や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>そのため停止中の1号及び2号炉が3号炉と同時に被災し全交流動力電源喪失に至った際には、プラントパラメータを把握し、伝送・表示するための措置として3号炉のような専用の設備には期待することができない。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまでの措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、1号及び2号炉中央制御室において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料ピット内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにし、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡を行うこととする。以下にその概略を示す。</p>	<p>・停止中号炉の相違</p> <p>・設計方針の相違 女川はC/V加圧破損防止として原子炉格納容器ベントを実施する。 ・設計方針の相違 泊では中央制御室待避所は設置していないことから、中央制御室内で監視を継続する。（PWRプラントは同様） ・設計方針の相違 女川はC/V加圧破損防止として原子炉格納容器ベントを実施する。</p> <p>・設計の相違 泊は、中央制御室待避所を設置していないことから、緊急時対策所指揮所においてパラメータを確認する。</p> <p>・設備名称の相違 女川：使用済燃料プール 泊：使用済燃料ピット （以降、同様な相違箇所の差異理由記載を省略する。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 監視対象</p> <p>2号炉申請時点で、申請前かつプラント停止中の1号及び3号炉においては、いずれも使用済燃料プールに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料プールの冷却状態の把握が必要である。</p> <p>なお、1号及び3号炉においては、いずれも使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も充分ある状況である（スロッシングによる漏えいを考慮し、65℃から100℃に達するまでに約430時間）。</p> <p>(2) 使用済燃料プールの冷却状態の把握方法</p> <p>1号及び3号炉の使用済燃料プール水位は、プール水位の異常な低下及び上昇の監視を目的に、フロート式水位スイッチにより監視し、通常水位から水位が低下した場合には、スイッチが動作し中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p> <p>また、1号及び3号炉の使用済燃料プール水温度は、プール水温の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的に、温度検出器により監視、指示及び記録するとともに、異常な温度上昇を検知した場合には、中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p>  <p>図5.10-1 使用済燃料プール水位・水温計概要図（1号炉）</p>  <p>図5.10-2 使用済燃料プール水位・水温計概要図（3号炉）</p>	<p>(1) 監視対象</p> <p>3号炉申請時点で、プラント停止中の1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料ピットに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料ピットの冷却状態の把握が必要である。</p> <p>なお、1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も十分ある状況である。（スロッシングによる漏えいを考慮し、65℃から100℃に達するまでに約144時間）。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの冷却状態の把握方法</p> <p>1号及び2号炉の使用済燃料ピット水位は、ピット水位の異常な低下及び上昇の監視を目的に、フロート式水位スイッチにより監視し、通常水位から水位が低下した場合には、スイッチが動作し中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p> <p>また、1号及び2号炉の使用済燃料ピット温度は、ピット水温の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的に、温度検出器により監視、指示するとともに、異常な温度上昇を検知した場合には、中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p>  <p>図5.10-1 使用済燃料ピット水位計及び温度計概要図（1号及び2号炉）</p>	<p>・評価結果の相違</p> <p>使用済燃料崩壊熱の相違によりピット推沸騰までの時間に相違がある。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) データ伝達方法 測定した1号及び3号炉の使用済燃料プール水位、水温データについては、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡することによって、所内の必要箇所において使用済燃料プールの冷却状態を把握することが可能である。</p>	<p>(3) データ伝送方法 測定した1号及び2号炉の使用済燃料ビット水位、水温データについては、通信連絡設備により緊急時対策所指揮所に情報連絡することによって、所内の必要箇所において使用済燃料ビットの冷却状態を把握することが可能である。</p>	

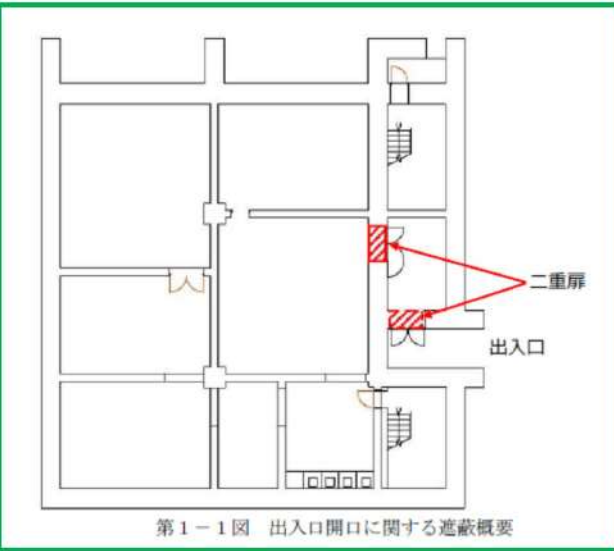
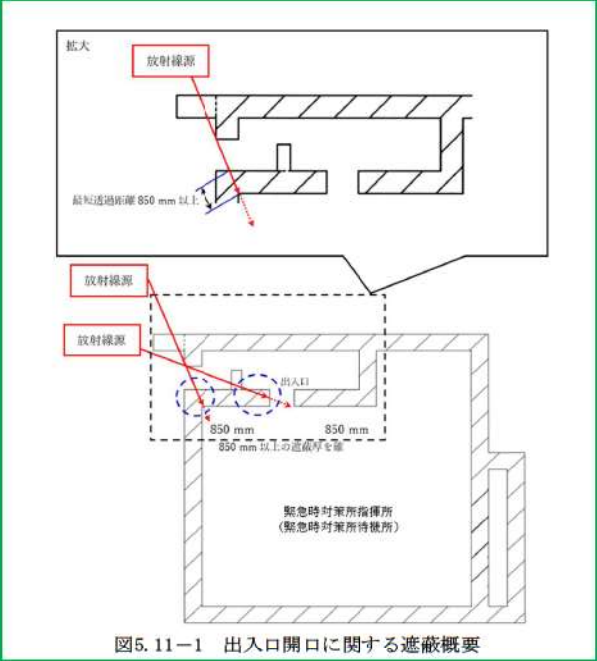
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p>出入口開口及び配管その他の貫通部の遮へい設計について</p> <p>1. はじめに</p> <p>緊急時対策所遮蔽の開口部又は室内換気のための配管やケーブル等を施設するために必要な開口部（以下「配管その他の貫通部」という。）については、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部を設ける場合は、人が容易に接近できないような場所への開口部設置 ・貫通部に対する遮蔽補強 ・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置 <p>ただし、人が居住するエリア以外の限定的な範囲において遮蔽厚を確保でない部分については、放射線の入射を可能な限り防止する等、適切な処置を講じる。</p> <p>以下に緊急時対策所遮蔽の遮蔽設計を示す。</p> <p>2. 出入口開口に関する遮へい設計</p> <p>緊急時対策所の出入口は、気密性を確保した上で2箇所とする。出入口には扉を設置するが、扉は遮蔽として考慮しないため、出入口開口として以下のとおり設計する。出入口開口に関する遮蔽概要図を第2-1図示す。</p> <p>(a) 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に設置しないため、緊急時対策所遮蔽を透過せず、散乱等による緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮する。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上散乱するように設計する。</p> <p>(b) 外部の放射線源に対して、最短通過距離部においても950mm以上の遮へい厚を確保する設計とする。</p> <p>(c) 出入口開口は、二重扉の迷路構造とする。原子炉と反対側に設置することにより、外部の放射線源を直接見込まない設計とする。</p>		<p>5.11 出入口開口及び配管その他の貫通部の遮蔽設計について</p> <p>(1) はじめに</p> <p>緊急時対策所遮へいの開口部又は室内換気のための配管やケーブル等を施設するために必要な開口部（以下「配管その他の貫通部」という。）については、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部を設ける場合は、人が容易に接近できないような場所への開口部設置 ・貫通部に対する遮蔽補強 ・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置 <p>ただし、人が居住するエリア以外の限定的な範囲において遮蔽厚を確保でない部分については、放射線の入射を可能な限り防止する等、適切な処置を講じる。</p> <p>以下に緊急時対策所遮へいの遮蔽設計を示す。</p> <p>(2) 出入口開口に関する遮蔽設計</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口は、気密性を確保した上でそれぞれ2箇所とする。出入口には扉を設置するが、扉は遮蔽として考慮しないため、出入口開口として以下のとおり設計する。出入口開口に関する遮蔽概要図を図5.11-1に示す。</p> <p>a. 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に設置しないため、緊急時対策所遮へいを透過せず、散乱等による緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮する。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上散乱するように設計する。</p> <p>b. 外部の放射線源に対して、最短通過距離部においても850mm以上の遮蔽厚を確保する設計とする。</p> <p>c. 出入口開口は、二重扉の迷路構造とする。原子炉と反対側に設置することにより、外部の放射線源を直接見込まない設計とする。</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参考）</p> <p>・設計の相違 壁の遮蔽厚に相違があるが、居住性を確保できるとに相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

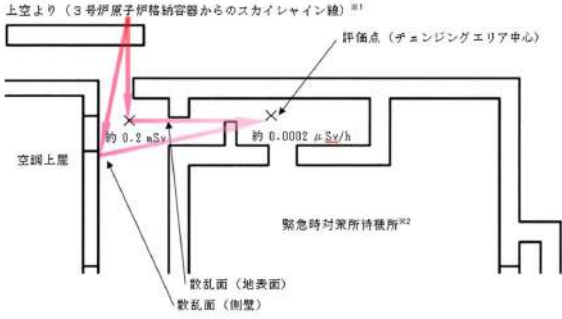
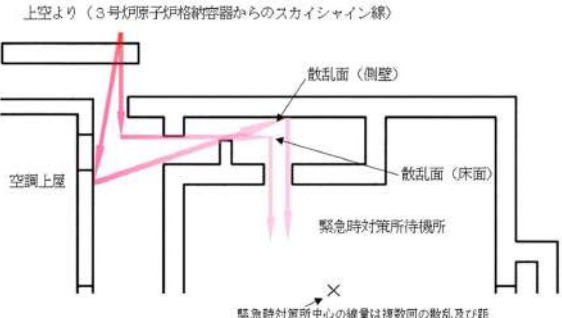
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1-1図 出入口開口に関する遮蔽概要</p>		 <p>図5.11-1 出入口開口に関する遮蔽概要</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参考）</p> <p>・記載表現の相違 図の表現方法に相違はあるが、出入口を迷路構造とし外部の放射線を直接見込まない設計であることに相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

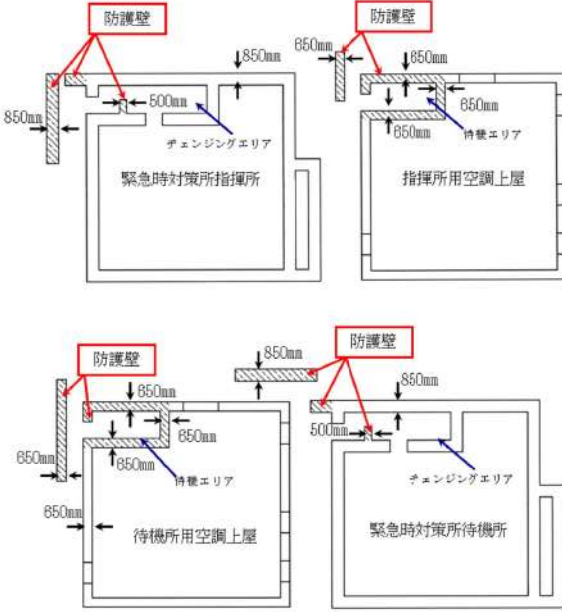
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 配管その他の貫通部に関する設計</p> <p>緊急時対策所に設ける配管その他の貫通部は、外部の放射線からの遮蔽を考慮し、以下の通り設計する。</p> <p>配管その他の貫通部に関する遮蔽概要図を第1-2図に示す。</p> <p>(a) 配管その他貫通部は、居住エリアに放射線が入射しないよう、人が容易に接近できないような高所に設置する設計とする。</p> <p>(b) 貫通部の隙間は、モルタルを充填する等の措置を実施し、放射線流入を可能な限り防止する設計とする。</p> <p>(c) 配管その他の貫通部については、迷路構造の遮へいを追加して、可能な限り外部放射線源を直接見込まない設計とする。</p> <p>代表例として、配管貫通部について以下に示す、電線管等貫通部についても同様の設計をしている。</p> <div data-bbox="78 821 683 1101" data-label="Image"> <p>第1-2図 配管その他の貫通部に関する遮蔽概要</p> </div>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>(3) 配管その他の貫通部に関する設計</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設ける配管その他の貫通部は、外部の放射線からの遮蔽を考慮し、以下の通り設計する。</p> <p>配管その他の貫通部に関する遮蔽概要図を図5.11-2に示す。</p> <p>a. 配管その他貫通部は、居住エリアに放射線が入射しないよう、人が容易に接近できないような高所に設置する設計とする。</p> <p>b. 貫通部の隙間は、鉛毛処理等の措置を実施し、放射線流入を可能な限り防止する設計とする。</p> <p>c. 配管その他の貫通部については、迷路構造の遮蔽を追加して、可能な限り外部放射線源を直接見込まない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の壁面上部の貫通部の一部に850mm以上の遮蔽厚を確保できない箇所があるものの、高所かつ配管等が設置され要員が寄り付き難く、当該貫通部の隙間は鉛毛処理の措置を実施することで放射線流入を可能な限り防止することから要員に対する影響は小さいが、当該箇所付近には接近禁止表示により注意喚起を施す。</p> <div data-bbox="1332 805 1937 1420" data-label="Image"> <p>図5.11-2 配管その他の貫通部に関する遮蔽概要</p> </div>	<p>【女川】 記載充実（大飯参照）</p> <p>・設計の相違 泊は主に鉛毛処理であり、比較表「3.遮蔽設計について」においても鉛毛処理と記載しているため、大飯と記載に相違があるが、遮蔽材であることに相違なし。</p> <p>・設計の相違 泊には壁面上部の貫通部の一部に850mm以上の遮蔽厚を確保できない箇所があるものの、当該貫通部の隙間には当該壁の遮蔽能力に相当する鉛毛処理の措置を実施していることから、十分な遮蔽能力を有した設計であることに相違なし。</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 出入口からのストリーミング線の評価</p> <p>緊急時対策所の出入口と対面する空調上屋との距離が長く散乱面積が大きくなり評価結果が厳しくなる緊急時対策所待機所出入口外側からのストリーミング線による線量は、SCATTERINGコードを用いて評価した結果、約0.2mSv（7日間積算）となる。</p> <p>また、当該結果からチェンジングエリア内中心における線量率は、簡易計算法である一般的なアルベド方式（微分線量アルドはChilton とHuddrestonの経験式を用いて計算）を用いて評価した結果、7日間平均で約0.0002μSv/hとなる。</p> <p>このため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所中心におけるストリーミング線による影響は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口が3号炉原子炉格納容器を直接見込むことができないこと、ストリーミング線はチェンジングエリア内で1回以上散乱し緊急時対策所中心に到達すること及び距離による減衰が生じることから十分に小さい。</p> <p>上空より（3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線）^{※1}</p>  <p>※1 3号炉原子炉格納容器は直接見込みないため、直接線による影響は考慮しない。 ※2 緊急時対策所待機所の評価結果が安全側であることから待機所側で代表した。</p> <p>図5.11-3 チェンジングエリアの散乱線（概念図）</p> <p>上空より（3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線）</p>  <p>図 5.11-4 緊急時対策所エリア中心の散乱線（概念図）</p>	<p>【女川】【大飯】</p> <p>記載充実</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(5) 防護壁の設置</p> <p>緊急時対策所へのストリーミング線による影響は十分に小さいものの、緊急時対策所のチェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアの線量率の低減及び要員の更なる被ばく低減を目的とし、図5.11-5のとおり、緊急時対策所及び空調上屋に防護壁を設置する。</p>  <p>図5.11-5 防護壁の設置場所</p>	<p>【女川】【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>建屋壁厚確保により緊急時対策所で活動する要員の被ばく線量は十分に小さくなるが、更なる被ばく低減を目的に防護壁を設置する設計としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>5.12 緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）について</p> <p>泊発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）（平成26年3月7日）の補正により、緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）内に設けるとした緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）の位置付けを以下に示す。</p> <p>泊発電所の敷地内に緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）を設置する。</p> <p>緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）内には、新たに緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）を設け、現在申請中の緊急時対策所を廃止する。</p> <p>緊急時対策所の機能移転並びに緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）の収容人員及び建屋規模等の基本仕様は、泊発電所1号及び2号炉の原子炉設置変更許可申請書の審査にて示す。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>【注】記載充実 泊独自の資料であるため、先行電力には比較対象となる資料は無い。</p>

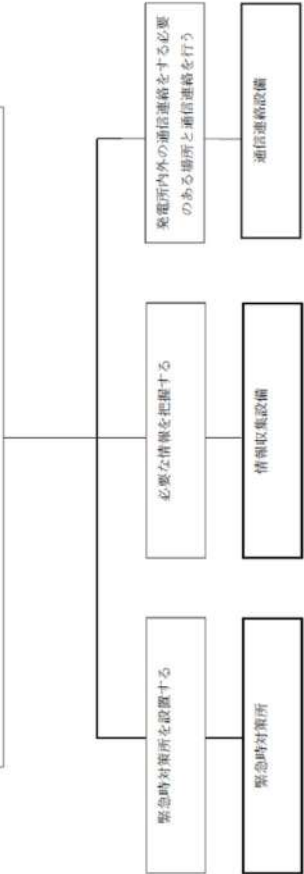
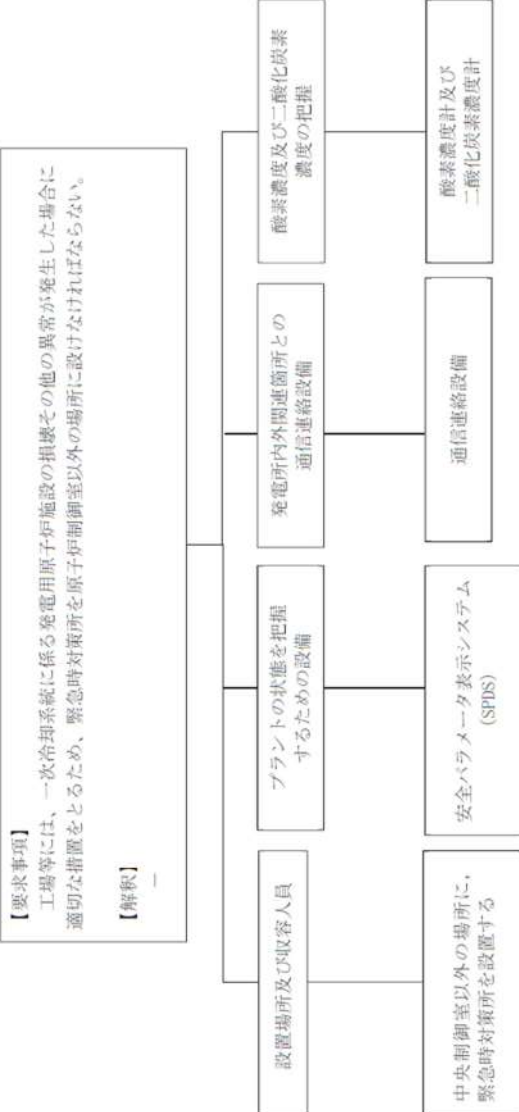
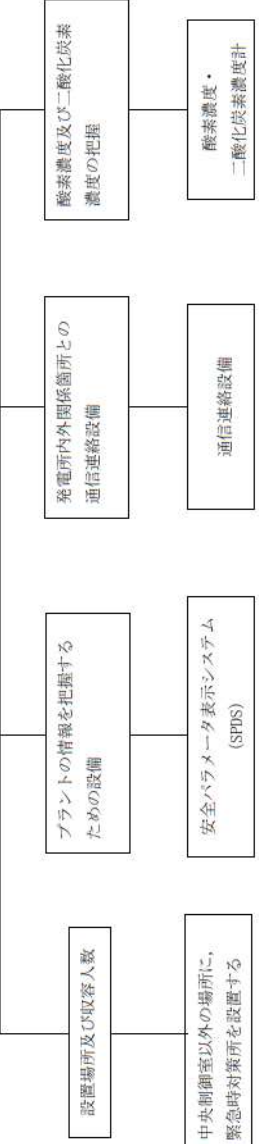
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 緊急時対策所</p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p>【女川】 ・資料名称の相違</p> <p>【大飯】 女川及び泊の他条文との 整合（記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">第34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【要求事項】 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 【解釈】 —</p> </div> 	<p style="text-align: center;">34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【要求事項】 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 【解釈】 —</p> </div> 	<p style="text-align: center;">34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【要求事項】 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 【解釈】 —</p> </div> 	<p>【女川】 表構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p style="text-align: center;">技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 25%;">対象項目</td> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>保守管理に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	保守管理に関する教育を定期的に行う。	<p style="text-align: center;">表1 技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 25%;">対象項目</td> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・保守・点検に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。	<p style="text-align: center;">表1 運用、手順に係る対策等（設計基準）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 25%;">対象項目</td> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・保守・点検に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。	<p>【大阪】【女川】 表題の相違 泊の他条文との整合（記載等）</p>
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	保守管理に関する教育を定期的に行う。																																										
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。																																										
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。																																										

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	DB35-9 r.11.0
提出年月日	令和5年8月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第35条 通信連絡設備

令和5年8月

北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

比較結果等を取りまとめた資料1. 最新審査実績を踏まえた泊 3 号炉まとめ資料の変更状況(2017 年 3 月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項

- a. 大飯 3 / 4 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : あり (4 件)
 - ・中央制御室に保管する衛星電話設備 (固定型) の電源構成を以下のとおり変更。

変更前：充電式電池

変更後：非常用交流電源設備に加え、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計。

- ・電力保安通信用電話設備のうち保安電話 (FAX) を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
 - ・無線連絡設備のうち無線連絡設備 (固定型) を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
 - ・無線連絡設備のうち無線連絡設備 (携帯型) の保管場所を屋外 (車両内) 及び緊急時対策所待機所内から、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に変更しました。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項

- a. 大飯 3 / 4 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : あり
 - ・全体を女川 2 号炉まとめ資料と同じ構成に合わせた。
 - ・2.19 通信連絡設備【62 条】添付資料を追加。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
1	運転指令設備（警報装置を含む） ・送受話器・スピーカー	送受話設備（ページング）（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカ	運転指令設備（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカ	設備名称の相違
2	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・（記載なし） ・（記載なし） ・衛星保安電話	電力保安通信用電話設備 ・固定電話機 ・PHS 端末 ・FAX ・（記載なし） ・衛星保安電話（固定型）	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・保安電話（FAX） ・専用電話 ・衛星保安電話	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違①及び②参照
3	（記載なし）	（記載なし）	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
4	インターフォン	（記載なし）	インターフォン	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
5	無線通話装置 ・固定 ・車載	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	設備名称の相違
6	トランシーバー	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違④参照
7	携帯電話	（記載なし）	携帯電話	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違⑤参照
8	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・TV会議システム ・IP電話 ・IP-FAX （記載なし）	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	設備名称の相違
9	（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（地方公共団体向けホットライン） ・（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（固定型） ・専用電話設備（FAX）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑥参照
10	加入電話設備 ・固定電話 ・FAX	局線加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	設備名称の相違
11	・（記載なし） ・衛星電話（固定） ・衛星電話（携帯）	衛星電話設備 ・（記載なし） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備 ・衛星電話設備（FAX） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑥参照
12	データ伝送設備（発電所内） ・安全パラメータ表示システム（SPDS） ・（記載なし） ・SPDS表示装置	安全パラメータ表示システム（SPDS） ・データ収集装置 ・SPDS伝送装置 ・SPDS表示装置	データ伝送設備（発電所内） ・データ収集計算機 ・（記載なし） ・データ表示端末	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑩参照
13	データ伝送設備（発電所外） ・安全パラメータ伝送システム ・安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ伝送設備 ・SPDS伝送装置 ・（記載なし）	データ伝送設備（発電所外） ・ERSS伝送サーバ ・データ収集計算機	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑩参照
14	通信設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
15	通信設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
16	非常用所内電源 ・ディーゼル発電機	非常用交流電源設備（非常用所内電源設備） ・非常用ディーゼル発電機	非常用交流電源設備（非常用所内電源設備） ・ディーゼル発電機	設備名称の相違
17	空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 ・ガスタービン発電機	常設代替交流電源設備 ・代替非常用発電機	設備名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
18	電源車	可搬型代替交流電源設備 ・電源車	可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替電源車	設備名称の相違
19	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・緊急時対策所用発電機	設備名称の相違
20	充電電池	充電式電池	充電式電池	設備名称の相違
21	基準地震動	基準地震動 Ss	基準地震動	呼称の相違（他条文との整合）
22	事故一斉放送装置	（記載なし）	（記載なし）	赤字部は、設備の相違⑩参照
23	緊急時対策所	緊急時対策所 緊急時対策建屋	緊急時対策所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所	建屋名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
① 電力保安通信用電話設備のうちFAXの有無	記載なし	電力保安通信用電話設備のうちFAX 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所	電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所指揮所	・大飯3/4号炉では電力保安通信用電話設備のうちFAXを中央制御室及び緊急時対策所に設置していない。
② 電力保安通信用電話設備のうち専用電話の有無	記載なし	記載なし	電力保安通信用電話設備のうち専用電話 設置場所：中央制御室	・泊3号炉では、地元消防と中央制御室との連絡用にホットラインとなる専用電話を設置している（島根2号炉と同様）。
③ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの有無	インターフォン 設置場所：緊急時対策所	記載なし	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン 設置場所：緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所	・泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。（インターフォンは、高浜3/4号炉及び大飯3/4号炉と同様）
④ 無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）の有無	記載なし	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所指揮所	・大飯3/4号炉では無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）を設置していない。
⑤ 携帯電話の有無	携帯電話	記載なし	携帯電話	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている。
⑥ 衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）の有無	記載なし	記載なし	衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX） 設置場所：緊急時対策所指揮所	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている（柏崎6/7号炉と同様）。
⑦ 衛星電話設備（携帯型）の保管場所の相違	衛星電話（携帯） 保管場所：緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所：緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所指揮所	・泊3号炉では、災害対策要員が初動で中央制御室に集合することから、動線を考慮し衛星電話設備（携帯型）を中央制御室にも保管している。なお、その利用目的は、給水準備作業などにおける現場の発電所対策要員と発電所災害対策本部または中央制御室間の連絡である。
⑧ 無線連絡設備（携帯型）の保管場所の相違	トランシーバー 保管場所：緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所待機所	・大飯3/4号炉ではトランシーバーを中央制御室に保管していない。
⑨ 携行型通話装置の保管場所の相違	携行型通話装置 保管場所：原子炉補助建屋及び緊急時対策所	携行型通話装置 保管場所：中央制御室	携行型通話装置 保管場所：中央制御室及び原子炉補助建屋	・泊3号炉では、中央制御室内の保管スペースの関係から、中央制御室内及び原子炉補助建屋（中央制御室付近）に携行型通話装置を保管している（島根2号炉と同様）。

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違 No. を記載する）

項目	大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
⑩ データ伝送設備（発電所内）の構成の相違	<p>■発電所内のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 SPDS 表示装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所内のデータ伝送設備（安全パラメータ表示システム (SPDS)）</p> <ul style="list-style-type: none"> データ収集装置 設置場所：制御建屋内 SPDS 伝送装置 設置場所：緊急時対策所内 SPDS 表示装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所内のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所内））</p> <ul style="list-style-type: none"> データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 データ表示端末 設置場所：緊急時対策所指揮所内 	<ul style="list-style-type: none"> 泊 3 号炉では、表示端末が収集部に当たる「データ収集計算機」と接続されているが、女川 2 号炉では、表示端末がサーバ部に当たる「SPDS 伝送装置」と接続されている。そのため、女川 2 号炉では SPDS 伝送装置を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。 泊 3 号炉では、データ収集計算機を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。 女川 2 号炉と泊 3 号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、緊急時対策所におけるデータ表示の機能に相違はない。 なお、大飯 3 / 4 号炉と泊 3 号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。
⑪ データ伝送設備（発電所外）の構成の相違	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ伝送システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> SPDS 伝送装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所外のデータ伝送設備（データ伝送設備（発電所外））</p> <ul style="list-style-type: none"> ERSS 伝送サーバ 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 	<ul style="list-style-type: none"> 泊 3 号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、ERSS 伝送サーバに加え、データの収集部にあたるデータ収集計算機を含め、「データ伝送設備（発電所外）」と呼称している。 女川 2 号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置のみで「データ伝送設備」と呼称している。 女川 2 号炉と泊 3 号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、ERSS への伝送機能に相違はない。 なお、大飯 3 / 4 号炉と泊 3 号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。
⑫ 中央制御室待避所の有無	記載なし	中央制御室待避所	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室待避所及び、その内部で活動を行うための設備はない。

上記表は、35 条、62 条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑬ 通信連絡設備の電源構成の相違	ディーゼル発電機又は電源車(緊急時対策所用) (DB)	非常用交流電源設備	非常用交流電源設備	・大飯3/4号炉では、設計基準事故時において緊急時対策所に設置する通信連絡設備への電源は多様性を確保している。(泊3号炉は女川同様非常用交流電源設備のみ)
⑭ インターフォンの電源の相違	インターフォンの電源 乾電池	記載なし	インターフォンの電源 緊急時対策所用代替交流電源設備	・インターフォン機種の相違による。
⑮ 緊急時衛星通報システムの有無	緊急時衛星通報システム	記載なし	記載なし	・大飯3/4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、緊急時対策所に設置しているPCから地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備(固定型)により通報できる(伊方3号炉および川内1/2号炉と同様)。また、泊3号炉は衛星電話設備(FAX)を設置しており、これによる通報も可能。
⑯ 衛星電話(可搬)の有無	衛星電話(可搬)	記載なし	記載なし	・大飯3/4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星アンテナが可搬できる衛星電話設備を設置又は保管している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備(固定型)により通報できる(伊方3号炉および川内1/2号炉と同様)。また、泊3号炉は衛星電話設備(FAX)を設置しており、これによる通報も可能。
⑰ 事故一斉放送装置の有無	事故一斉放送装置の有無	記載なし	記載なし	・大飯3/4号炉は、設計基準事故時にスピーカーにて一斉放送をする警報装置を準備している。 ・泊発電所3号炉は、警報機能の機能を有する運転指令設備(警報装置を含む。)のスピーカーにて一斉放送する機能を有している。(伊方3号炉、女川2号炉、柏崎6/7号炉、東海第二、島根2号炉と同様)
⑱ 専用電話装置のうちFAXの有無	記載なし	専用電話設備 記載なし	専用電話設備 専用電話設備(FAX)	・泊発電所3号炉は、地方公共団体へのFAX送付の多様性を確保する目的で専用電話設備のうち専用電話装置(FAX)を設置している。(伊方3号炉と同様)

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No. を記載する）

項目	大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
⑬ 緊急時対策所の構成の相違	<p>緊急時対策所は、1 号炉及び 2 号炉原子炉補助建屋内に指揮所及び待機場所を設ける。</p> <p>【柏崎刈羽 6 / 7 号炉の記載】</p> <p>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) から構成される設計とする。</p> <p>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は 5 号炉原子炉建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急対策室及び SPDS 室から構成される設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、それぞれ独立した建屋を敷地高さ T.P. 39m に設置する設計とする。</p>	<p>・泊発電所 3 号炉の緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の 2 棟から構成し、緊急時対策所指揮所に指示を行う要員を収容し、緊急時対策所待機所には現場作業を行う要員を収容する。</p> <p>(緊急時対策所を指揮所と待機所に分割し、要員の収容所として待機所を運用している点は、柏崎 6 / 7 号炉の緊急時対策所(対策本部)および緊急時対策所(待機場所)と同様)</p>

上記表は、35 条、62 条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2-3) 記載方針の相違（以下については相違理由欄に相違 No. を記載する）

項目	大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
① 泊発電所 3 号炉が緊急時対策所と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 <p>【柏崎刈羽 6 / 7 号炉の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<p>柏崎刈羽発電所は、複数の緊急時対策所を設置しているため、柏崎刈羽 6 / 7 号炉の緊急時対策所として申請する対象を「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所」と記載し、対象を明確化している。</p> <p>泊発電所 3 号炉は、設置する緊急時対策所はひとつのみであるため、「緊急時対策所」と記載し、号炉と建物を区別しないで記載する。（女川発電所 2 号炉と同様）</p> <p>また、条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「緊急時対策所」と記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽 6 / 7 号炉も条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所」以外に「緊急時対策所」という記載を用いている場合がある。</p>
② 泊発電所 3 号炉が緊急時対策所指揮所又は緊急事対策所待機所と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機場所 <p>【柏崎刈羽 6 / 7 号炉の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）又は 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所 	<p>泊発電所 3 号炉は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の 2 棟から構成する設計であり、具体的に設置、保管、通信又は操作がいずれの棟が該当するのか示す場合、「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」又は「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」と、その棟を区別して記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽 6 / 7 号炉も対策本部又は待機場所について具体的に示す必要がある場合、「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）」又は「5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）」という記載を用いている。</p>

上記表は、35 条、62 条、1.19 共通で使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第35条：通信連絡設備</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>2.1.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要</p> <p>2.1.2 通信連絡設備（発電所外用）の概要</p> <p>2.2 多様性を確保した専用通信回線</p> <p>2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備</p>	<p>第35条：通信連絡設備</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>2.4 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備</p> <p>2.5 多様性を確保した通信回線</p> <p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p>	<p>第35条：通信連絡設備</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>2.4 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）</p> <p>2.5 多様性を確保した通信回線</p> <p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p>	<p>【女川】記載方針の相違・記載の充実</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯では、当章にて警報装置の概要も説明している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯では、2.1.1及び2.1.2にデータ伝送設備の説明を記載している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・泊は、大飯同様、外部との通信回線について記載している。（女川同様）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>3. 技術的能力説明資料 (別添資料) 通信連絡設備</p> <p>(参考資料) 参考1. 通信連絡設備の一覧 参考2. 機能毎に必要な通信連絡設備 参考3. 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考7. 加入電話システムの構成</p>	<p>3. 別添 別添 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備</p> <p>4. 参考 参考1 通信連絡設備の一覧 参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備 参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>参考4 加入電話システムの構成</p>	<p>2.7 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSパラメータ表示に係る耐震性</p> <p>3. 運用、手順説明資料 別添 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備</p> <p>4. 参考 参考1 通信連絡設備の一覧 参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備 参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>参考4 加入電話システムの構成</p>	<p>【女川】記載方針の相違 (大飯審査実績の反映) ・女川は参考資料の参考8に耐震措置について記載している。泊は、大飯審査実績を踏まえ、本項を記載しつつ、女川審査実績を踏まえ参考8にも耐震措置について記載している。 なお、メーカー設計が同様である大飯の耐震性確保の範囲は泊と同様である。</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違 他条文との記載の横並び</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯：技術的能力、女川・泊：運用、手順 実質的な相違なし。以降同様の記載箇所については相違理由記載を省略する。</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違 ・申請プラント名称の相違。以降、同様の記載箇所については、相違理由記載を省略する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯では参考7に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考4. 緊急時対策所のSPDS表示装置</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるデータ表示端末</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・データ伝送に関する参考資料のため、泊はデータ伝送設備（発電所内）とデータ伝送設備（発電所外）を合わせて説明している。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p>			
<p>参考4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
<p>参考5. SPDSバックアップラインで確認できるパラメータリスト</p>	<p>参考6 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p>	<p>参考6 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・記載内容に合わせた資料名の相違 ・記載箇所の相違。大飯では参考5に記載</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>参考8. 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る耐震性</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の参考8に大飯の参考8及び参考9の内容を記載</p>
<p>参考9. 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性</p>			<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p>			
<p>参考7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p>	<p>参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・記載箇所の相違。大飯では参考6に記載</p>
<p>参考6. 緊急時対策所の通信連絡設備電源</p>			
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p>			
<p>参考8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考11. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p> <p>参考13. トランシーバーの仕様</p>		<p>参考15. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p> <p>参考16. 無線連絡設備（携帯型）の主要仕様</p> <p>参考17. 可搬型重大事故対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大阪】【女川】記載方針の相違 ・2016年度ヒアリングコメントの反映（記載の充実）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それらの要求に対する大飯発電所3号及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる対策等を整理する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策を整理する。</p>	<p>【大飯】【女川】女川及び泊の他条文との整合（記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び第62条並びに技術基準規則第47条及び第77条において、追加要求事項を明確化する。(表1)</p> <p>表1 設置許可基準規則第35条及び第62条、技術基準規則第47条及び第77条 要求事項</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条において、追加要求事項を明確化する。(第1.1-1表)</p> <p>第1.1-1表 設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条 要求事項</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条において、追加要求事項を明確化する。(第1.1.1表)</p> <p>第1.1.1表 設置許可基準規則第35条、技術基準規則第47条 要求事項</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・重大事故等対処設備の条文(設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条)に係る記載については、設置許可基準62条側に記載。</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)</th> <th>技術基準規則第47条 (警報装置等)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</td> <td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td> <td>一部追加要求</td> </tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</td> <td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則第47条 (警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)</th> <th>技術基準規則第47条 (警報装置等)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</td> <td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td> <td>一部追加要求事項</td> </tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</td> <td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則第47条 (警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)</th> <th>技術基準規則第47条 (警報装置等)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</td> <td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td> <td>一部追加要求事項</td> </tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</td> <td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則第47条 (警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項	
設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則第47条 (警報装置等)	備考																												
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求																												
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項																												
設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則第47条 (警報装置等)	備考																												
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項																												
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項																												
設置許可基準規則第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則第47条 (警報装置等)	備考																												
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項																												
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。	追加要求事項																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設置許可基準規則 第62条（通信連絡を行うために必要な設備）	技術基準規則 第77条（通信連絡を行うために必要な設備）	備考			
<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を施設しなければならない。</p> <p>【解釈】 1 第77条に規定する「当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	追加要求事項			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造</p> <p>(ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）、及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合方針 (1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設 【大飯】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：操作、女川・泊必要な操作。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯では（安全施設に属するものに限る）と記載しているが、それ以外の所もあることから記載していない（女川同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>【説明資料（2.1～2.3：P4-35-19～28）】</p>	<p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-11,12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～20）（2.4：P35 条-21,22）（2.5：P35 条-23,24）（2.6：P35 条-25～32）】</p>	<p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～18）（2.4：P35 条-19）】</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：原子炉施設，女川・泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大飯】体制の相違 関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：有線系、無線系又は衛星系回線，女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ヌ、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vii) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置である事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）である運転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p>	<p>ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vii) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>ヌ、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vii) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：原子炉施設、女川・泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【大飯】設計方針の相違・2-2節参照</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：通信連絡設備の種類が多いことから、「C○等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所内）該当となる設備を網羅的に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話、衛星電話（携帯）等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム(SPDS)については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤参照</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：通信連絡設備の種類が多いことから、「C○等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）、トランシーバー及びインターフォンは、緊急時対策所に保管し、携行型通話装置は、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、原子炉補助建屋に設置し、SPDS表示装置を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p>	<p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>トランシーバーの電源は、充電池又は乾電池を使用しており、充電池を用いるものについては、充電池の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置及びインターフォンの電源は、乾電池を使用しており、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、SPDS表示装置については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急時対策所に保管し、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムは、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊</p>			<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条則に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>急時対策所用（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムの電源は、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置については、「ヌ、(2)(v) 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「ヌ、(3)(vi) 緊急時対策所」にて記載する。</p>			<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条則に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>事故一斉放送装置（3号及び4号炉共用） 一式</p> <p>運転指令設備（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 送受話器（警報装置を含む。）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>加入電話（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p> <p>加入ファクシミリ（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p> <p>携帯電話（3号及び4号炉共用） 一式</p> <p>電力保安通信用電話設備（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 電力保安通信用電話設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>社内TV会議システム（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 テレビ会議システム（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 専用電話設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p> <p>送受話器（ページング）（警報装置を含む。） （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>局線加入電話設備 （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>電力保安通信用電話設備 （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>社内テレビ会議システム （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>専用電話設備 （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p> <p>運転指令設備（警報装置を含む。） （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>加入電話設備 （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>携帯電話 一式</p> <p>電力保安通信用電話設備 （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>社内テレビ会議システム （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>専用電話設備 （「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・2-2②記載のとおり。</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・大飯は3号及び4号炉で共用することから（3号及び4号炉共用）と記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊では、分類名で記載</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>無線通話装置（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>移動無線設備 一式</p>	<p>移動無線設備 （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】運用の相違 ・泊では、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから、「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>[常設重大事故等対処設備] 無線連絡設備（固定型） （「へ(5)(vi) 中央制御室」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>[常設重大事故等対処設備] 無線連絡設備（固定型） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】設計方針の相違 ・2-2④記載のとおり 【女川】設計方針の相違 ・泊に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の無線連絡設備（固定型）を「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼用しない。</p>
<p>インターフォン（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用）</p>			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>衛星電話（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)(vi)と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（固定型） （「へ(5)(vi) 中央制御室」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（固定型） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の衛星電話設備（固定型）を「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼用しない（大飯と同様）</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p>			
<p>緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用）（ヌ.（3）（vi）と兼用） 一式</p>		<p>衛星電話設備（FAX） （「ヌ（3）（vi）緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】【女川】設計方針の相違 ・2-2④記載のとおり 【大飯】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり</p>
<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用）（ヌ.（3）（vi）と兼用） 一式</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS） （「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ（3）（vi）緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>データ収集計算機 （「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ（3）（vi）緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実（大飯参照） 女川はサーバ部に該当する「SPDS 伝送装置」を「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」と兼用させていることから、設備分類名（安全パラメータ表示システム（SPDS））のみの記載としている。 ・泊はサーバ部に該当する「ERSS 伝送サーバ」のみ「計測制御系統施設」と兼用しないため、設備分類名での記載ではなく、大飯審査実績を踏まえ個別の設備名を記載している。なお、兼用の考え方については大飯と同様である。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p>			
<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用）（「計測制御系統施設」及び「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>		<p>データ表示端末 （「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ（3）（vi）緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>SPDS表示装置（3号及び4号炉共用）（ヌ.（3）（vi）と兼用） 一式</p>		<p>ERSS 伝送サーバ （「ヌ（3）（vi）緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p>			
<p>安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用）（ヌ.（3）（vi）と兼用） 一式</p>		<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） （「ヌ（3）（vi）緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p>			
<p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用）（ヌ.（3）（vi）と兼用） 一式</p>		<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） （「ヌ（3）（vi）緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p>			
<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用）（「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	データ伝送設備 一式		【女川】記載方針の相違・女川は設備分類名(データ伝送設備)のみ記載しているのに対し、泊は大飯審査実績を踏まえ、上記で設備内訳を記載している。
<p>【比較のため順番を変更して記載】 携帯型通話装置(3号及び4号炉共用)(又、(3)(vi)と兼用) 一式</p>	<p>[可搬型重大事故等対処設備] 携帯型通話装置 一式</p>	<p>[可搬型重大事故等対処設備] 携帯型通話装置 一式</p>	【大阪】設計方針の相違・大阪では、携帯型通話装置を緊急時対策所の機能として使用することから、「又、(3)(vi)」(緊急時対策所)と兼用としている。女川・泊は、緊急時対策所で使用しないことから兼用としていない。
トランシーバー(3号及び4号炉共用) 一式	無線連絡設備(携帯型) (「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式	無線連絡設備(携帯型) (「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式	
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 無線連絡設備(可搬型)(6号及び7号炉共用) (「緊急時対策所」と兼用) 一式</p>			
<p>【比較のため順番を変更して記載】 衛星電話(3号及び4号炉共用)(又、(3)(vi)と兼用) 一式</p>	衛星電話設備(携帯型) (「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式	衛星電話設備(携帯型) (「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式	
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 衛星電話設備(可搬型)(6号及び7号炉共用) (「緊急時対策所」と兼用) 一式</p>			【大阪】記載表現の相違(女川審査実績の反映) ・大阪：衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、衛星電話(可搬)で構成する衛星電話として表現。 ・泊：衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(FAX)及び衛星電話設備(携帯型)で構成する衛星電話設備として表現。 ・女川にあわせて、泊では個別の機器を記載していることから相違になっている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>携帯型通話装置、トランシーバー、衛星電話、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、インターフォン、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p> <p>【説明資料（2.1～2.3：P4-35-19～28）】</p>	<p>携帯型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-11,12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～20）（2.4：P35 条-21,22）（2.5：P35 条-23,24）（2.6：P35 条-25～32）】</p>	<p>携帯型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ収集計算機、データ表示端末及びERSS伝送サーバは、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.2：P35 条-13～15）（2.3：P35 条-16～18）（2.4：P35 条-19）】</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・泊では、DB 事象時に使用しないことから、62 条に記載</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・2-2図記載のとおり</p> <p>【大飯】記載表現の相違 大飯：共に、女川・泊：ともに</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.10 避難通路、照明、通信連絡設備</p> <p>原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(3) 適合性説明 (通信連絡設備)</p> <p>第三十五条 通信連絡設備</p> <p>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>該当なし</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>第三十五条 通信連絡設備</p> <p>1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.1.1 基本的方針</p> <p>1.1.1.11 避難通路、照明、通信連絡設備</p> <p>発電用原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>第三十五条 通信連絡設備</p> <p>1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 泊他条文との整合</p>
<p>適合のための方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.1:P4-35-19～20） (2.2～2.3:P4-35-24～28)】</p> <p>第2項について 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>第2項について 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1:P35条-12)(2.2:P35条-13～15) (2.4:P35条-19)】</p> <p>第2項について 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>【大飯】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2～2.3:P4-35-21～28）】</p> <p>1.3 気象等 なし</p>	<p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）（2.3:P35条-16～18）（2.4:P35条-19）】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>【大阪】【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.2：P4-35-19～23）】</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>【<u>柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載</u>】</p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.1：P4-35-19～20）（2.3:P4-35-26～28）】</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>【説明資料（2.1：P35条-12）（2.2：P35条-13～15）（2.3：P35条-16～18）】</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）は、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35条-12）（2.2：P35条-13～15）（2.4：P35条-19）】</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p> <p>・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違</p> <p>2-3①のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違</p> <p>・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2～2.3:P4-35-21～28）】</p>	<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【説明資料（2.1:P35条-12）（2.3:P35条-16～18）（2.4:P35条-19）】</p>	<p>【大阪】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない</p> <p>【大阪】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） ・大阪：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大阪】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>10.12.1.4 主要仕様 通信連絡設備の一覧を第10.12.1.1表から第10.12.1.5表に示す。 【説明資料(2.2～2.3:P4-35-24～28)】</p> <p>10.12.1.3 主要設備 10.12.1.3.1 通信連絡設備（3号及び4号炉共用） (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置である事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）である運転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管する。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する。</p> <p>事故一斉放送装置及び運転指令設備については、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p>	<p>10.12.1.3 主要設備の仕様 通信連絡設備の一覧表を第10.12-1表に示す。</p> <p>10.12.1.4 主要設備 (1) 警報装置及び通信連絡設備（発電所内） 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>10.12.1.3 主要設備の主要仕様 通信連絡設備の一覧表を第10.12.1表に示す。 【説明資料(2.5:P35条-20～21)(2.6:P35条-22～27)】</p> <p>10.12.1.4 主要設備 (1) 警報装置及び通信連絡設備（発電所内） 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>運転指令設備については、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 （泊既許可の記載を踏襲）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。 【大飯】記載方針の相違 ・（女川審査実績の反映） 大飯：通信連絡設備の種類が多いことから、「○○等」と記載。 ・女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊では、女川審査実績を踏まえ、「(2)データ伝送設備（発電所内）」に、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備を記載している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実 【大飯】設計方針の相違 ・2-2節記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.1：P4-35-19～20）（2.3：P4-35-26～28）】</p> <p>【比較のため再掲】</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>【比較のため再掲】</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.2：P35 条-13～15）（2.5：P35 条-20～21）（2.6：P35 条-22～27）】</p> <p>(2) データ伝送設備（発電所内）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35 条-12）（2.4：P35 条-19）】</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・データ伝送設備の記載箇所の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPS の類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【女川】設備の相違 ・2-2②記載のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 【大飯】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPS の類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話、衛星電話（携帯）等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する。</p> <p style="text-align: center;">【比較のため再掲】</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【比較のため再掲】</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置する。</p>	<p>(3) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>(4) データ伝送設備</p> <p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p>	<p>(3) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料(2.1:P35条-12) (2.3:P35条-16~18) (2.5:P35条-20~21) (2.6:P35条-22~27)】</p> <p>(4) データ伝送設備（発電所外）</p> <p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS 伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。 【女川】設備の相違 ・2-2⑤記載のとおり。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：通信連絡設備の種類が多いことから、「○○等」と記載 ・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。 【女川】設備の相違 ・2-2⑥記載のとおり 【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>さらに、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的に点検を行うとともに、専用通信回線及びデータ伝送設備（発電所外）の常時監視を行うことにより、常時使用できることを確認する。 【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2～2.3:P4-35-21～28）】</p> <p>10.12.1.4 主要仕様 通信連絡設備の一覧を第10.12.1.1表から第10.12.1.5表に示す。 【説明資料（2.2～2.3:P4-35-24～28）】</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外）は、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>データ伝送設備は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>データ伝送設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。 【説明資料（2.1:P35条-12）（2.4:P35条-19）（2.5:P35条-20～21）（2.6:P35条-22～27）】</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線 【大飯】記載表現の相違 【大飯】【女川】設計方針の相違 ・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・記載箇所の相違。大飯：10.12.1.4、女川・泊：10.12.1.3。再掲して比較済み。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：通話通信の確認、女川・泊：機能・性能の確認。（同意）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、通信連絡設備とデータ伝送設備をまとめて記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、常時監視を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。 また、異常時の対応手順に関する訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 通信連絡設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(4) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大阪：常時監視を行うとともに、女川・泊：通信が正常に行われていることを確認するため に～</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、(2)にて機能維持に関する記載をしている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

第10.12.1.1表 警報装置の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回路
警報装置	事故一斉放送装置	非常用内電源 通信用無停電電源装置	—

第10.12.1.2表 通信設備（発電所内）の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回路	
所内 通信設備 （発電所内）	運転指令設備	1号及び2号炉送受話器 3号及び4号炉送受話器	常用内電源 通信用無停電電源装置	
	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	常用内電源 通信用無停電電源装置 充電電池	
	トランシーバー	充電電池 乾電池	—	
	携帯型通話装置	乾電池	—	
	衛星電話	固定（注1） 携帯（注1）	非常用内電源 電源車（緊急時対策用） 衛星電話用無停電電源装置 充電電池 充電電池	衛星系回線 （通信事業者回線）
	インターフォン	乾電池	—	
	無線通話装置（注2）	固定：常用内電源、 通信用無停電電源装置 電源車（緊急時対策用） （DB） 車載：移動式対峙検定装置 （モニタ車）の車用蓄電池	無線系回線	

（注1）：発電所外用（社内及び社外）と共用。

（注2）：発電所外用（社内）と共用。

女川原子力発電所2号炉

第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表

通信種別	主要設備	非常用内電源設備又は無停電電源装置等	通信回路	
所内 通信設備 （発電所内）	運行型通話装置	乾電池	—	
	送受話器（ハンディ型） （警報装置を含む）	ハンドセット・スピーカ	非常用ジーゼル発電機、 通信用無停電装置（蓄電池）	
	移動無線設備	移動無線設備（固定型）	非常用ジーゼル発電機、 通信用無停電装置（蓄電池）、 通信機器電源（蓄電池）	
	移動無線設備	移動無線設備（車載型）	非常用ジーゼル発電機	
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）	非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池）	
	無線連絡設備	無線連絡設備（携帯型）	充電式電池（本体内蔵）	
	固定電話機	固定電話機	非常用ジーゼル発電機、 通信機器電源（蓄電池）	
	電力保安通信用電話設備	FAX端末 FAX	充電式電池（本体内蔵） 非常用ジーゼル発電機	有線系回線、 無線系回線、 専用の電力保安 通信用回線
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）	非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池） 充電式電池（本体内蔵）	衛星系回線 （通信事業者回線）
	データ伝送設備	データ伝送装置 SIP電話装置 SIP専用装置	非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池） 非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池） 非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池）	—
所外 通信設備 （発電所外）	総合電子防犯ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム（双方向、簡易型） IP電話（双方向、簡易型） IP-FAX（双方向、簡易型） 加入電話機 加入FAX	非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池） 非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池） 非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池） 通信事業者回線からの給電、 非常用ジーゼル発電機	
	加入電話設備	加入FAX	通信事業者回線からの給電、 非常用ジーゼル発電機	
	電力保安通信用電話設備	衛星保安電話（固定型）	非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池）	衛星系回線 （専用の通信事業者回線）
	社内テレビ会議システム	社内テレビ会議システム	非常用ジーゼル発電機	有線系回線 （専用の電力保安 通信用回線）
	社内テレビ会議システム	社内テレビ会議システム	非常用ジーゼル発電機	有線系回線 （専用の電力保安 通信用回線）
	専用電話設備	専用電話設備（地方公共団体専用ネットワーク）	非常用ジーゼル発電機	有線系回線、 衛星系回線 （専用の通信事業者回線）
	データ伝送設備	データ伝送装置 SIP電話装置	非常用ジーゼル発電機、 120V充電機（120V蓄電池）	有線系回線、 衛星系回線 （専用の通信事業者回線）

泊発電所3号炉

第10.12.1表 通信連絡設備の一覧表

通信種別	主要設備	非常用内電源設備又は無停電電源装置等	通信回路	
所内 通信設備 （発電所内）	運転指令設備（警報装置を含む）	ディジーゼル発電機 運転指令設備電源（蓄電池）	—	
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	ディジーゼル発電機 充電式電池（本体内蔵） 充電式電池	
	携帯型通話装置	移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）	ディジーゼル発電機 通信機器電源（蓄電池）	
	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） 保安電話（携帯） 保安電話（FAX）	ディジーゼル発電機 通信機器電源（蓄電池） 無停電電源 ディジーゼル発電機 充電式電池（携帯型内蔵） 充電式電池	有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信用回線）
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）	ディジーゼル発電機 充電式電池（携帯型内蔵） 充電式電池	衛星系回線 （通信事業者回線）
	電力保安通信用電話設備	衛星保安電話 専用電話	ディジーゼル発電機 通信機器電源（蓄電池） 通信機器電源（蓄電池）	衛星系回線 （専用の通信事業者回線） 有線系回線 （専用の通信事業者回線）
	社内テレビ会議システム	社内テレビ会議システム	ディジーゼル発電機 無停電電源	有線系回線 （専用の通信事業者回線） 無線系回線 （専用の電力保安通信用回線）
	総合電子防犯ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム IP電話 IP-FAX	ディジーゼル発電機 無停電電源 充電式電池	有線系回線、衛星系回線 （通信事業者が提供する特定顧客専用の総合電子防犯ネットワーク）
	加入電話設備	加入電話機 加入FAX	通信事業者回線からの給電 通信事業者回線3-5の新電 ディジーゼル発電機 無停電電源	有線系回線 （通信事業者回線）
	携帯型通話装置	充電式電池	—	無線系回線 （通信事業者回線）
所外 通信設備 （発電所外）	データ表示端末	ディジーゼル発電機 充電式電池（携帯型内蔵）	—	
	データ収集計算機	ディジーゼル発電機 無停電電源	有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信用回線） 有線系回線、衛星系回線 （専用の通信事業者回線）	
	BBS伝送サーバ	ディジーゼル発電機 無停電電源	有線系回線、衛星系回線 （専用の通信事業者回線）	

相違理由

【大飯】
 記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）
 ・表レイアウトの相違

DB/SA 設備（緑枠）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉				女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
第 10.12.1.3 表 通信設備（発電所外）（社内）の仕様						
通信 種別	主要設備		電源	通信回線		
	加入電話（注 2）（注 4）		通信事業者から給電	有線系回線 （通信事業者回線）		
	携帯電話（注 2）（注 4）		充電池	無線系回線 （通信事業者回線）		
	加入ファクシミリ（注 2）		電源車（緊急時対策所用）（DB）	有線系回線 （通信事業者回線）		
	電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） （注 1）	常時所内電源 通信用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信用 回線）		
		保安電話（携帯） （注 1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電池	無線系回線 （通信事業者回線）		
		衛星保安電話	非常用所内電源 データ伝送設備電源切り替え用無 停電電源装置	無線系回線 （通信事業者回線）		
	統合原子力防災 ネットワークに 接続する 通 信 速 格 設 備 （注 2）	TV 会議システム				
		IP 電話	電源車（緊急時対策所用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）		
		IP-FAX				
	社内 TV 会議システム		電源車（緊急時対策所用）（DB）	有線系回線 （専用の電力保安通信用 回線） 衛星系回線 （通信事業者回線）		
	衛星電話	固定（注 1）	非常用所内電源 電源車（緊急時対策所用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 （通信事業者回線）		
携帯（注 1）		充電池				
可搬		電源車（緊急時対策所用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置				
無線通話装置（注 3）		固定：常用所内電源、通信用無 停電電源装置 電源車（緊急時対策所 用）（DB） 車載：移動式設備用固定装置（マ ニタ車）の車用蓄電池	無線系回線			
(注 1)：発電所内用及び発電所外用（社外）と共用。 (注 2)：発電所外用（社外）と共用。 (注 3)：発電所内用と共用。 (注 4)：災害時優先回線を含む。						
						【大飯】 記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・表レイアウトの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉				女川原子力発電所 2 号炉				泊発電所 3 号炉				相違理由																																																						
<p>第 10.12.1.4 表 通信設備（発電所外）（社外）の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th colspan="2">主要設備</th> <th>電源</th> <th colspan="2">通信回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">通信設備 （発電所外） 社外</td> <td colspan="2">加入電話（注 2）（注 3）</td> <td>通信事業者から給電</td> <td colspan="2">有線系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">携帯電話（注 2）（注 3）</td> <td>充電電池</td> <td colspan="2">無線系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">加入ファクシミリ（注 2）</td> <td>電源車（緊急時対策用）（DB）</td> <td colspan="2">有線系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電力保安通信用 電話設備</td> <td>保安電話（固定） （注 1）</td> <td>常用所内電源 通信用無停電電源装置</td> <td colspan="2" rowspan="2">有線系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td>保安電話（携帯） （注 1）</td> <td>常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電電池</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">統合原子力防災 ネットワークに 接続する 通信連絡設備 （注 2）</td> <td>T V 会議システム</td> <td rowspan="2">電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置</td> <td colspan="2" rowspan="2">有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td>I P 電話 I P - F A X</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話</td> <td>固定（注 1）</td> <td>非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池</td> <td colspan="2" rowspan="2">衛星系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td>携帯（注 1）</td> <td>充電電池</td> </tr> <tr> <td colspan="2">緊急時衛星通報システム</td> <td>電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置</td> <td colspan="2">衛星系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注 1）：発電所内用及び発電所外用（社内）と共用。 （注 2）：発電所外用（社内）と共用。 （注 3）：災害時優先回線を含む。</p>												通信種別	主要設備		電源	通信回線		通信設備 （発電所外） 社外	加入電話（注 2）（注 3）		通信事業者から給電	有線系回線 （通信事業者回線）		携帯電話（注 2）（注 3）		充電電池	無線系回線 （通信事業者回線）		加入ファクシミリ（注 2）		電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 （通信事業者回線）		電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） （注 1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置	有線系回線 （通信事業者回線）		保安電話（携帯） （注 1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電電池	統合原子力防災 ネットワークに 接続する 通信連絡設備 （注 2）	T V 会議システム	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）		I P 電話 I P - F A X	衛星電話	固定（注 1）	非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 （通信事業者回線）		携帯（注 1）	充電電池	緊急時衛星通報システム		電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置	衛星系回線 （通信事業者回線）						<p>【大飯】 記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・表レイアウトの相違</p>			
通信種別	主要設備		電源	通信回線																																																														
通信設備 （発電所外） 社外	加入電話（注 2）（注 3）		通信事業者から給電	有線系回線 （通信事業者回線）																																																														
	携帯電話（注 2）（注 3）		充電電池	無線系回線 （通信事業者回線）																																																														
	加入ファクシミリ（注 2）		電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 （通信事業者回線）																																																														
	電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） （注 1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置	有線系回線 （通信事業者回線）																																																														
		保安電話（携帯） （注 1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電電池																																																															
	統合原子力防災 ネットワークに 接続する 通信連絡設備 （注 2）	T V 会議システム	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）																																																														
		I P 電話 I P - F A X																																																																
衛星電話	固定（注 1）	非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 （通信事業者回線）																																																															
	携帯（注 1）	充電電池																																																																
緊急時衛星通報システム		電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置	衛星系回線 （通信事業者回線）																																																															
<p>第 10.12.1.5 表 データ伝送設備の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th colspan="2">主要設備</th> <th>電源</th> <th colspan="2">通信回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">データ伝送設備 発電所内</td> <td colspan="2">SPDS 表示装置</td> <td>電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置</td> <td colspan="2" rowspan="2">有線系回線、無線系回線</td> </tr> <tr> <td colspan="2">安全パラメータ表示システム（SPDS）（注 1）</td> <td>非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">データ伝送設備 発電所外</td> <td colspan="2">安全パラメータ表示システム（SPDS）（注 1）</td> <td>非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置</td> <td colspan="2">有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信用回線）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">安全パラメータ伝送システム</td> <td></td> <td colspan="2">有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注 1）：発電所内用及び発電所外用と共用。</p> <p>【説明資料（2.2～2.3:P4-35～24～28）】</p>												通信種別	主要設備		電源	通信回線		データ伝送設備 発電所内	SPDS 表示装置		電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線		安全パラメータ表示システム（SPDS）（注 1）		非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置	データ伝送設備 発電所外	安全パラメータ表示システム（SPDS）（注 1）		非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信用回線）		安全パラメータ伝送システム			有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）																														
通信種別	主要設備		電源	通信回線																																																														
データ伝送設備 発電所内	SPDS 表示装置		電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線																																																														
	安全パラメータ表示システム（SPDS）（注 1）		非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置																																																															
データ伝送設備 発電所外	安全パラメータ表示システム（SPDS）（注 1）		非常用所内電源 データ伝送設備電源切替装置用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 （専用の電力保安通信用回線）																																																														
	安全パラメータ伝送システム			有線系回線、衛星系回線 （通信事業者回線）																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内、外の通信連絡設備として、以下に記載する警報装置、通信設備及びデータ伝送設備を設置する。</p> <p>概要を図1に示す。</p> <p>警報装置 : 事故等が発生した場合に、建屋内外の者への退避の指示を行う。</p> <p>通信設備（発電所内） : 中央制御室、緊急時対策所指揮所から建屋内外の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>データ伝送設備（発電所内） : 緊急時対策所指揮所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(2)安全パラメータ表示システム(SPDS) 重大事故等時に対処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へデータを伝送する。</p> <p>通信設備（発電所外） : 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を行う。</p> <p>データ伝送設備（発電所外） : 所内から所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>通信連絡設備の概要を第2.1-1 図に示す。</p> <p>(1) 警報装置 事故等が発生した場合に、建屋内外の者へ退避の指示を行う。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>(3) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、緊急時対策所へデータを伝送する。</p> <p>(4) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。</p> <p>(5) データ伝送設備 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>2. 通信連絡設備</p> <p>2.1 通信連絡設備の概要</p> <p>発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>通信連絡設備の概要を第2.1.1図に示す。</p> <p>(1) 警報装置 事故等が発生した場合に、建屋内外の者へ退避の指示を行う。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。</p> <p>(3) データ伝送設備（発電所内） 事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、緊急時対策所指揮所へデータを伝送する。</p> <p>(4) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。</p> <p>(5) データ伝送設備（発電所外） 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・大飯は、通信連絡設備の内訳を記載していない 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要な情報を伝送することは変わらない。 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・音声等による連絡は変わらない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・泊は、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図1 通信連絡設備の概要</p>	<p>第2.1-1図 通信連絡設備の概要</p>	<p>第2.1.1図 通信連絡設備の概要</p>	<p>DB/SAに係る内容(当図)</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>図2.1-1 通信連絡設備の概要</p>		<p>第2.1.1図 通信連絡設備の概要</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

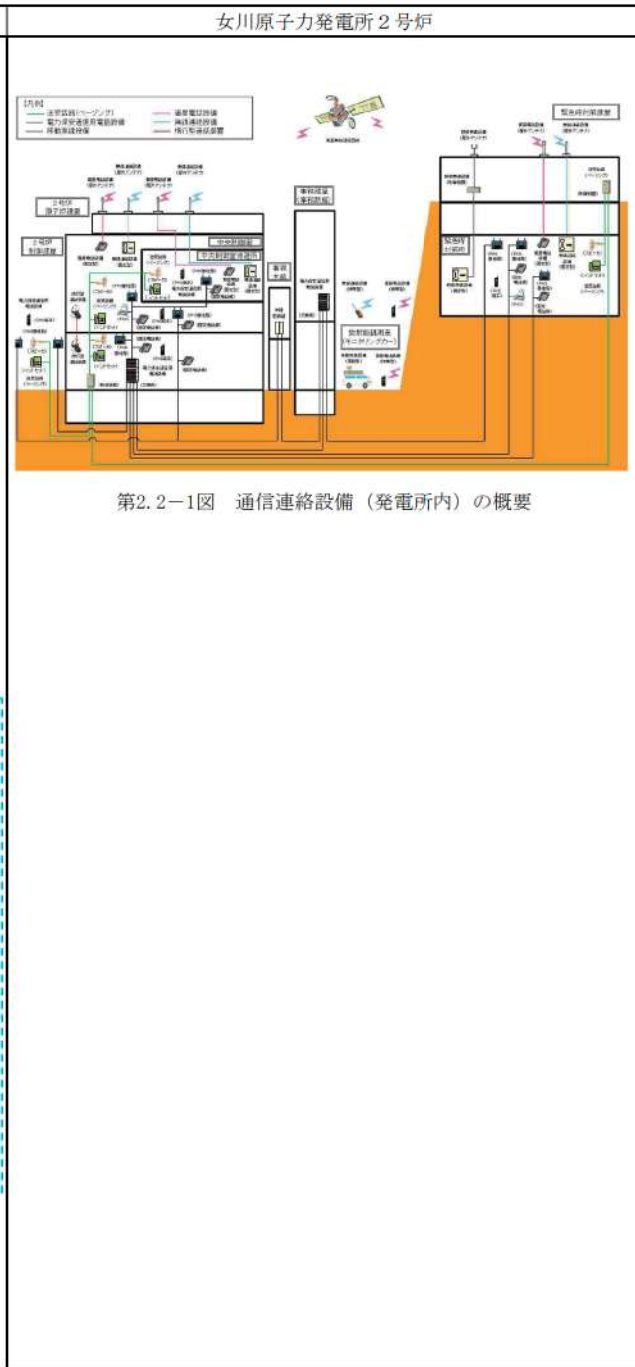
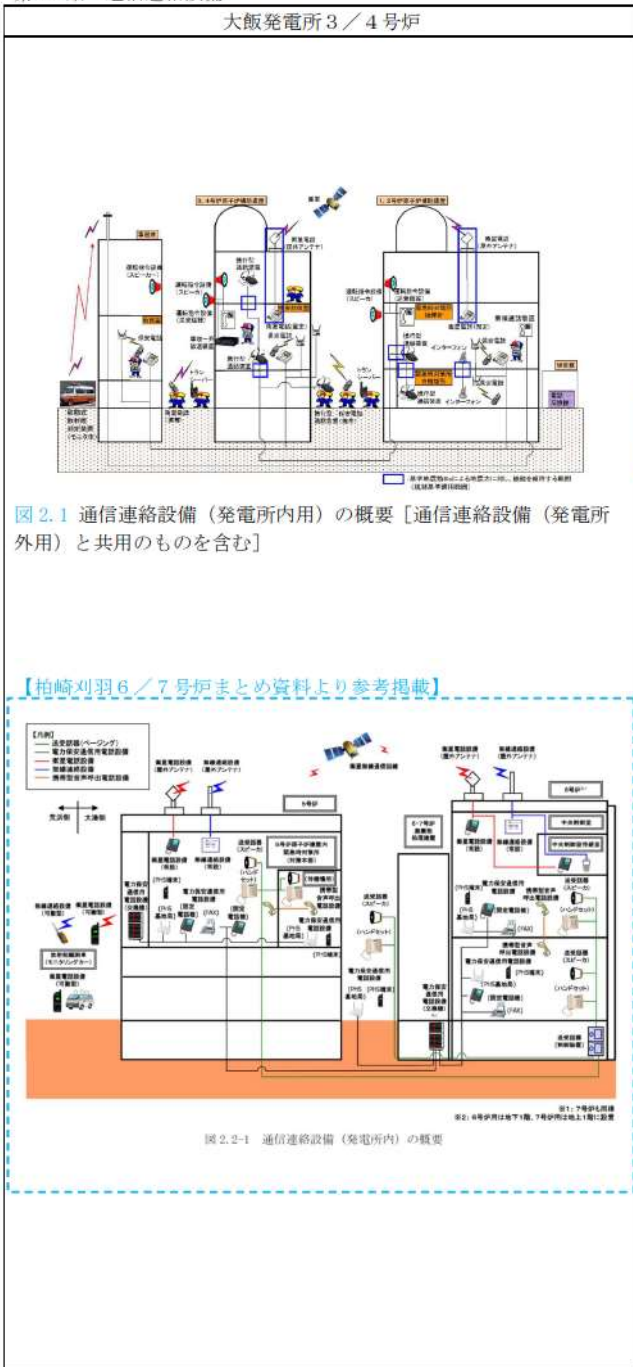
第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる警報装置（事故一斉放送装置）及び多様性を確保した通信設備（発電所内（電力保安通信用電話設備（保安電話）、運転指令設備（送受話器）、トランシーバー、携行型通話装置、衛星電話、インターフォン及び無線通話装置）及びデータ伝送設備（発電所内）（安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置））を設置している。</p> <p>【拍崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、6号及び7号炉に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する固定電話機を接続する設計とする。</p>	<p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第2.2-1 図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第2.2-1 表に示す。 また、通信連絡設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、2号炉に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と緊急時対策所内に設置する固定電話機を接続する設計とする。</p>	<p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第2.2.1 図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第2.2.1表に示す。 また、通信連絡設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、管理事務所内に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する保安電話（固定）を接続する設計とする。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・大飯も、当章にて警報装置の概要も説明している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） 【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する建屋として原子炉補助建屋を挙げた。 【大飯】設計方針の相違 ・2-2⑨記載のとおり 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の範囲）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備（交換機）の設置場所の相違。女川は発電所建屋に設置されているが泊は事務所建屋に設置されている 【大飯】【女川】設計方針の相違 ・2-2⑨記載のとおり 【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																			
<p>また、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、定期的な外観点検及び通話通信確認により適切な保守管理を行う。 概要を図2.1及び図2.2に示す。</p>	<p>万が一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携帯型通話装置により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>万が一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携帯型通話装置により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違・記載の統一（パー） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）・泊は、データ伝送設備を2.4に記載している（女川同様）</p>																																																																																																			
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表2.2-1 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1" data-bbox="89 574 683 973"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>通信回線種別</th> <th>通信連絡の場所^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受信器（警報装置を含む。）</td> <td>ハンドセット・スピーカー</td> <td>有線系回線</td> <td>・緊急時対策所—中央制御室 ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>固定電話機</td> <td></td> <td>有線系回線</td> <td>・緊急時対策所—中央制御室 ・中央制御室—現場（屋内）</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>PHS端末</td> <td>有線系/無線系回線</td> <td>・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>FAX</td> <td>有線系回線</td> <td>・緊急時対策所—中央制御室</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）</td> <td>衛星系回線</td> <td>・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可搬型）</td> <td>無線系回線</td> <td>・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話設備</td> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>有線系回線</td> <td>・中央制御室—現場（屋内） ・緊急時対策所^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 緊急時対策所：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 中央制御室：6号及び7号炉中央制御室 現場（屋内）：コントロール建屋、原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋 ※2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の計画本部と持機場所間の通信連絡を行う。</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}	送受信器（警報装置を含む。）	ハンドセット・スピーカー	有線系回線	・緊急時対策所—中央制御室 ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外）	固定電話機		有線系回線	・緊急時対策所—中央制御室 ・中央制御室—現場（屋内）	電力保安通信用電話設備	PHS端末	有線系/無線系回線	・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外）		FAX	有線系回線	・緊急時対策所—中央制御室	衛星電話設備	衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）	衛星系回線	・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）	無線連絡設備	無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可搬型）	無線系回線	・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）	携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機	有線系回線	・中央制御室—現場（屋内） ・緊急時対策所 ^{※2}	<p>第2.2-1表 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1" data-bbox="750 550 1265 1013"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>通信回線種別</th> <th>通信連絡の場所^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受信器（ハンドセット）（警報装置を含む。）</td> <td>ハンドセット・スピーカー</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>固定電話機</td> <td></td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋内）</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>PHS端末</td> <td>電話</td> <td>有線系/無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・現場（屋外）—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>FAX</td> <td>FAX</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線設備（固定型）、移動無線設備（車載型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>衛星系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・現場（屋外）—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>携帯型通話装置</td> <td></td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・中央制御室—現場（屋内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 現場（屋内）：制御室、原子炉建屋、タービン建屋</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}	送受信器（ハンドセット）（警報装置を含む。）	ハンドセット・スピーカー	電話	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）	固定電話機		電話	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋内）	電力保安通信用電話設備	PHS端末	電話	有線系/無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・現場（屋外）—現場（屋外）		FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室	移動無線設備	移動無線設備（固定型）、移動無線設備（車載型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所—現場（屋外）	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・現場（屋外）—現場（屋外）	携帯型通話装置		電話	有線系回線 ・中央制御室—現場（屋内）	<p>第2.2.1表 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1" data-bbox="1355 542 1948 1316"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>機能</th> <th>通信回線種別</th> <th>通信連絡の場所^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転指令設備（警報装置を含む。）</td> <td></td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所指揮所—中央制御室 ・緊急時対策所待機所—中央制御室 ・緊急時対策所指揮所—現場（屋内） ・緊急時対策所待機所—現場（屋内） ・緊急時対策所待機所—現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋内）—現場（屋内） ・現場（屋内）—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外） ・緊急時対策所待機所 —緊急時対策所待機所</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>保安電話（固定）^{※2} 保安電話（携帯）^{※2}</td> <td>電話</td> <td>有線系回線 無線系回線 ・緊急時対策所指揮所—中央制御室 ・緊急時対策所待機所—中央制御室 ・緊急時対策所指揮所—現場（屋内） ・緊急時対策所待機所—現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所—現場（屋外） ・緊急時対策所待機所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋内）—現場（屋内） ・現場（屋内）—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外） ・緊急時対策所待機所 —緊急時対策所待機所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安電話（FAX）^{※2}</td> <td>FAX</td> <td>有線系回線 ・緊急時対策所指揮所—中央制御室</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所指揮所—中央制御室 ・緊急時対策所指揮所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>携帯型通話装置</td> <td></td> <td>電話</td> <td>有線系回線 ・中央制御室—現場（屋内）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（固定型）^{※2} 衛星電話設備（携帯型）^{※2}</td> <td>電話</td> <td>衛星系回線 ・緊急時対策所指揮所—中央制御室 ・緊急時対策所指揮所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）</td> <td>電話</td> <td>無線系回線 ・緊急時対策所指揮所—現場（屋外）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 現場（屋内）：原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋等 ※2 発電所内と発電所外で共用</p> <p>DBに係る内容（当表） 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績を反映） 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}	運転指令設備（警報装置を含む。）		電話	有線系回線 ・緊急時対策所指揮所—中央制御室 ・緊急時対策所待機所—中央制御室 ・緊急時対策所指揮所—現場（屋内） ・緊急時対策所待機所—現場（屋内） ・緊急時対策所待機所—現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋内）—現場（屋内） ・現場（屋内）—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外） ・緊急時対策所待機所 —緊急時対策所待機所	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） ^{※2} 保安電話（携帯） ^{※2}	電話	有線系回線 無線系回線 ・緊急時対策所指揮所—中央制御室 ・緊急時対策所待機所—中央制御室 ・緊急時対策所指揮所—現場（屋内） ・緊急時対策所待機所—現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所—現場（屋外） ・緊急時対策所待機所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋内）—現場（屋内） ・現場（屋内）—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外） ・緊急時対策所待機所 —緊急時対策所待機所		保安電話（FAX） ^{※2}	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所指揮所—中央制御室	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所指揮所—中央制御室 ・緊急時対策所指揮所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）	携帯型通話装置		電話	有線系回線 ・中央制御室—現場（屋内）	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） ^{※2} 衛星電話設備（携帯型） ^{※2}	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所指揮所—中央制御室 ・緊急時対策所指揮所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）	移動無線設備	移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所指揮所—現場（屋外）
主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}																																																																																																			
送受信器（警報装置を含む。）	ハンドセット・スピーカー	有線系回線	・緊急時対策所—中央制御室 ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外）																																																																																																			
固定電話機		有線系回線	・緊急時対策所—中央制御室 ・中央制御室—現場（屋内）																																																																																																			
電力保安通信用電話設備	PHS端末	有線系/無線系回線	・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外）																																																																																																			
	FAX	有線系回線	・緊急時対策所—中央制御室																																																																																																			
衛星電話設備	衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）	衛星系回線	・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）																																																																																																			
無線連絡設備	無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可搬型）	無線系回線	・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）																																																																																																			
携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機	有線系回線	・中央制御室—現場（屋内） ・緊急時対策所 ^{※2}																																																																																																			
主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}																																																																																																			
送受信器（ハンドセット）（警報装置を含む。）	ハンドセット・スピーカー	電話	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）																																																																																																			
固定電話機		電話	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋内）																																																																																																			
電力保安通信用電話設備	PHS端末	電話	有線系/無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・緊急時対策所—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・現場（屋外）—現場（屋外）																																																																																																			
	FAX	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室																																																																																																			
移動無線設備	移動無線設備（固定型）、移動無線設備（車載型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所—現場（屋外）																																																																																																			
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外）																																																																																																			
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所—中央制御室 ・緊急時対策所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・現場（屋外）—現場（屋外）																																																																																																			
携帯型通話装置		電話	有線系回線 ・中央制御室—現場（屋内）																																																																																																			
主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所 ^{※1}																																																																																																			
運転指令設備（警報装置を含む。）		電話	有線系回線 ・緊急時対策所指揮所—中央制御室 ・緊急時対策所待機所—中央制御室 ・緊急時対策所指揮所—現場（屋内） ・緊急時対策所待機所—現場（屋内） ・緊急時対策所待機所—現場（屋外） ・緊急時対策所指揮所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋内）—現場（屋内） ・現場（屋内）—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外） ・緊急時対策所待機所 —緊急時対策所待機所																																																																																																			
電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） ^{※2} 保安電話（携帯） ^{※2}	電話	有線系回線 無線系回線 ・緊急時対策所指揮所—中央制御室 ・緊急時対策所待機所—中央制御室 ・緊急時対策所指揮所—現場（屋内） ・緊急時対策所待機所—現場（屋内） ・緊急時対策所指揮所—現場（屋外） ・緊急時対策所待機所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋内） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋内）—現場（屋内） ・現場（屋内）—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外） ・緊急時対策所待機所 —緊急時対策所待機所																																																																																																			
	保安電話（FAX） ^{※2}	FAX	有線系回線 ・緊急時対策所指揮所—中央制御室																																																																																																			
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所指揮所—中央制御室 ・緊急時対策所指揮所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）																																																																																																			
携帯型通話装置		電話	有線系回線 ・中央制御室—現場（屋内）																																																																																																			
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） ^{※2} 衛星電話設備（携帯型） ^{※2}	電話	衛星系回線 ・緊急時対策所指揮所—中央制御室 ・緊急時対策所指揮所—現場（屋外） ・中央制御室—現場（屋外） ・現場（屋外）—現場（屋外）																																																																																																			
移動無線設備	移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策所指揮所—現場（屋外）																																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

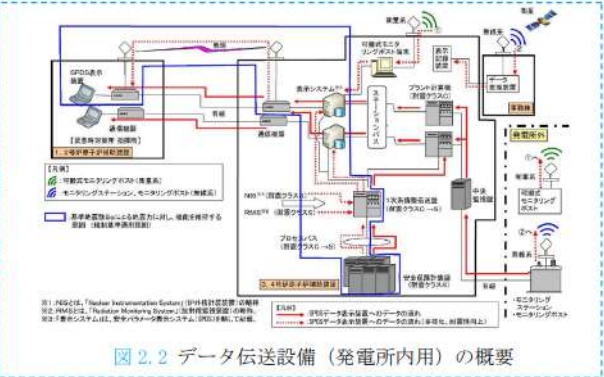


相違理由
 DB/SAに係る内容(当図)

【女川】記載方針の相違・泊は通信連絡設備（発電所外）と共用している設備も含めて記載している旨を記載している（大阪同様）

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 <p>図 2.2 データ伝送設備（発電所内用）の概要</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績を反映） ・泊は、データ伝送設備を 2.4 に記載している （女川同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.2 通信連絡設備（発電所外用）の概要</p> <p>発電所外の社内関係箇所との連絡用として、電力保安通信用電話設備（保安電話）、社内TV会議システム及び電力保安通信用電話設備（衛星保安電話）等を設置している。電力保安通信用電話設備（保安電話）は、当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続している。</p> <p>社内TV会議システムは、当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線）及び通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（衛星系回線）に接続している。電力保安通信用電話設備（衛星保安電話）は、通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（衛星系回線）に接続している。これらの回線は、多様性を確保した専用回線としている。</p> <p>社外との連絡用として、通信事業者が提供する加入電話、携帯電話及び衛星電話等を設置している。また、多様性を確保した通信事業者が提供する統合原子力防災ネットワーク（有線系回線及び衛星系回線）に接続する通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータを伝送出来る設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置している。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）については、バックアップとして当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続し原子力事業本部からも伝送できるようにしている。</p>	<p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>(1) 所外必要箇所の選定 発電所外の通信連絡をする必要がある場所として、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第2.3-1図、第2.3-2図及び第2.3-3図に示す。 また、通信連絡設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p>	<p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>(1) 所外必要箇所の選定 発電所外の通信連絡をする必要がある場所として、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第2.3.1図、第2.3.2図及び第2.3.3図に示す。 また、通信連絡設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2③記載のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）・大飯は通信連絡設備を一括して記載している</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 電力保安通信用電話設備 専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している固定電話機、PHS 端末、FAX 及び通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話（固定型）</p> <p>b. 社内テレビ会議システム 専用の電力保安通信用回線（有線系）及び通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続しているテレビ会議システム</p> <p>c. 局線加入電話設備 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）</p> <p>e. 衛星電話設備 通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）</p>	<p>a. 電力保安通信用電話設備 専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している保安電話（固定）、保安電話（携帯）、保安電話（FAX）、通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話及び通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続している専用電話</p> <p>b. 社内テレビ会議システム 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）及び専用の電力保安通信用回線（無線系）に接続しているテレビ会議システム</p> <p>c. 加入電話設備 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する専用電話設備（固定型）及び専用電話設備（FAX）</p> <p>e. 衛星電話設備 通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び衛星電話設備（携帯型）</p> <p>f. 携帯電話 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（無線系）に接続している携帯電話</p>	<p>a. 電力保安通信用電話設備 専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している保安電話（固定）、保安電話（携帯）、保安電話（FAX）、通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話及び通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続している専用電話</p> <p>b. 社内テレビ会議システム 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）及び専用の電力保安通信用回線（無線系）に接続しているテレビ会議システム</p> <p>c. 加入電話設備 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する専用電話設備（固定型）及び専用電話設備（FAX）</p> <p>e. 衛星電話設備 通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び衛星電話設備（携帯型）</p> <p>f. 携帯電話 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（無線系）に接続している携帯電話</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】設計方針の相違・2-2①記載のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違・2-2②記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・女川は主回線を自社回線、バックアップに通信事業者の衛星系回線を使用しているが泊は主回線を通信事業者回線、バックアップに自社回線の無線系回線を使用している。専用回線を使用していること及び通信回線の多様性を確保することには相違ないことから、問題はない。</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑧記載のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違・2-2⑥記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑤記載のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>また、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的な外観点検、通話通信確認等により適切な保守管理を行う。</p>	<p>f. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いた IP 電話、IP-FAX、テレビ会議システム</p> <p>なお、専用の電力保安通信用回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線及び排気筒に固定設置する無線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。万が一、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>g. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いた IP 電話、IP-FAX 及びテレビ会議システム</p> <p>なお、専用の電力保安通信用回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線及び管理事務所の通信鉄塔に固定設置する無線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。万が一、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 女川：「、」、泊：「及び」</p> <p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備の無線系回線の設置場所の相違。女川：発電所建屋の排気筒、泊：管理事務所の通信鉄塔（伊方、川内、玄海、島根と同様）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（万ー）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績を反映） ・女川・泊は、データ伝送設備を 2.4 に記載している</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

概要を図3~6に示す。

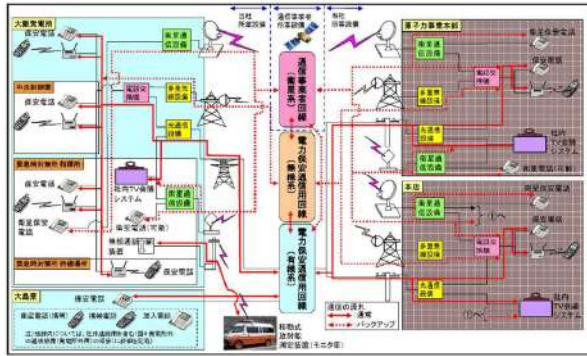


図3 通信設備（発電所外）の概要（社内関係箇所）

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

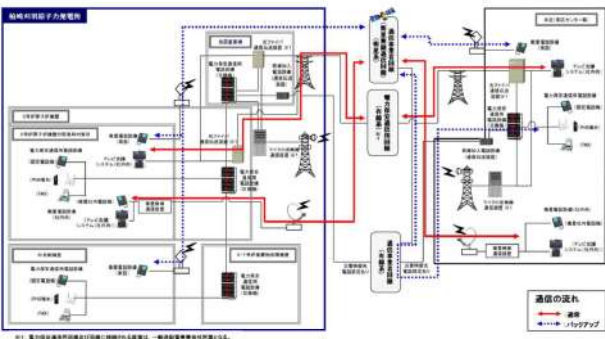
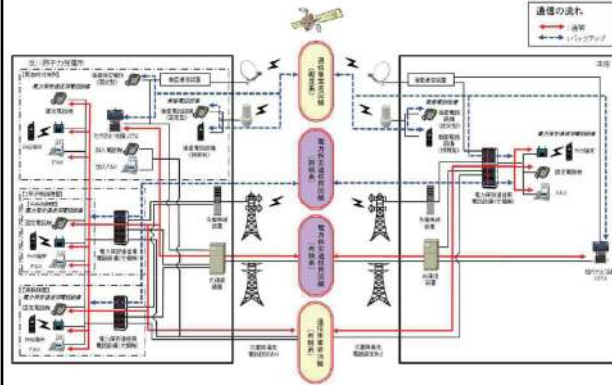


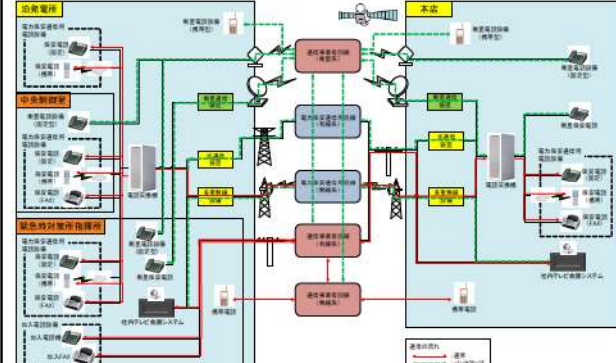
図2-3-1 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その1）
 （テレビ会議システム（社内向）、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備）

女川原子力発電所2号炉



第2.3-1図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その1）
 （電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、衛星電話設備）

泊発電所3号炉



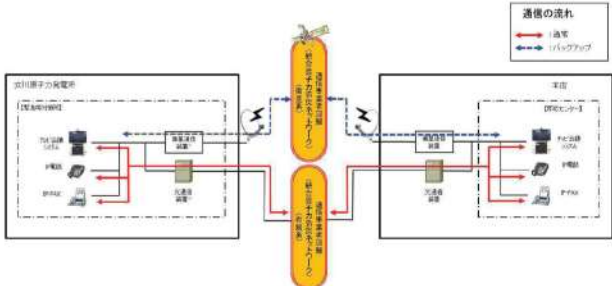
第2.3.1図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要
 （電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、衛星電話設備、携帯電話）

相違理由

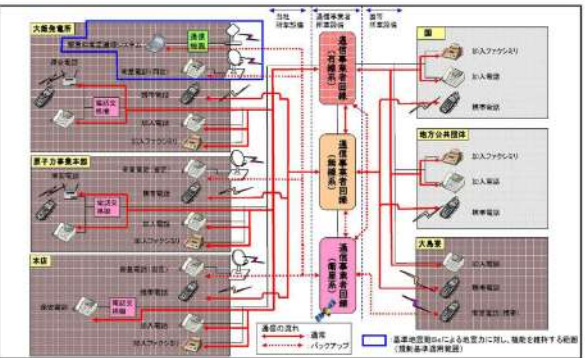
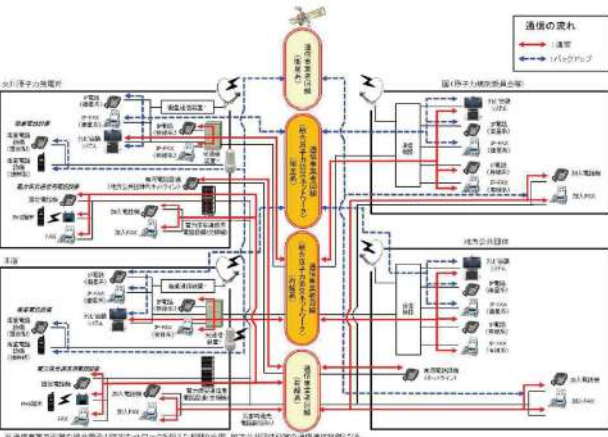
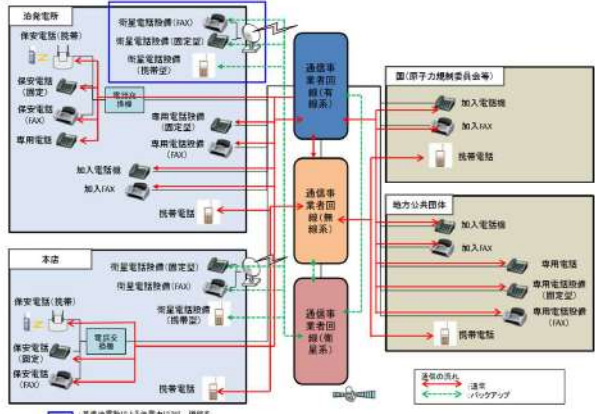
【女川】設計方針の相違
 ・2-2⑤記載のとおり

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>第 2.3-2 図 通信連絡設備（発電所外 [社内関係箇所]）の概要（その 2） （統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）</p>		DB/SA に係る内容 (当図)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 <p>図 4 通信設備（発電所外）の概要（社外関係箇所 1 / 2）</p>	 <p>第 2.3-3 図 通信連絡設備（発電所外 [社外関係箇所]）の概要（衛星電話設備、専用電話設備（ホットライン）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）</p>	 <p>第 2.3.2 図 通信連絡設備（発電所外 [社外関係箇所]）の概要（その 1）（加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話）</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

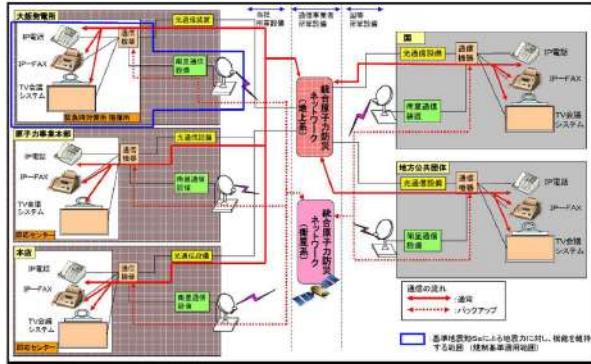


図5 通信設備（発電所外）の概要（社外関係箇所2/2）

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

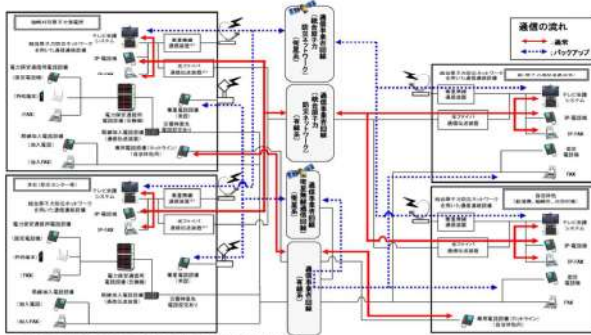
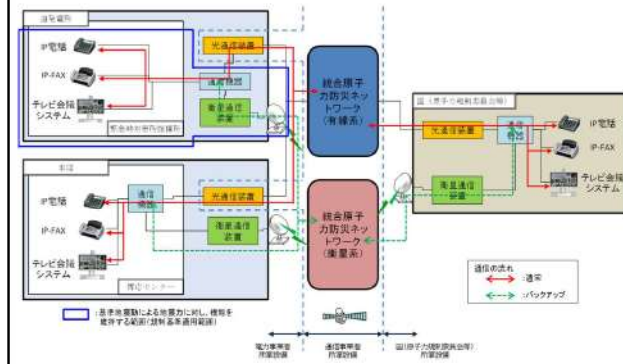


図2.3-3 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要



第2.3.3図 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その2）
 （統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）

DB/SAに係る内容(当図)

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>【大飯3/4号炉まとめ資料より比較のため再掲】 多様性を確保した通信事業者が提供する統合原子力防災ネットワーク（有線系回線及び衛星系回線）に接続する通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータを伝送出来る設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置している。 データ伝送設備（発電所外）については、バックアップとして当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続し原子力事業本部からも伝送できるようにしている。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、6号及び7号炉と5号炉間を直接接続する設計とする。</p>	<p>2.4 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、データ収集装置からデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）及び通信事業者が提供する専用の衛星無線通信回線（衛星系）にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第2.4-1 図に示す。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備のうち、設計基準対象施設であるデータ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、2号炉と緊急時対策所間を直接接続する設計とする。 万が一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が継続可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>2.4 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外） 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、データ収集計算機からデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第2.4.1 図に示す。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設であるデータ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及びデータ表示端末は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、3号炉と緊急時対策所間を直接接続する設計とする。 万一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が継続可能な設計とする。 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ） 【女川】設計方針の相違 ・2-2②記載のとおり 【柏崎】記載方針の相違 2-3③のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2③記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・当社は先行PWR 同様に通信事業者が提供する専用の衛星無線通信回線（衛星系）を保有していない。ただし、パラメータを共有する手段として、衛星電話設備（FAX）を保有している。 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績を反映） ・大飯も泊と同様に統合原子力防災ネットワークおよび電力保安通信用回線の2種類の回線でデータ伝送しており、設備構成に相違は無い。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3③のとおり</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（万一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉
 2.2 多様性を確保した専用通信回線
 通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる。
 設備ごとに接続する通信回線について表1に記載し、その概要を図7に示す。

女川原子力発電所2号炉
 2.5 多様性を確保した通信回線
 通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。多様性を確保した通信回線を第2.5-1表に記載するとともに、概要を第2.5-1図に示す。

泊発電所3号炉
 2.5 多様性を確保した通信回線
 通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。多様性を確保した通信回線を第2.5.1表に記載するとともに、概要を第2.5.1図に示す。

相違理由
 DBに係る内容（当ページ）
 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）
 ・大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線
 【大飯】記載表現の相違・女川・泊では必ずしも専用の通信回線ではないことから、通信回線と記載。

【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）

なお、通信連絡設備（無線系）の通信手段は、意図的な妨害電波等への対策として、外部からの妨害電波等によって、機器が性能劣化を起こさずに正常に動作するよう対策を施し、かつ、傍受されにくいデジタル無線機等を設置する設計としている。

なお、通信連絡設備（無線系）の通信手段は、意図的な妨害電波等への対策として、外部からの妨害電波等によって、機器が性能劣化を起こさずに正常に動作するよう対策を施し、かつ、傍受されにくいデジタル無線機等を設置する設計としている。

表1 多様性を確保した専用通信回線

主要設備	通信回線種類	専用	輻輳	必要容量	回線容量
保安電話	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○	<無線系> 52Mbps <有線系> 512kbps 54Kbps×8回線	<無線系> 52Mbps <有線系> 6Mbps 602Mbps
		無線系(多量無線) 2方向	○		
緊急保安電話	通信事業者回線	有線系	○	99kbps (32kbps×3台+96kbps)	99kbps
衛星電話(可搬)	通信事業者回線	衛星系	○	32kbps	32kbps
社内TV会議システム	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○	2Mbps	10Mbps
	通信事業者回線	衛星系	○	384kbps	1Mbps
加入電話(災害時優先電話)	通信事業者回線	有線系(タルケーブル)	-	10台	-
衛星電話(災害時優先電話)	通信事業者回線	無線系	-	15台	-
衛星電話	通信事業者回線	衛星系	-	8kbps	144kbps
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	通信事業者回線 (統合原子力防災ネットワーク)	有線系(光ケーブル)	472kbps ^{※1}	
	IP電話			TV会議 384kbps 1台 IP電話 88kbps 1台 IP-FAX 9 ^{※1} 1台	5Mbps
	IP-FAX		衛星系	210Mbps	340kbps
データ伝送システム(発電所外)	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	○	730kbps	100Mbps
		無線系(多量無線) 2方向	○	730kbps	1.5Mbps
	通信事業者回線	有線系(光ケーブル)	○	40kbps ^{※2}	5Mbps
	通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)	衛星系	○	40kbps ^{※2}	340kbps
緊急時衛星連絡システム	通信事業者回線	衛星系	-	64kbps	144kbps
無線遠隔装置	無線回線	無線系	○	1台	-

【凡例】 ○：輻輳の制限なし、○：輻輳の恐れが少ない △：一部回線に比べ制限が少ない ×：輻輳の恐れがある

※1 帯域幅が狭いため、5Mbpsでの空き帯域で通信する。 ※2 号炉単位でデータ伝送しており、号炉毎の必要容量の最大値を記載。

第2.5-1表 多様性を確保した通信回線

通信回線種類	主要設備	機能	専用	輻輳の制限 [※]	
電力保安通信回線	有線系回線(光ケーブル)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} FAX	電話 FAX	○ ○	
	無線系回線(多量無線)	電力保安通信用 電話設備 ^{※1} FAX	電話 FAX	○ ○	
		データ伝送設備	データ伝送	○	
	有線系回線(タルケーブル)	加入電話設備 (災害時優先契約あり)	加入FAX 加入電話機	- -	○ ×
		加入電話設備 (災害時優先契約なし)	加入FAX	-	× ^{※2}
	通信事業者回線	衛星電話設備	衛星電話設備(固定型)	電話	-
電力保安通信用電話設備		衛星電話設備(機密型)	電話	-	
社内テレビ会議システム		電力保安電話(固定型)	テレビ会議	○	
データ伝送設備		SPDS伝送装置	データ伝送	○	
有線系回線(光ケーブル)	専用電話設備	専用電話設備 (地方公共団体共通ボックライン)	電話	○	
	IP電話	IP-FAX	電話 FAX	○ ○	
無線系回線(光ケーブル)	統合原子力防災ネットワークを用いた通信	テレビ会議システム	テレビ会議	○	
	衛星電話	IP-FAX	電話 FAX	○ ○	
有線系回線(光ケーブル)	データ伝送設備	SPDS伝送装置	データ伝送	○	

※1：局線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能
 ※2：通信の制限とは、輻輳のほか、災害発生時等の通信事業者による通信制限を想定
 ※3：通信の制限時は、ほかの通信連絡設備で発電所外への連絡が可能

【凡例】専用 ○：専用回線、-：非専用回線
 ・通信の制限 ○：制限なし、○：制限の恐れが少ない ×：制限の恐れがある

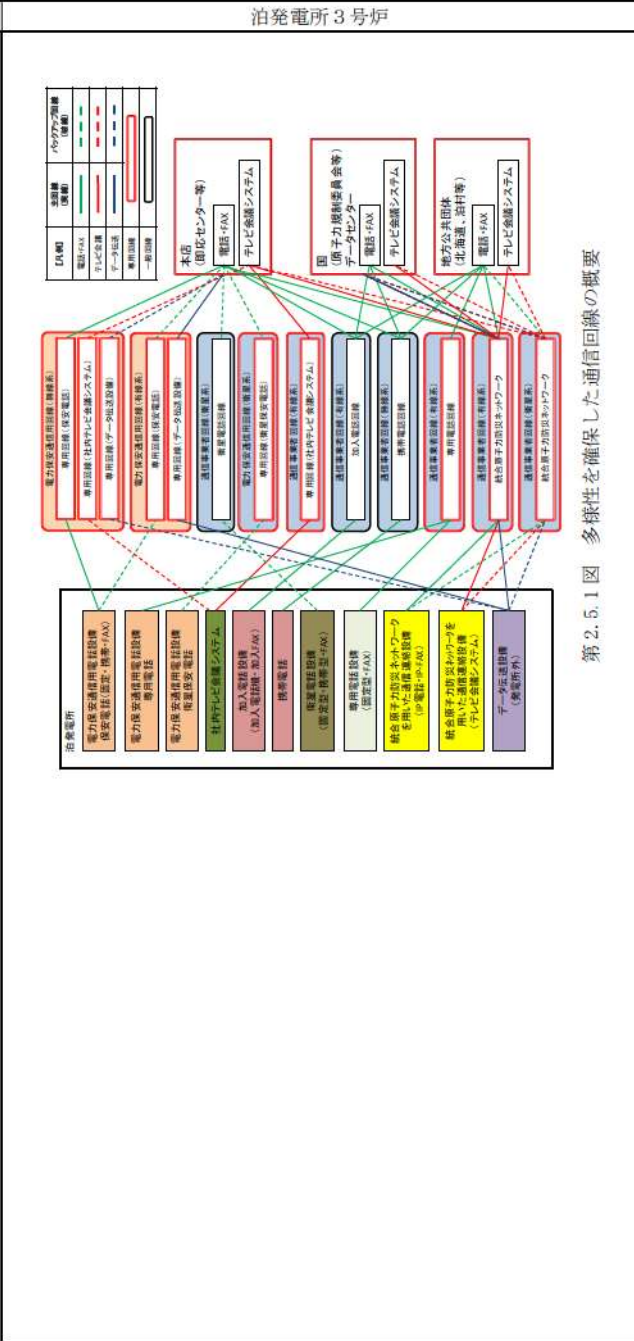
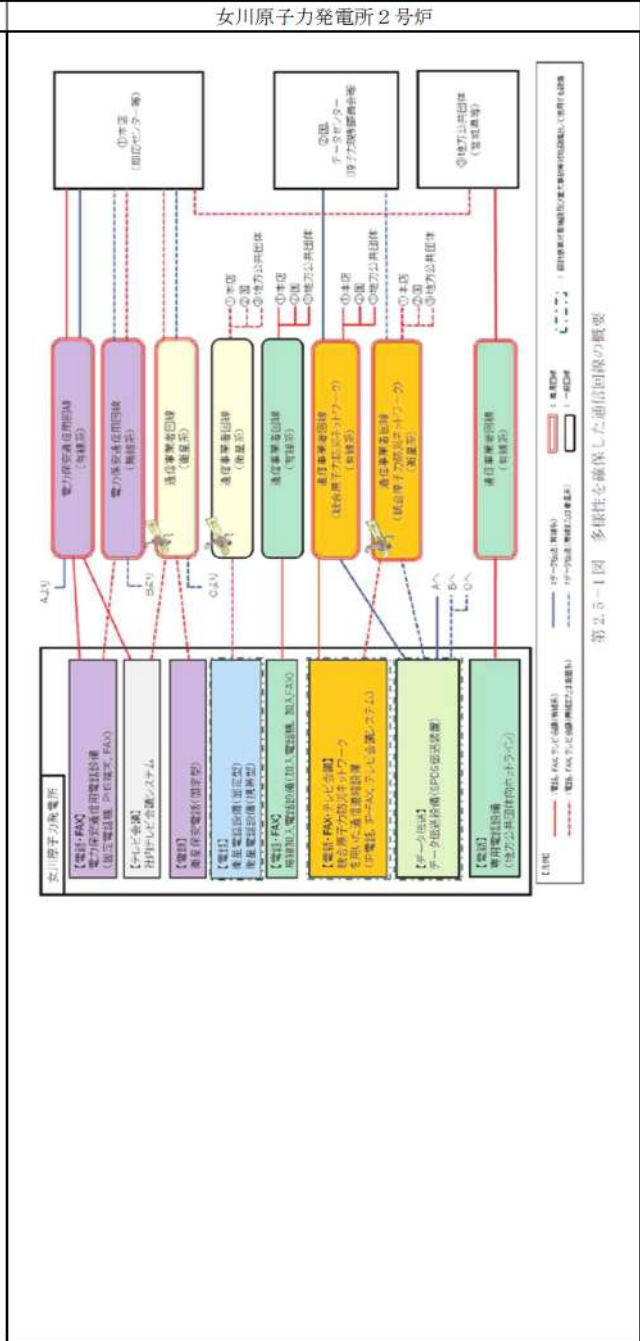
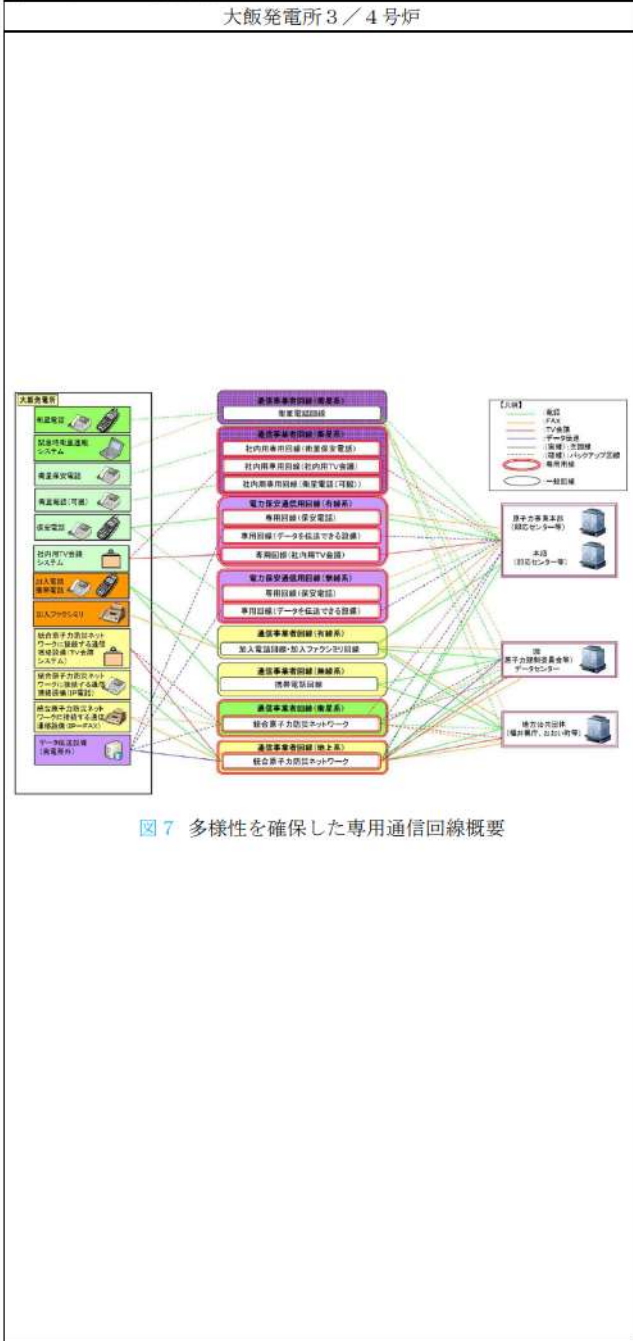
第2.5.1表 多様性を確保した通信回線

通信回線種類	主要設備	機能	専用	輻輳 [※]	
電力保安通信回線	有線系回線(光ケーブル)	保安電話(固定) 保安電話(機密) 保安電話(FAX)	電話 FAX	○ ○ ○	
	無線系回線(多量無線)	データ伝送設備(伝送専用)	EBSS伝送サーバ	データ伝送	○
		電力保安通信用電話設備 ^{※1} 保安電話(固定) 保安電話(機密)	電話	○	
		データ伝送設備(発電所外)	EBSS伝送サーバ	データ伝送	○
通信事業者回線	有線系回線(タルケーブル)	電力保安通信用電話設備 加入電話設備(災害時優先契約あり)	専用電話 加入電話機 加入FAX	○ - ○	
		加入電話設備(災害時優先契約なし)	加入電話機 加入FAX	- ×	
	無線系回線(光ケーブル)	専用電話設備(固定型) 専用電話設備(IPAX)	専用電話 FAX	○ ○	
	無線系回線	携帯電話(災害時優先契約あり)	携帯電話	-	○
		携帯電話(災害時優先契約なし)	携帯電話	-	× ^{※2}
	衛星系回線	衛星電話設備(固定型) 衛星電話設備(機密型) 衛星電話設備(IPAX)	衛星電話 FAX	- ○ ○	
通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)	有線系回線(光ケーブル)	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話 IP-FAX テレビ会議システム	○ ○ ○	
	無線系回線(光ケーブル)	データ伝送設備(発電所外)	EBSS伝送サーバ	データ伝送	○

※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能
 ※2：制限とは、輻輳のほか、災害発生時等の通信事業者による通信制限を想定
 ※3：制限時は、ほかの通信連絡設備で発電所外への連絡が可能

【凡例】専用 ○：専用回線、-：非専用回線
 ・制限 ○：制限なし、○：制限の恐れが少ない ×：制限の恐れがある

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



相違理由
 DBに係る内容（当ページ）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

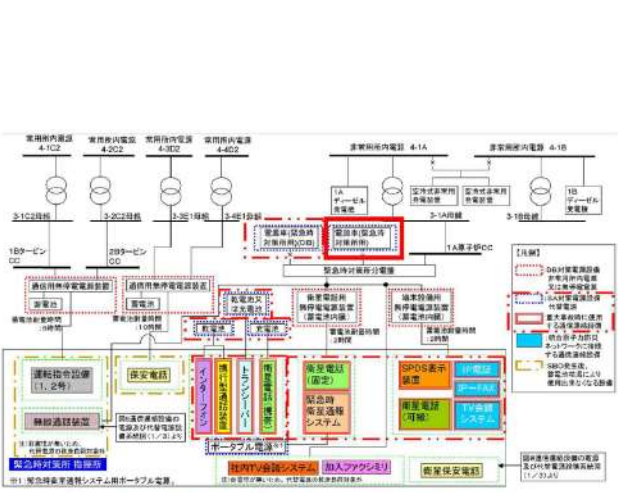
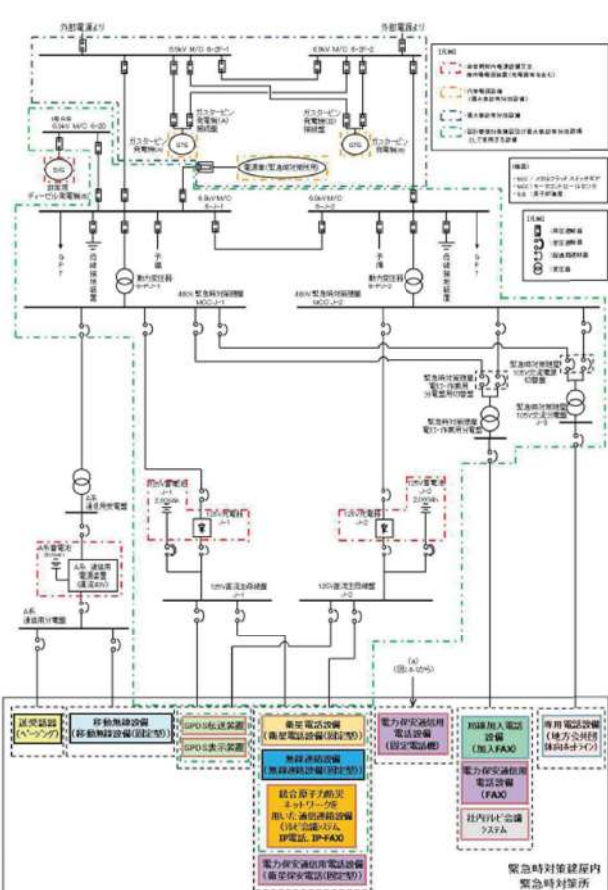
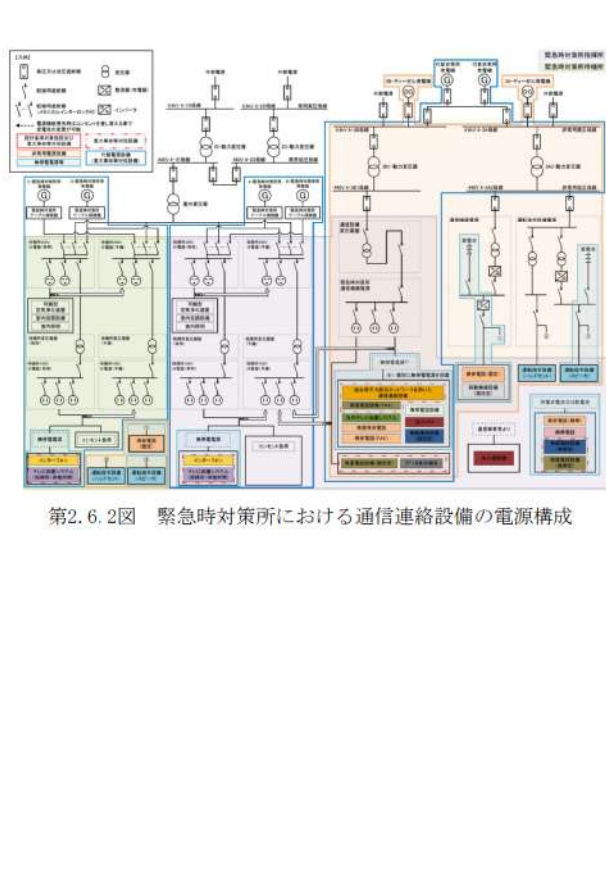
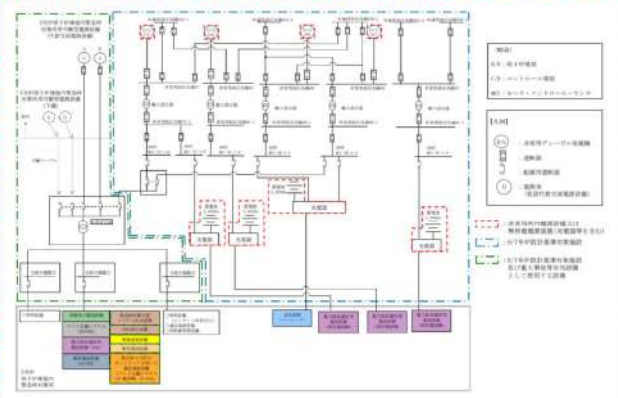
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備</p> <p>通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源から給電可能としている。又、重大事故等対処設備の通信連絡設備（衛星電話（固定）等）は、代替電源設備（電池等を含む。）から給電可能としている。通信連絡設備の電源接続系統図を図8～10に示し、接続電源の一覧を表2、3に記載する。</p> <p>図8は、大飯発電所3/4号炉の通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図を示している。図には、非常用所内電源（4-2D2, 4-4D2, 4-2A, 4-4A, 4-2C2, 4-4C2）と、常時用所内電源（3-3E1, 3-3E2, 3-3A2, 3-4A2, 3-4A1, 3-3C2, 3-4C2）が示されている。また、保安電話、運転指令設備、飛行記録装置、衛星電話（固定）などの通信設備が接続されている。図の下部には、保安電話、運転指令設備、飛行記録装置、衛星電話（固定）の接続状況が示されている。</p> <p>図8 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(1/3)</p>	<p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p> <p>(1) 中央制御室 中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。 さらに、中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備である電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>中央制御室における通信連絡設備の電源構成を第2.6-1図に示す。 また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p> <p>第2.6-1図は、中央制御室における通信連絡設備の電源構成を示している。図には、保安電話、運転指令設備、飛行記録装置、衛星電話（固定）などの通信設備が接続されている。図の下部には、保安電話、運転指令設備、飛行記録装置、衛星電話（固定）の接続状況が示されている。</p> <p>第2.6-1図 中央制御室における通信連絡設備の電源構成</p>	<p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p> <p>(1) 中央制御室 中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。 さらに、中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>中央制御室における通信連絡設備の電源構成を第2.6.1図に示す。 また、通信連絡設備の電源設備を第2.6.1表及び第表2.6.2表に示す。</p> <p>第2.6.1図は、中央制御室における通信連絡設備の電源構成を示している。図には、保安電話、運転指令設備、飛行記録装置、衛星電話（固定）などの通信設備が接続されている。図の下部には、保安電話、運転指令設備、飛行記録装置、衛星電話（固定）の接続状況が示されている。</p> <p>第2.6.1図 中央制御室における通信連絡設備の電源構成</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・女川・泊ともに、大飯と同様DBの通信連絡設備の電源にくわえ、SA時の通信連絡設備の電源についても記載している（実質同様）</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能な設計とする。概要を図2.6-3に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を表2.6-1、表2.6-2、表2.6-3及び表2.6-4に示す。</p>	<p>(2) 緊急時対策所 緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成を第2.6-2図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p>	<p>(2) 緊急時対策所 緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成を第2.6.2図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6.1表、第2.6.2表及び第2.6.3表に示す。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3④のとおり</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図9 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(2/3)</p>	 <p>第2.6-2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成</p>	 <p>第2.6.2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成</p>	
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>図2.6-3 5号炉原子力建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図10 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(3/3)</p>		<p>(3) 原子炉補助建屋</p> <p>原子炉補助建屋における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、原子炉補助建屋の通信連絡設備は代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源構成を第2.6.3図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6.1表、第2.6.2表、第2.6.3表及び第2.6.4表に示す。</p> <p>第2.6.3図 原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源構成</p>	<p>DB/SAに係る内容(当ページ)</p> <p>【女川】設計方針の相違・通信連絡設備設置建屋の相違。泊は原子炉補助建屋にも通信連絡設備が設置されている。SAに係る内容(赤枠)</p> <p>【大飯】設計方針の相違(女川審査実績を反映)・電源系統としての記載であり、建屋別に電源の詳細については記載されていない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

表2 通信連絡設備の電源及び代替電源設備一覧(1/2)

設備種別	主要設備	電源	代替電源設備
警報装置	事故一斉放送装置	非常用内電源、通信用非常用電源装置 ^{※1}	なし
	運転指令設備	1号及び2号炉送受設備 3号及び4号炉送受設備	なし
	電力保安設備関係電話設備	保安電話	指定 なし 標準 なし
通信連絡設備(非常用)	旅行要請設備	旅行要請設備装置	乾電池 ^{※2}
	ドラムシブパー	乾電池又は乾電池	乾電池又は乾電池 ^{※2}
	緊急電話	固定 非常用内電源、蓄電池 ^{※3} 、緊急電話用非常用電源装置 ^{※4} 、電源車(緊急時対策用)(DB) 携帯 充電機	固定 空冷式非常用発電装置 携帯 充電機 ^{※5}
	インターフォン	乾電池	乾電池 ^{※2}
データ伝送設備(非常用)	安全パラメータ表示システム(SPBS)	固定 非常用内電源、通信用非常用電源装置 ^{※1} 電源車(緊急時対策用)(DB) 車載 緊急時対策用固定装置(モニター車)の非常用電池	なし
	SPDS表示装置	非常用内電源 データ伝送装置用非常用電源装置 ^{※6}	空冷式非常用発電装置

※1：非常用電源として設置されている設備の設置が中絶状態に陥る虞がある場合は、非常用電源を延長する。
 ※2：充電機は、緊急時対策用非常用電源(蓄電池)から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※3：蓄電池は、緊急時対策用非常用電源(蓄電池)から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※4：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※5：充電機として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※6：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※7：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※8：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※9：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※10：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※11：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表2.6.1 通信連絡設備(発電所内)の電源設備(その1)

通信種別	主要設備	非常用内電源設備 又は非常用電源設備	代替電源設備
警報装置	事故一斉放送設備	4号炉及び1号炉 ^{※1} 非常用電源 3号炉用非常用電源装置	充電機 ^{※2}
	運転指令設備 [警報装置を含む]	4号炉及び1号炉 ^{※1} 非常用電源 3号炉用非常用電源装置	非常用ディーゼル発電機 充電機(非常用)
通信連絡設備	無線連絡設備(固定型)	4号炉及び1号炉 ^{※1} 非常用電源 3号炉用非常用電源装置	非常用ディーゼル発電機 無線機(非常用)
	無線連絡設備(携帯型)	4号炉及び1号炉 ^{※1} 非常用電源 3号炉用非常用電源装置	非常用ディーゼル発電機 充電機(非常用)

※1：発電機として7日間連続して運転可能な数機の非常用電源を配置する。
 ※2：充電機は、緊急時対策用非常用電源(蓄電池)から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※3：蓄電池は、緊急時対策用非常用電源(蓄電池)から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※4：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※5：充電機として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※6：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※7：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※8：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※9：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※10：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※11：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。

女川原子力発電所2号炉

第2.6-1表 通信連絡設備(発電所内)の電源設備

通信種別	主要設備	非常用内電源設備 又は非常用電源設備	代替電源設備
警報装置	事故一斉放送設備	非常用内電源 通信用非常用電源装置 ^{※1}	なし
	運転指令設備	1号及び2号炉送受設備 3号及び4号炉送受設備	なし
通信連絡設備	旅行要請設備	旅行要請設備装置	乾電池 ^{※2}
	ドラムシブパー	乾電池又は乾電池	乾電池又は乾電池 ^{※2}
	緊急電話	固定 非常用内電源、蓄電池 ^{※3} 、緊急電話用非常用電源装置 ^{※4} 、電源車(緊急時対策用)(DB) 携帯 充電機	固定 空冷式非常用発電装置 携帯 充電機 ^{※5}
	インターフォン	乾電池	乾電池 ^{※2}
データ伝送設備(非常用)	安全パラメータ表示システム(SPBS)	固定 非常用内電源、通信用非常用電源装置 ^{※1} 電源車(緊急時対策用)(DB) 車載 緊急時対策用固定装置(モニター車)の非常用電池	なし
	SPDS表示装置	非常用内電源 データ伝送装置用非常用電源装置 ^{※6}	空冷式非常用発電装置

※1：非常用電源として設置されている設備の設置が中絶状態に陥る虞がある場合は、非常用電源を延長する。
 ※2：充電機は、緊急時対策用非常用電源(蓄電池)から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※3：蓄電池は、緊急時対策用非常用電源(蓄電池)から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※4：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※5：充電機として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※6：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。

泊発電所3号炉

第2.6.1表 通信連絡設備(発電所内)の電源設備

通信種別	主要設備	非常用内電源設備 又は非常用電源設備	代替電源設備
警報装置	事故一斉放送設備	非常用内電源 通信用非常用電源装置 ^{※1}	なし
	運転指令設備	1号及び2号炉送受設備 3号及び4号炉送受設備	なし
通信連絡設備	旅行要請設備	旅行要請設備装置	乾電池 ^{※2}
	ドラムシブパー	乾電池又は乾電池	乾電池又は乾電池 ^{※2}
	緊急電話	固定 非常用内電源、蓄電池 ^{※3} 、緊急電話用非常用電源装置 ^{※4} 、電源車(緊急時対策用)(DB) 携帯 充電機	固定 空冷式非常用発電装置 携帯 充電機 ^{※5}
	インターフォン	乾電池	乾電池 ^{※2}
データ伝送設備(非常用)	安全パラメータ表示システム(SPBS)	固定 非常用内電源、通信用非常用電源装置 ^{※1} 電源車(緊急時対策用)(DB) 車載 緊急時対策用固定装置(モニター車)の非常用電池	なし
	SPDS表示装置	非常用内電源 データ伝送装置用非常用電源装置 ^{※6}	空冷式非常用発電装置

※1：非常用電源として設置されている設備の設置が中絶状態に陥る虞がある場合は、非常用電源を延長する。
 ※2：充電機は、緊急時対策用非常用電源(蓄電池)から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※3：蓄電池は、緊急時対策用非常用電源(蓄電池)から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※4：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※5：充電機として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※6：非常用電源として設置されている設備は、非常用内電源及び非常用電源から充電可能であり、使用時間を延長できる。

相違理由

DB/SAに係る内容(当ページ)

【柏崎】記載方針の相違
2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

【相崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表2.6-3 通信連絡設備（発電所内及び発電所外）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用内用電源設備又は無停電電源装置	代替電源設備
発電所内用	データ伝送設備	4号炉 プロセッサ計算機 非停電用ディーゼル発電機 無停電電源装置	第一①号（常設代替交流電源設備） 第二号（可搬型代替交流電源設備）
	データ収集設備	2号炉 プロセッサ計算機 非停電用ディーゼル発電機 無停電電源装置	第一①号（常設代替交流電源設備） 第二号（可搬型代替交流電源設備）
発電所外用	データ伝送設備	1号炉 プロセッサ計算機 非停電用ディーゼル発電機 無停電電源装置	第一①号（常設代替交流電源設備） 第二号（可搬型代替交流電源設備）
	データ収集設備	1号炉 プロセッサ計算機 非停電用ディーゼル発電機 無停電電源装置	第一①号（常設代替交流電源設備） 第二号（可搬型代替交流電源設備）

※1：1号、2号炉用ディーゼル発電機
 ※2：1号炉用ディーゼル発電機は、1号炉用ディーゼル発電機と異なり、1号炉用ディーゼル発電機として設計・製造されている。
 ※3：1号炉用ディーゼル発電機は、1号炉用ディーゼル発電機と異なり、1号炉用ディーゼル発電機として設計・製造されている。
 ※4：1号炉用ディーゼル発電機は、1号炉用ディーゼル発電機と異なり、1号炉用ディーゼル発電機として設計・製造されている。

女川原子力発電所2号炉

第2.6-3表 通信連絡設備（発電所内及び発電所外）の電源設備（その2）

通信種別	主要設備	非常用内用電源設備又は無停電電源装置	代替電源設備
発電所内用	データ伝送設備	プロセッサ計算機 非停電用ディーゼル発電機 無停電電源装置	第一①号（常設代替交流電源設備） 第二号（可搬型代替交流電源設備）
	データ収集設備	プロセッサ計算機 非停電用ディーゼル発電機 無停電電源装置	第一①号（常設代替交流電源設備） 第二号（可搬型代替交流電源設備）

※1：常設代替交流電源設備は、1号炉用ディーゼル発電機と異なり、1号炉用ディーゼル発電機として設計・製造されている。
 ※2：可搬型代替交流電源設備は、1号炉用ディーゼル発電機と異なり、1号炉用ディーゼル発電機として設計・製造されている。

第2.6-4表 通信連絡設備（発電所外）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用内用電源設備又は無停電電源装置	代替電源設備
発電所外用	データ伝送設備	プロセッサ計算機 非停電用ディーゼル発電機 無停電電源装置	第一①号（常設代替交流電源設備） 第二号（可搬型代替交流電源設備）
	データ収集設備	プロセッサ計算機 非停電用ディーゼル発電機 無停電電源装置	第一①号（常設代替交流電源設備） 第二号（可搬型代替交流電源設備）

※1：常設代替交流電源設備は、1号炉用ディーゼル発電機と異なり、1号炉用ディーゼル発電機として設計・製造されている。
 ※2：可搬型代替交流電源設備は、1号炉用ディーゼル発電機と異なり、1号炉用ディーゼル発電機として設計・製造されている。

泊発電所3号炉

第2.6.3表 データ伝送設備（発電所内）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用内用電源設備又は無停電電源装置	代替電源設備
データ伝送設備（発電所内）	データ表示端末	ディーゼル発電機 無停電電源装置	代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 緊急時対策用発電機（緊急時対策用代替交流電源設備）
	データ収集計算機	ディーゼル発電機 無停電電源装置	代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 可搬型代替電源車（可搬型代替交流電源設備）

※1：充電式電池は、代替非常用発電機又は緊急時対策用発電機から充電可能であり、使用時間を延長できる。
 ※2：無停電電源にて約1時間使用可能。

■：設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備
 ■：重大事故等対処設備

第2.6.4表 データ伝送設備（発電所外）の電源設備

通信種別	主要設備	非常用内用電源設備又は無停電電源装置	代替電源設備
データ伝送設備（発電所外）	データ収集計算機	ディーゼル発電機 無停電電源装置	代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 可搬型代替電源車（可搬型代替交流電源設備）
	IBSS伝送サーバ	ディーゼル発電機 無停電電源装置	代替非常用発電機（常設代替交流電源設備） 可搬型代替電源車（可搬型代替交流電源設備）

※1：無停電電源にて約1時間使用可能。

■：設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備
 ■：重大事故等対処設備

相違理由

DB/SAに係る内容（当ページ）

【女川】記載方針の相違
 ・女川は発電所内・発電所内外・発電所外で整理されているが、泊は通信連絡設備（発電所内・外）、データ伝送設備（発電所内・外）で整理している

【相崎】記載方針の相違
 2-3①のとおり

相違理由

【女川】記載方針の相違
 ・女川は発電所内・発電所内外・発電所外で整理されているが、泊は通信連絡設備（発電所内・外）、データ伝送設備（発電所内・外）で整理している

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通信連絡設備については、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を維持するため、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を講じる。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所のSPDSデータ表示に係る機能及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へデータを伝送するための機能に関しては、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを耐震性を有する3号及び4号炉原子炉補助建屋に設置し、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。</p> <p>概要を図11、12に示す。（SPDS表示装置については、「第34条 緊急時対策所」にて整理する。）</p>		<p>2.7 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSパラメータ表示に係る耐震性</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するため、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を講じる。</p> <p>また、緊急時対策所のSPDSパラメータ表示に係る機能及び緊急時対策支援システム（ERSS）へデータを伝送するための機能に関しては、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。</p> <p>概要を第2.7.1図に示す。</p>	<p>SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】記載方針の相違（大飯審査実績の反映） ・女川は参考資料の参考8に耐震措置について記載している。泊は、大飯審査実績を踏まえ、本項を記載しつつ、女川審査実績を踏まえ参考8にも耐震措置について記載している（女川・泊の参考8比較は別途参考資料の比較表に記載）。なお、メーカー設計が同様である大飯の耐震性確保の範囲は泊と同様である。 （女川に記載がないため、大飯との相違識別）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯：SPDSデータ、泊：SPDSパラメータ</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・泊は、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。 【大飯】記載方針の相違 大飯ではSPDS表示装置については、「34条」で整理するとしているが、泊3号炉では女川審査実績を踏まえ、SPDS表示端末について35条上で整理することとし、参考8にSPDS表示端末の耐震措置一覧を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

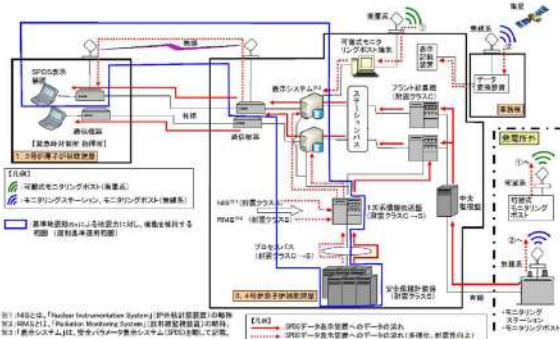


図 11 緊急時対策所のSPDSデータ表示概要図

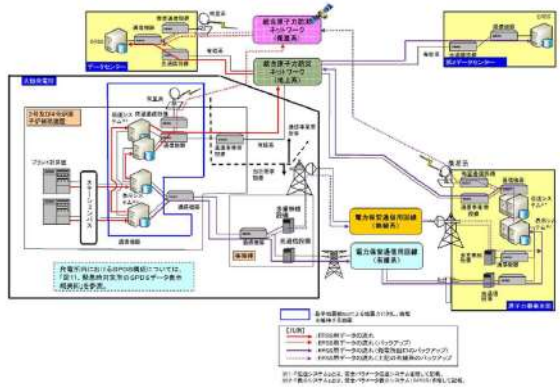
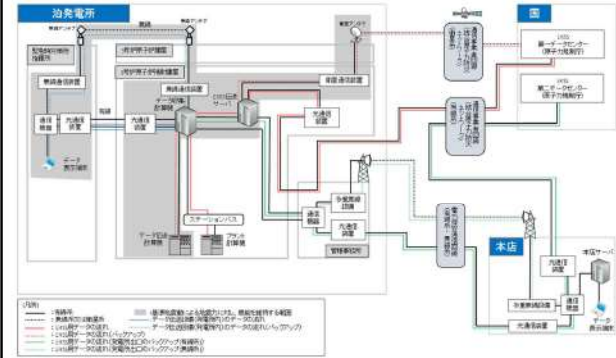


図 12 緊急時対策支援システム（ERSS）等へ伝送できる設備概要



第 2.7.1 図 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）に係る耐震性の概要

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉			
参考1. 通信連絡設備の一覧			
発電所内外の必要な箇所と通信連絡するための設備について、設置場所、台数等を表1~7に記載する。			
表1 警報装置			
主要設備	台数・設置場所	新規制基準 取扱い	写真
事故一斉放送装置	1式	○	 連絡指令装置のスピーカーを使用
主要設備	台数・設置場所	新規制基準 取扱い	写真
遠隔指令設備	1式	○	
電力保安通信電話設備*	保安電話（固定） 全体台数：約680台 緊急時対策所 指播所：2台 中央制御室：17台 事務所等：671台	○	
保安電話（携帯）	全体台数：約890台 緊急時対策所 指播所：10台 緊急時対策所 待機場所：4台 中央制御室：8台 事務所等：868台	○	
トランシーバー	全体台数：33台（予備3台含む） 緊急時対策所 指播所：33台（予備3台）	○	
無線連絡装置	全体台数：2台** 緊急時対策所 指播所：1台 移動式放射能測定装置（モニタ車）：1台	△	

女川原子力発電所2号炉				
参考1. 通信連絡設備の一覧				
発電所内及び発電所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を参考第1.1-1表、参考第1.1-2表及び参考第1.1-3表に示す。				
通信連絡設備の保管に当たっては、保管環境（温度、湿度、振動等）を考慮した設計とする。				
重大事故等が発生した場合においても使用する通信連絡設備についての保管に当たっては、有効性評価において想定する時間に対して影響がなく速やかに使用できるよう考慮した設計とする。また、保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう予備品を配備する。				
保管場所及び配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じて適宜改善を図ることとする。				
参考第1.1-1表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））				
通信連絡設備（発電所内）(1/4)				
主要設備	台数・保管場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
送受信機 （バーゼンダ） （警報装置を含む。）	527台 ・中央制御室：17台 ・緊急時対策所：2台 ・事務建屋等：508台	○		
	935台 ・中央制御室：11台 ・緊急時対策所：2台 ・事務建屋等：922台	○		
通信連絡設備（発電所内）(2/4)				
主要設備	台数・保管場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
電力保安通信電話設備*	固定電話機 329台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：312台	○		
	PHS端末 507台 ・中央制御室：6台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：489台	○		
	FAX 12台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務建屋等：10台	○		

泊発電所3号炉				相違理由
参考1. 通信連絡設備の一覧				
発電所内及び発電所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を参考第1-1表、参考第1-2表及び参考第1-3表に示す。				
通信連絡設備の保管に当たっては、保管環境（温度、湿度、振動等）を考慮した設計とする。				
重大事故等が発生した場合においても使用する通信連絡設備についての保管に当たっては、有効性評価において想定する時間に対して影響がなく速やかに使用できるよう考慮した設計とする。また、保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう予備品を配備する。				
保管場所及び配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じて適宜改善を図ることとする。				
参考第1-1表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））				
通信連絡設備（発電所内）				
主要設備	台数・保管場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
遠隔指令設備 （警報装置を含む。）	1式 ・緊急時対策所指播所：1台 ・緊急時対策所待機所：1台 ・中央制御室：4台 ・事故一斉放送装置：1台	○		
送受信機	1式	○		
保安電話（固定）	約600台 （保安電話機）	○		
保安電話（携帯）	約1,600台 ・保安電話機：約1,600台 ・充電器：約1,600台	○		
保安電話（FAX）	2台 ・緊急時対策所指播所：1台 ・中央制御室：1台	○		
遠隔指令設備	24台（予備12台含む） ・中央制御室：12台 ・遠隔指令設備：12台	○		
通信連絡装置**	無線連絡装置（固定型） 28台 ・遠隔指令設備：28台	○		
保安電話設備（固定型）	4台 ・緊急時対策所指播所：3台 ・中央制御室：1台	○		
保安電話設備（携帯型）	28台 ・緊急時対策所指播所：15台 ・中央制御室：2台 ・消防隊室、中核待機室：11台 ・充電器：28台	○		
無線連絡装置（固定型）	2台 ・緊急時対策所指播所：1台 ・中央制御室：1台	○		
無線連絡装置（携帯型）	27台 ・緊急時対策所指播所：4台 ・中央制御室：10台 ・消防隊室：7台 ・充電器：27台	○		
移動無線設備（固定型）	1台 ・緊急時対策所指播所：1台	○		
移動無線設備（携帯型）	1台 ・遠隔指令設備：1台	○		

【大飯】記載方針の相違
 （女川実績の反映）
 ・大飯は警報装置を独立して表に記載
 ・表構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

表3 発電所内の通信設備（発電所内）（2/2）

主要設備	台数・設置場所	新規基準適合性		写真
		既存	新規	
携行型通話装置	全体台数：38台（予備9台含む） 緊急時対策所 指揮所：2台 緊急時対策所 待機場所：2台 中央制御室：18台 事務棟等：16台	○		
通話装置用ケーブル	全体台数：20台 （風子炉補助建屋：11台） 事務棟等：9台	○		
衛星電話 ^{※1}	固定 全体台数：20台（予備10台含む） 緊急時対策所 指揮所：5台（予備5台） 中央制御室：5台（予備5台）	○		
	携帯 全体台数：38台（予備10台含む） 緊急時対策所 指揮所：10台（予備10台） 中央制御室：1台 移動式放射能測定装置（モニタ車）：1台 電源発生機：16台	○		
インターフォン	全体台数：6台（予備2台含む） 緊急時対策所 指揮所：2台（予備1台） 緊急時対策所 待機場所：2台（予備1台）	○		

※1：発電所内専用機。

女川原子力発電所2号炉

通信連絡設備（発電所内）（3/4）

主要設備	台数・保管場所	新規基準適合性		写真
		既存	新規	
携行型通話装置	30台 （中央制御室：10台） （緊急時対策所：10台） （事務棟等：10台）	○		
中継用ケーブルドラム	5台 （中央制御室：3台） （緊急時対策所：2台）	○		
移動無線設備	5台 （中央制御室：1台） （緊急時対策所：1台） （事務棟等：3台）	○		
	1台 （車載型） ・放射能観測車	○		
無線連絡設備	7台 （中央制御室：2台） （緊急時対策所：4台） （事務棟等：1台）	○		 無線連絡設備用アンテナ 無線連絡設備用アンテナ 【イメージ】
	43台 （中央制御室：5台） （緊急時対策所：38台）	○		 【イメージ】

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

通信連絡設備（発電所内）（4/4）

主要設備	台数・保管場所	新規基準適合性		写真
		既存	新規	
衛星電話設備 [※]	7台 （中央制御室：2台） （緊急時対策所：4台） （事務棟等：1台）	○		 衛星電話設備用アンテナ  衛星電話設備用アンテナ 【イメージ】
衛星電話設備	18台 （中央制御室：5台） （緊急時対策所：10台） （事務棟等：3台）	○		 【イメージ】

※：発電所内と発電所外で共用

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

泊発電所3号炉

相違理由

【大飯】記載方針の相違
 （女川実績の反映）
 ・表構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

表4 発電所外の通信設備（発電所外）（1/3）

主要設備	台数・設置場所	連絡先		新規格基準求		写真
		社内	社外	既存	新規	
電力保安 責任用電話 設備	全体台数：約580台 緊急時対策用 指揮所：2台 中央制御室：7台 事務所等：571台	○	○	○	○	
保安電話 （携帯）	全体台数：約890台 緊急時対策用 指揮所：10台 緊急時対策用 待機場所：4台 中央制御室：8台 事務所等：868台	○	○	○	○	
衛星保安電話	全体台数：3台 緊急時対策用 指揮所：2台 事務所等：1台	○	○	○	○	
衛星電話 可搬	全体台数：2台（予備1台含む） 緊急時対策用 指揮所：1台 （予備1台）	○	○	△	△	
加入電話	全体台数：23台（110台） 緊急時対策用 指揮所：5台（5台） 中央制御室：1台（1台） 事務所等：17台（4台）	○	○	○	○	
加入ファクシミリ	全体台数：18台 緊急時対策用 指揮所：1台 中央制御室：1台 事務所等：16台	○	○	△	△	

注1：発電所内用を含む。
 注2：災害時保安電話の台数を再掲。
 △：原則基準外で、将来的に設置している設備。

表5 発電所外の通信設備（発電所外）（2/3）

主要設備	台数・設置場所	連絡先		新規格基準求		写真
		社内	社外	既存	新規	
携帯電話	全体台数：83台（15台） ^{注1}	○	○	○	○	
統合原子力 防災ネット ワークに 接続する 通信連絡設備	TV会議システム 全体台数：2台 緊急時対策用 指揮所：1台 事務所：1台	○	○	○	○	
IP電話	全体台数：9台 緊急時対策用 指揮所：3台 事務所：6台	○	○	○	○	
	全体台数：5台 緊急時対策用 指揮所：2台 事務所：3台	○	○	○	○	
衛星電話 ^{注1}	固定 全体台数：20台（予備10台含む） 緊急時対策用 指揮所：5台（予備5台） 中央制御室：5台（予備5台）	○	○	○	○	
	携帯 全体台数：38台（予備10台含む） 緊急時対策用 指揮所：10台（予備10台） 中央制御室：1台 移動式数値測定装置（モニタ）：1台 事務所等：16台	○	○	○	○	

注1：固定内用を含む。
 注2：災害時保安電話の台数を再掲。

女川原子力発電所2号炉

参考第1.1-2表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所外））
 通信連絡設備（発電所外）（1/3）

主要設備	台数・保管場所	新規格基準求		写真
		既存	新規	
電力保安通信用 電話設備 ^注	固定電話機 329台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：312台	○	○	
	PHS端末 507台 ・中央制御室：6台 ・緊急時対策所：12台 ・事務建屋等：489台	○	○	
	FAX 12台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務建屋等：10台	○	○	
	衛星保安電話 （固定型） 2台 ・緊急時対策所：1台 ・事務建屋：1台	○	○	

注：発電所内と発電所外で共用
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

泊発電所3号炉

参考第1-2表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所外））
 通信連絡設備（発電所外）（1/2）

主要設備	台数・保管場所	新規格基準求		写真
		既存	新規	
電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） ^{注1} 約400台 ・発電所内 約400台	○	○	
	保安電話（携帯） ^{注1} 約1,800台 ・発電所内 約1,800台 充電器 約1,800台	○	○	
	保安電話（FAX） ^{注1} 2台 ・緊急時対策所指揮所 1台 ・中央制御室 1台	○	○	
	衛星保安電話 1台 ・緊急時対策所指揮所 1台	○	○	
	専用電話 1台 ・中央制御室 1台	○	○	
加入電話設備	加入電話機 2台 ・緊急時対策所指揮所 2台	○	○	
	加入FAX 1台 ・緊急時対策所指揮所 1台	○	○	
携帯電話	携帯電話 72台 充電器 72台	○	○	
	衛星電話設備（固定型） ^{注1} 4台 ・緊急時対策所指揮所 3台 ・中央制御室 1台	○	○	
衛星電話設備 ^{注2}	衛星電話設備（FAX） 1台 ・緊急時対策所指揮所 1台	○	○	
	衛星電話設備（携帯型） ^{注1} 29台 ・緊急時対策所指揮所 15台 ・中央制御室 2台 ・訓練車庫、守衛班等 12台 充電器 29台	○	○	

（注1）：発電所内と発電所外で共用
 （注2）：設計基準事故時及び重大事故等時にも使用する。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

相違理由

【大飯】記載方針の相違
 （女川実績の反映）
 ・表構成の相違

DB/SAに係る内容（当ページ）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

表6 発電所外の通信設備（発電所外）（3/3）

主要設備	台数・設置場所	連絡先		新規格基準		写真
		社内	社外	既存	新規	
社内TV会議システム	全体台数：4台 緊急時対策用 指図書：1台 事務用等：3台	○		△	△	
緊急時衛星通報システム	全体台数：2台（予備1台含む） 緊急時対策用 指図書：1台（予備1台）	○			○	
無線通信装置	全体台数：2台※1 緊急時対策用 指図書：1台 移動式放射能測定装置（モニタ車）：1台	○※2		△		

※1：緊急時対策用指図書は固定式、移動式放射能測定装置（モニタ車）には専断型を指す。
 ※2：無線通信装置は、緊急時対策用指図書と移動式放射能測定装置（モニタ車）間の連絡に用いる。
 <△>：既設変更なく、自主的に設置している設備。
 △：既設変更なく、自主的に設置している設備。

女川原子力発電所2号炉

通信連絡設備（発電所外）(2/3)

主要設備	台数・設置場所	新規格基準		写真
		既存	新規	
社内テレビ会議システム	7台 （緊急時対策用：1台 ・事務用等：6台）	○		
テレビ会議システム	1式 （緊急時対策用 ・事務用）		○	
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	14台 （緊急時対策用：6台 ・事務用等：8台）		○	
I-P電話	7台 （緊急時対策用：3台 ・事務用等：4台）		○	
I-FAX	3台 （緊急時対策用：1台 ・事務用等：2台）		○	
昇格加入電話設備	47台（0台）※ ・中央制御室：1台（1台） ・緊急時対策用：12台（1台） ・事務用等：34台（0台）		○	
加入FAX	12台（4台）※ ・中央制御室：1台（0台） ・緊急時対策用：1台（1台） ・事務用等：10台（3台）		○	

※：昇格加入電話の台数を指す。
 ・台数については、今後、取替等を通じて見直しを行う。

通信連絡設備（発電所外）(3/3)

主要設備	台数・設置場所	新規格基準		写真
		既存	新規	
専用電話設備（地方公共団体用ネットワークイン）	20台 （緊急時対策用：10台 ・事務用等：10台）		○	
専用電話設備（固定型）	7台 （中央制御室：2台 ・緊急時対策用：4台 ・事務用等：1台）		○	
専用電話設備（携帯型）	10台 （中央制御室：5台 ・緊急時対策用：10台 ・事務用等：3台）		○	

※：発電所内と発電所外で共用。
 ・台数については、今後、取替等を通じて見直しを行う。

泊発電所3号炉

通信連絡設備（発電所外）(2/2)

主要設備	台数・設置場所	新規格基準		写真
		既存	新規	
社内テレビ会議システム	社内テレビ会議システム 1台 ・緊急時対策用指図書 1台	○		
専用電話設備	専用電話設備（固定型） 7台 ・緊急時対策用指図書 7台	○		
	専用電話設備（FAX） 7台 ・緊急時対策用指図書 7台	○		
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	I-P電話 6台 ・緊急時対策用指図書 6台 （地上系 4台、衛星系 2台）		○	
	I-P-FAX 3台 ・緊急時対策用指図書 3台 （地上系 2台、衛星系 1台）		○	
	テレビ会議システム 1台 ・緊急時対策用指図書 1台		○	

（注1）：発電所内と発電所外で共用。
 （注2）：設計基準事故時及び重大事故等時にも使用する。
 ・台数については、今後、取替等を通じて見直しを行う。

相違理由

【大飯】記載方針の相違
 （女川実績の反映）
 ・表構成の相違

DB/SAに係る内容（当ページ）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
SPDS表示装置	全体台数：3台（予備1台含む） [緊急時対策所：2台（予備1台）]	○		
データ伝送設備 （発電所内）	安全パラメータ表示システム（SPDS） 全体台数：1式 [原子炉補助建屋：1式]		○	 安全パラメータ表示システム（SPDS）
データ伝送設備 （発電所外）	安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 全体台数：1式 [原子炉補助建屋：1式]		○	 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム

表7 データ伝送設備

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

参考表 1.1-1 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））

通信連絡設備（発電所内）（1/3）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
送受設備 （ルーティング） （警報装置を含む）	ハンドセット 約370台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：4台 ・6号及び7号炉中央制御室：各11台 ・6号及び7号炉原子炉建屋ほか：約330台 屋外：約20台	○		
	スピーカ 約1000台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所：4台 ・中央制御室：21台(6号炉)、18台(7号炉) ・6号及び7号炉原子炉建屋ほか：約920台 屋外：約40台	○		

*台数については、今後、詳細を確認して再修正を行う。

女川原子力発電所2号炉

参考第1.1-3表 通信連絡設備の一覧
 （安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備）

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
データ収集装置	1式 ・制御建屋 プロセス計算機室		○	 【イメージ】
安全パラメータ表示システム（SPDS） 伝送装置	1式 ・緊急時対策所		○	 【イメージ】
SPDS表示装置	1式 ・緊急時対策所		○	 【イメージ】
データ伝送設備 （発電所外）	SPDS伝送装置 1式 ・緊急時対策所		○	 【イメージ】

泊発電所3号炉

参考第1-3表 通信連絡設備の一覧
 （データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外））

主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真
		既存	新規	
データ伝送設備 （発電所内）	データ表示端末 4台（予備3台を含む） ・緊急時対策所指所：4台		○	
	データ収集計算機 ^(注1) 1式 ・原子炉補助建屋：1式		○	
データ伝送設備 （発電所外）	データ収集計算機 ^(注1) 1式 ・原子炉補助建屋：1式		○	
	ERSS伝送サーバ 1式 ・原子炉補助建屋：1式		○	

（注1）：発電所内と発電所外で共用

相違理由

【大飯】記載方針の相違
 （女川実績の反映）
 ・表構成の相違




























DB/SAに係る内容（当ページ）

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり




























赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
<p>【拍崎列羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>通信連絡設備（発電所内）（2/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規格基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話機</td> <td>約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:19台 ・6号及び7号炉中央制御室 :14台(共用) ・事務建屋・原子炉建屋ほか :約260台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>約260台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:30台 ・6号及び7号炉中央制御室 :17台(共用) ・発電所員他配属分 :約200台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:2台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）（3/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規格基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯型音声 呼出電話設備</td> <td>携帯型 音声呼出 電話機 26台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:6台</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中継用 ケーブル ドラム 12台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:2台</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話 設備 11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:9台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(特設室用を含む)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>衛星電話 設備 39台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :15台 ・参考地点(刈羽駅、拍崎エネルギーホール) :24台</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡 設備 8台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:4台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(特設室用を含む)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>無線連絡 設備 180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :90台 ・事務建屋ほか :90台</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。</p>	主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真	既存	新規	固定電話機	約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:19台 ・6号及び7号炉中央制御室 :14台(共用) ・事務建屋・原子炉建屋ほか :約260台	○			電力保安通信用電話設備	約260台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:30台 ・6号及び7号炉中央制御室 :17台(共用) ・発電所員他配属分 :約200台	○			FAX	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:2台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台	○			主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真	既存	新規	携帯型音声 呼出電話設備	携帯型 音声呼出 電話機 26台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:6台		○			中継用 ケーブル ドラム 12台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:2台		○		衛星電話設備	衛星電話 設備 11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:9台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(特設室用を含む)		○			衛星電話 設備 39台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :15台 ・参考地点(刈羽駅、拍崎エネルギーホール) :24台		○		無線連絡設備	無線連絡 設備 8台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:4台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(特設室用を含む)		○			無線連絡 設備 180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :90台 ・事務建屋ほか :90台		○				<p>【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
主要設備			台数・設置場所	新規格基準要求		写真																																																								
	既存	新規																																																												
固定電話機	約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:19台 ・6号及び7号炉中央制御室 :14台(共用) ・事務建屋・原子炉建屋ほか :約260台	○																																																												
電力保安通信用電話設備	約260台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:30台 ・6号及び7号炉中央制御室 :17台(共用) ・発電所員他配属分 :約200台	○																																																												
FAX	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:2台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台	○																																																												
主要設備	台数・設置場所	新規格基準要求		写真																																																										
		既存	新規																																																											
携帯型音声 呼出電話設備	携帯型 音声呼出 電話機 26台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:6台		○																																																											
	中継用 ケーブル ドラム 12台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:2台		○																																																											
衛星電話設備	衛星電話 設備 11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:9台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(特設室用を含む)		○																																																											
	衛星電話 設備 39台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :15台 ・参考地点(刈羽駅、拍崎エネルギーホール) :24台		○																																																											
無線連絡設備	無線連絡 設備 8台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:4台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(特設室用を含む)		○																																																											
	無線連絡 設備 180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :90台 ・事務建屋ほか :90台		○																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
<p>【拍崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考表 1.1-2 通信連絡設備の一覧 (通信連絡設備 (発電所外))</p> <p>通信連絡設備 (発電所外) (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規格基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>テレビ会議システム (社内用)</td> <td>1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 (ホットライン)</td> <td>専用電話設備 (自治体管内)</td> <td>7台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:7台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備 (社内用)</td> <td>テレビ会議システム (社内用)</td> <td>1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星社内電話機</td> <td>4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :4台</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*台数については、今後、詳細等を通じて見直しを行う。</small></p> <p>通信連絡設備 (発電所外) (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規格基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークを用いた遠隔連絡設備</td> <td>IP-電話機</td> <td>6台 (有線系:4台、衛星系2台) ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :4台 (有線系)、 2台 (衛星系)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> <td>2台 (有線系:1台、衛星系1台) ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :1台 (有線系)、 1台 (衛星系)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>1式 (有線系・衛星系 共用) ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*台数については、今後、詳細等を通じて見直しを行う。</small></p> <p>通信連絡設備 (発電所外) (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規格基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備 (常設)</td> <td>11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :0台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台</td> <td></td> <td>○</td> <td> 衛星電話用端末装置</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (可搬型)</td> <td>30台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :16台 ・作業地点 (刈羽原、船越工場・ギョーホール) :24台</td> <td></td> <td>○</td> <td> 衛星電話用アンテナ</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*台数については、今後、詳細等を通じて見直しを行う。</small></p>	主要設備		台数・設置場所	新規格基準要求		写真			既存	新規	テレビ会議システム	テレビ会議システム (社内用)	1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○			専用電話設備 (ホットライン)	専用電話設備 (自治体管内)	7台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:7台	○			衛星電話設備 (社内用)	テレビ会議システム (社内用)	1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○		衛星社内電話機	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :4台		○		主要設備		台数・設置場所	新規格基準要求		写真			既存	新規	統合原子力防災ネットワークを用いた遠隔連絡設備	IP-電話機	6台 (有線系:4台、衛星系2台) ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :4台 (有線系)、 2台 (衛星系)		○		IP-FAX	2台 (有線系:1台、衛星系1台) ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :1台 (有線系)、 1台 (衛星系)		○		テレビ会議システム	1式 (有線系・衛星系 共用) ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○		主要設備		台数・設置場所	新規格基準要求		写真			既存	新規	衛星電話設備	衛星電話設備 (常設)	11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :0台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台		○	 衛星電話用端末装置	衛星電話設備 (可搬型)	30台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :16台 ・作業地点 (刈羽原、船越工場・ギョーホール) :24台		○	 衛星電話用アンテナ			<p>【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
主要設備		台数・設置場所		新規格基準要求			写真																																																																												
			既存	新規																																																																															
テレビ会議システム	テレビ会議システム (社内用)	1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○																																																																																
専用電話設備 (ホットライン)	専用電話設備 (自治体管内)	7台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:7台	○																																																																																
衛星電話設備 (社内用)	テレビ会議システム (社内用)	1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○																																																																															
	衛星社内電話機	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :4台		○																																																																															
主要設備		台数・設置場所	新規格基準要求		写真																																																																														
			既存	新規																																																																															
統合原子力防災ネットワークを用いた遠隔連絡設備	IP-電話機	6台 (有線系:4台、衛星系2台) ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :4台 (有線系)、 2台 (衛星系)		○																																																																															
	IP-FAX	2台 (有線系:1台、衛星系1台) ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :1台 (有線系)、 1台 (衛星系)		○																																																																															
	テレビ会議システム	1式 (有線系・衛星系 共用) ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○																																																																															
主要設備		台数・設置場所	新規格基準要求		写真																																																																														
			既存	新規																																																																															
衛星電話設備	衛星電話設備 (常設)	11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :0台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台		○	 衛星電話用端末装置																																																																														
	衛星電話設備 (可搬型)	30台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :16台 ・作業地点 (刈羽原、船越工場・ギョーホール) :24台		○	 衛星電話用アンテナ																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【[拍崎列羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載](#)】

参考表 1.1-3 通信連絡設備の一覧
 （安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備）

主要設備	台数・設置場所	新規製造要求		写真
		既存	新規	
安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ伝送装置 1式 ・6号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室 ・7号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室		○	
	緊急時対策支援システム伝送装置 1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○	
	SPDS表示装置 1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○	
データ伝送設備（発電所外）	緊急時対策支援システム伝送装置 1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		○	

*台数については、今後、訂正等を通じて見直しを行う。

※イメージ写真

【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>機能 操作、作業の連絡</p> <p>場所及び使用する通信連絡設備</p> <p>○保安電話及び運転指令設備等が使用できない場合</p> <p>緊急時対策用 指揮所 衛星電話 (固定) : 5台 インターフォン : 2台 携行型通話装置 : 2台</p> <p>緊急時対策用 待機場所 インターフォン : 2台 携行型通話装置 : 2台</p> <p>お好み料理 衛星電話 (携帯) : 1台</p> <p>駐検館 衛星電話 (携帯) : 3台</p> <p>中央制御室 衛星電話 (固定) : 1台 携行型通話装置 : 2台</p> <p>緊急時対策用 監視室 (モニタ室) : 1台</p> <p>衛星電話 (携帯) : 1台</p> <p>現場 (屋内) ** 携行型通話装置 : 14台</p> <p>現場 (屋外) 携行型通話装置 : 2台 衛星電話 (携帯) : 9台 トランシーバー : 29台</p> <p>※1: 原子炉建屋、タービン建屋等</p>	<p>機能 操作、作業の連絡</p> <p>使用する通信連絡設備</p> <p>○送受話器 (インター) 及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機、FAX機等) が使用できない場合</p> <p>緊急時対策用 ・衛星電話設備 (固定型) : 4台 ・無線通話装置 (固定型) : 4台</p> <p>中央制御室 ・携行型通話装置 : 19台 ・衛星電話設備 (固定型) : 2台 ・無線通話装置 (固定型) : 2台</p> <p>現場 (屋内) ** ・携行型通話装置</p> <p>現場 (屋外) ** ・衛星電話設備 (携帯型) ・無線通話装置 (携帯型)</p> <p>放射線監視室 (インター) ** ・衛星電話設備 (携帯型)</p> <p>※1: 監視室、タービン建屋等 ※2: モニタリングに活用作業を含む</p> <p>重大事故が発生した場合においても、現在、配備している通信連絡設備により十分に対応できる。 重大事故が発生した場合 (全交流電力喪失 (24時間) 4号炉炉内設備水切断機専断の場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>無線通話装置 (固定型)</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>無線通話装置 (携帯型)</td> <td>携行型通話装置</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用 : 4台</td> <td>中央制御室 : 1台</td> <td>現場 (屋内) : 19台</td> <td>中央制御室 : 2台</td> </tr> <tr> <td>中央制御室 : 1台</td> <td>中央制御室 : 1台</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※1: 監視室、タービン建屋等 ※2: モニタリングに活用作業を含む</p>	無線通話装置 (固定型)	衛星電話設備 (固定型)	無線通話装置 (携帯型)	携行型通話装置	緊急時対策用 : 4台	中央制御室 : 1台	現場 (屋内) : 19台	中央制御室 : 2台	中央制御室 : 1台	中央制御室 : 1台			<p>機能 操作、作業の連絡</p> <p>使用する通信連絡設備</p> <p>○運転指令設備及び電力保安通信用電話設備等が使用できない場合</p> <p>緊急時対策用待機場所 ・衛星電話設備 (固定型) : 3台 ・無線通話装置 (固定型) : 1台 ・インターフォン : 1台 ・テレビ会議システム (監視室・待機場所) : 1台</p> <p>緊急時対策用待機場所 ・インターフォン : 3台 ・テレビ会議システム (監視室・待機場所) : 1台</p> <p>現場 (屋内) ** 無線通話装置</p> <p>現場 (屋外) ** 衛星電話設備 (携帯型) 無線通話装置 (携帯型)</p> <p>放射線監視室 衛星電話設備 (携帯型) 無線通話装置 (携帯型)</p> <p>中央制御室 携行型通話装置 : 1台 衛星電話設備 (固定型) : 1台 無線通話装置 (固定型) : 1台</p> <p>※1: 監視室内設置台数 (上記台数を除く) ・携行型通話装置 : 29台 ・衛星電話設備 (携帯型) : 19台 ・無線通話装置 (携帯型) : 9台 ※2: 原子炉建屋、タービン建屋等 ※3: モニタリングに係る作業を含む</p> <p>運転指令設備、電力保安通信用電話設備及び無線通話装置等が使用できない場合の発電所内の操作・作業の連絡として、屋内の連絡には携行型通話装置を使用し、中央制御室又は緊急時対策用待機所と連絡する場合は、衛星電話設備 (固定型) 及び無線通話装置 (携帯型) 又は無線通話装置 (固定型) 及び無線通話装置 (携帯型) を使用する。また、屋外の連絡には無線通話装置 (携帯型) を使用する。</p> <p>関係場所との連絡を多く必要とする重大事故等が発生した場合の必要台数は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室と緊急時対策用待機所との連絡として衛星電話設備 (固定型) 各1台及び無線通話装置 (固定型) 各1台 中央制御室から現場 (屋内) への連絡員一掃用として携行型通話装置 (固定型) 各1台 緊急時対策用待機所から現場 (屋内) への連絡員一掃用として無線通話装置 (携帯型) 1台 屋外の現場との連絡として無線通話装置 (携帯型) 4台 モニタリングを行う装置との連絡に衛星電話設備 (携帯型) 2台及び無線通話装置 (携帯型) 2台が必要台数と想定する。 <p>重大事故等発生に必要となる通信連絡の台数を下表に示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>無線通話装置 (携帯型)</td> <td>携行型通話装置</td> <td>無線通話装置 (固定型)</td> <td>無線通話装置 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室 : 1台</td> <td>現場 (屋外) : 9台</td> <td>中央制御室 : 1台</td> <td>中央制御室 : 1台</td> <td>現場 (屋外) : 19台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用待機場所 : 3台</td> <td>現場 (屋内) : 19台</td> <td>中央制御室 : 1台</td> <td>緊急時対策用待機場所 : 1台</td> <td></td> </tr> </table> <p>※台数については、配線数を示す。また、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	衛星電話設備 (固定型)	無線通話装置 (携帯型)	携行型通話装置	無線通話装置 (固定型)	無線通話装置 (携帯型)	中央制御室 : 1台	現場 (屋外) : 9台	中央制御室 : 1台	中央制御室 : 1台	現場 (屋外) : 19台	緊急時対策用待機場所 : 3台	現場 (屋内) : 19台	中央制御室 : 1台	緊急時対策用待機場所 : 1台		<p>DB/SAに係る内容 (当ページ)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>
無線通話装置 (固定型)	衛星電話設備 (固定型)	無線通話装置 (携帯型)	携行型通話装置																											
緊急時対策用 : 4台	中央制御室 : 1台	現場 (屋内) : 19台	中央制御室 : 2台																											
中央制御室 : 1台	中央制御室 : 1台																													
衛星電話設備 (固定型)	無線通話装置 (携帯型)	携行型通話装置	無線通話装置 (固定型)	無線通話装置 (携帯型)																										
中央制御室 : 1台	現場 (屋外) : 9台	中央制御室 : 1台	中央制御室 : 1台	現場 (屋外) : 19台																										
緊急時対策用待機場所 : 3台	現場 (屋内) : 19台	中央制御室 : 1台	緊急時対策用待機場所 : 1台																											
<p>図3 「操作、作業の連絡」における指揮系統図 (2/2)</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>	<p>参考第2.1-2図 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)</p>	<p>参考第2-3図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)</p>																												
<p>機能 操作、作業の連絡</p> <p>使用する通信連絡設備</p> <p>○送受話器及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機、FAX機等) が使用できない場合</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策用 対策本部 ・衛星電話設備 (固定) : 1台 ・無線通話装置 (固定) : 4台 ・携帯型音声呼出電話機 ** : 2台</p> <p>中央制御室 (6号炉) ** ・衛星電話設備 (固定) : 1台 ・携帯型音声呼出電話機 : 1台</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策用 待機場所 ・携帯型音声呼出電話機 ** : 2台</p> <p>現場 (屋内) ** ・携帯型音声呼出電話機 : 7台</p> <p>現場 (屋外) ・無線通話装置 (可搬型) : 19台 ** ・衛星電話設備 (携帯型) : 1台</p> <p>※1: コントロール建屋、原子炉建屋、タービン建屋等 ※2: 7号炉の共用 ※3: モニタリングに係る作業に追加で1台必要</p> <p>※4: 5号炉原子炉建屋内緊急時対策用 対策本部は、待機場所 (固定) の連絡員を1名に設定する。</p> <p>重大事故が発生した場合においても、現在、配備している通信連絡設備により十分に対応できる。 重大事故が発生した場合 (全交流電力喪失 (24時間) 4号炉炉内設備水切断機専断・過温停炉) (発電機出力部を使用する場合) における必要通信連絡設備は以下の通りである。</p> <table border="1"> <tr> <td>無線通話装置 (固定型)</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>無線通話装置 (可搬型)</td> <td>携帯型音声呼出電話機</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策用 : 4台</td> <td>5号炉及び7号炉 中央制御室 : 各1台</td> <td>現場 (屋外) : 19台</td> <td>5号炉及び7号炉 中央制御室 : 18台</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策用 : 1台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> <p>参考図 2.1-2 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)</p>	無線通話装置 (固定型)	衛星電話設備 (固定型)	無線通話装置 (可搬型)	携帯型音声呼出電話機	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策用 : 4台	5号炉及び7号炉 中央制御室 : 各1台	現場 (屋外) : 19台	5号炉及び7号炉 中央制御室 : 18台	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策用 : 1台																					
無線通話装置 (固定型)	衛星電話設備 (固定型)	無線通話装置 (可搬型)	携帯型音声呼出電話機																											
5号炉原子炉建屋内 緊急時対策用 : 4台	5号炉及び7号炉 中央制御室 : 各1台	現場 (屋外) : 19台	5号炉及び7号炉 中央制御室 : 18台																											
5号炉原子炉建屋内 緊急時対策用 : 1台																														

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

【拍崎列羽6/7号炉主要め資料より参考掲載】

機能	使用する通信連絡設備
発電所外 連絡・通報等	○ 衛星電話設備 (社内向) 及び専用電話設備 (ホットライン) (自治体他向) が使用できない場合 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 ・衛星電話設備 (電話) : 3台 ・統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、1式、IP-電話機 (衛星系) : 2台、IP-FAX (衛星系) : 1台) 中央制御室 (6号炉) * ・衛星電話設備 (電話) : 1台 ※1、2号炉も同様
	本社 (対応センター) ・衛星電話設備 (電話) ・統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機 (衛星系)、IP-FAX (衛星系)) 緊急時対策所 ・衛星電話設備 (電話) ・統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機 (衛星系)) 国 (原子力規制委員会等) 自治体他 (新潟県、静岡県、河村村等) 西外関係箇所 (社内向) ・衛星電話設備 (携帯型)

参考図 2.1-3 「連絡・通報等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)

なお、協力会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。

<協力会社を含めた通信連絡の整理>
 発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力会社が一体となって運営してきており、協力会社においてもマイブランチ意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。

従って、事故等が発生した際においても、協力会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。

重大事故発生時も同様の観点で協力会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の緊急時対策本部要員、中央制御室要員、緊急安全対策要員 (協力会社含む)、および召集要員 (社員) にて対応可能なように体制を整えている。

設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力会社と一体となり必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。

女川原子力発電所2号炉

機能	使用する通信連絡設備
発電所外 連絡・通報等	○ 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PIS 端末) 及び増設加入電話設備等が使用できない場合 緊急時対策所 ・衛星電話設備 (固定型) : 4台 ・統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム) : 1式、IP-電話機 (衛星系) : 2台、IP-FAX (衛星系) : 1台 本社 (固定センター) ・衛星電話設備 (携帯型) ・統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機 (衛星系)、IP-FAX (衛星系)) 国 (原子力規制委員会等) 地方公共団体 (宮城県等) その他関係箇所等 社内関係箇所 ・衛星電話設備 (固定型) : 2台 中央制御室 ・衛星電話設備 (固定型) : 2台

参考第 2.1-3 図 「通報・連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)

参考 13 にて比較

泊発電所3号炉

機能	使用する通信連絡設備
発電所外 連絡等	○ 電力保安通信用電話設備、加入電話設備等が使用できない場合 緊急時対策所 ・衛星電話設備 (固定型) : 3台 ・衛星電話設備 (固定型) : 1台 ・統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム) : 1式、IP-電話機 (衛星系) : 1台、IP-FAX : 1台 本社 ・衛星電話設備 (固定型) ・統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP-電話機 (衛星系)、IP-FAX) 国 (原子力規制委員会等) 地方公共団体 (北海道等) その他関係箇所等 エナメゾン共働家 衛星電話設備 (携帯型) 中央制御室 ・衛星電話設備 (固定型) : 1台

参考第 2-5 図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・協力会社との通信連絡については参考 13 に記載

参考 13 にて比較

相違理由

DB/SA に係る内容 (当ページ)

【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室と各現場間に敷設している通信線を用いて通信連絡を行う。 通信線（通常時）が使用出来ない場合は、中央制御室から通話装置用ケーブルを敷設し通信連絡に用いる。</p> <p>これらの装置については、操作マニュアルを作成しており、訓練において有効性を確認している。 最大通話可能距離は約10kmであり、通話装置用ケーブルを利用して、構内各所で使用可能である。また、通話装置用ケーブルについては、水による影響を受けにくい材質であり、溢水時においても使用できる。</p> <p>携行型通話装置、通話装置用ケーブルを用いた中央制御室と現場との通信連絡概要について、図5に示す。又、重大事故シナシナで使用する通信連絡設備（携行型通話装置、トランシーパー等）の使用台数を表8、9、10に記載する。</p>	<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>中央制御室に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設している専用通信線を用い、携行型通話装置を専用接続箱に接続するとともに、必要時に中継用ケーブルを敷設することにより、必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。 なお、携行型通話装置は、使用する専用通信線及び専用接続箱を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</p> <p>また、専用接続箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。 通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シナシナグループ等で使用する台数とする。</p> <p>携行型通話装置を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要について、参考第3.1-1図に示す。また、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を参考第3.1-1表、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置及び無線連絡設備等の台数を参考第3.1-2表及び参考第3.1-3表に示す。</p>	<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設している通信線を用い、携行型通話装置を携行型通話装置ジャック箱に接続するとともに、必要時に通話装置用ケーブルを敷設することにより、必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。 なお、携行型通話装置は、使用する通信線及び携行型通話装置ジャック箱を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。 また、携行型通話装置ジャック箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。 通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シナシナグループ等で使用する台数とする。</p> <p>携行型通話装置を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要について、参考第3-1図に示す。また、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を参考第3-1表、各事故シナシナグループ等で使用する携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備（携帯型）の台数を参考第3-2表、参考第3-3表及び参考第3-4表に示す。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・保管場所の相違 【女川】設備名称の相違 ・名称の相違 女川：専用通信線 泊：通信線 女川：専用接続箱 泊：携行型通話装置ジャック箱 女川：中継用ケーブル 泊：通話装置用ケーブル</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・重大事故時に使用する設備を「等」ではなく、泊は各事故シナシナグループ等で衛星電話設備（携帯型）も使用すると明確化（女川も各事故シナシナグループの説明では、衛星電話設備（携帯型）を記載している）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

例：3号炉における中央制御室と現場との通信連絡

作業内容	携行型通話装置使用台数	使用箇所 (操作箇所)	最寄りの中継点	最寄りの中継点からの使用距離	中央制御室からの使用距離	通話装置用ケーブル
各操作時の燃料プール冷却浄化系の隔離	1	中央制御室	中央制御室	約30m	-	-
高圧代替注水系による現場手動起動	1	主蒸気発生炉	主蒸気発生炉	約120m	250m×1巻	-
高圧炉心スプレィ系 注入隔離弁開操作	1	燃料冷却器	燃料冷却器	約100m	250m×1巻	-
原子炉補機代替冷却水系統接続後の原子炉補機冷却水空気抜き (A系)	1	安全格納容器	安全格納容器	約100m	250m×1巻	-
原子炉補機代替冷却水系統接続後の原子炉補機冷却水空気抜き (B系)	1	安全格納容器	安全格納容器	約100m	250m×1巻	-
可搬型蓄電池による主蒸気発生炉安全弁開放	1	安全格納容器	安全格納容器	約100m	250m×1巻	-
原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱	1	原子炉格納容器	原子炉格納容器	約20m	250m×1巻	-
原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱	1	原子炉格納容器	原子炉格納容器	約20m	250m×1巻	-
直流電源負荷切り離し	1	制御建屋	制御建屋	約10m	250m×1巻	-
高圧室蒸気供給系 (非常用) 系統構成	1	原子炉建屋	原子炉建屋	約100m	250m×1巻	-
スクラムパイロット弁用制御空気の排気操作	1	原子炉建屋	原子炉建屋	約100m	250m×1巻	-
ほう湯水注入系による注水時の系統構成	1	原子炉建屋	原子炉建屋	約100m	250m×1巻	-
可搬型蓄電池による主蒸気発生炉安全弁開放	1	制御建屋	制御建屋	約10m	250m×1巻	-
原子炉建屋ベント設備による水素ガス排出	1	原子炉建屋	原子炉建屋	約100m	250m×1巻	-
耐圧強化ベント系による系統構成	1	原子炉建屋	原子炉建屋	約100m	250m×1巻	-
原子炉隔離時冷却系による現場手動起動	1	原子炉建屋	原子炉建屋	約100m	250m×1巻	-
建屋内ホース敷設・接続	1	原子炉建屋	原子炉建屋	約100m	250m×1巻	-

図5 3号炉における中央制御室と現場との通信連絡概要図

女川原子力発電所2号炉

参考第3.1-1図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要

参考第3.1-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例

作業・操作内容	作業・操作場所	西側通路
燃料プール冷却浄化系の隔離	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
高圧代替注水系による現場手動起動	原子炉建屋原子炉棟 B2F	CUW配管・バルブ室
高圧炉心スプレィ系 注入隔離弁開操作	原子炉建屋原子炉棟 MB1F	CRD補修室上部
原子炉補機代替冷却水系統接続後の原子炉補機冷却水空気抜き (A系)	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機 (A)室
原子炉補機代替冷却水系統接続後の原子炉補機冷却水空気抜き (B系)	原子炉建屋付属棟 1F (屋外2T-5トレンチ)	SGTS排気ダクトエリア
可搬型蓄電池による主蒸気発生炉安全弁開放	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機 (A)室
原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機 (B)室
原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器除熱	原子炉建屋付属棟 B1F	区分II非常用電気品室
直流電源負荷切り離し	制御建屋 B1F	計測制御電源 (B)室
	原子炉建屋付属棟 1F (廃棄物処理エリア)	RW計算機室 (緊急用電気品室 (1))
高圧室蒸気供給系 (非常用) 系統構成	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
スクラムパイロット弁用制御空気の排気操作	原子炉建屋付属棟 1F	非常用ディーゼル発電機 (B)室
ほう湯水注入系による注水時の系統構成	原子炉建屋原子炉棟 B1F	CRD水圧制御ユニット (B)エリア
可搬型蓄電池による主蒸気発生炉安全弁開放	原子炉建屋原子炉棟 2F	S1Cボンプエリア
原子炉建屋ベント設備による水素ガス排出	制御建屋 2F	北側通路
耐圧強化ベント系による系統構成	原子炉建屋原子炉棟 3F	R-07階段室
原子炉隔離時冷却系による現場手動起動	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
	原子炉建屋原子炉棟 1F	大物搬入口間
建屋内ホース敷設・接続	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路

泊発電所3号炉

参考第3-1図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要

参考第3-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例

作業内容	携行型通話装置使用台数	使用箇所 (操作箇所)	最寄りの中継点	最寄りの中継点からの使用距離	中継点接続時	
					中央制御室からの使用距離	通話装置用ケーブル
各操作時の燃料プール冷却浄化系の隔離	1	中央制御室	中央制御室	約30m	-	-
主蒸気発生炉安全弁開放	1	主蒸気発生炉	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	約170m	約260m	100m×3巻
非常用ディーゼル発電機受電準備及び受電 (シ=新設操作)	1	安全格納容器	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	約50m	約120m	100m×2巻
代替格納容器スプレィポンプ起動操作	1	代替格納容器スプレィポンプ	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	約60m	約140m	100m×2巻
アニュラス空気浄化設備ダンパ空気供給操作及び手動開操作	1	周辺補機機	原子炉補助建屋 T.P.40.3m	約200m	約180m	100m×2巻
中央制御室非常用送風系ダンパ開閉操作	1	原子炉補助建屋 T.P.24.8m	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	約140m	約120m	100m×2巻
格納容器内自然対流冷却系統構成操作	1	周辺補機機 T.P.17.8m	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	約110m	約200m	100m×3巻

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

DB/SAに係る内容 (当ページ)

【大飯】記載表現の相違・図表名称の相違

【女川】記載方針の相違・泊は携行型通話装置を使用する際に必要となる通話装置用ケーブルの使用距離を記載 (大飯と同様)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉

表8 各重大事故シナシで使用する携行型通話装置の台数

事故シナシグループ	中央制御室	安全補給 制御室	定常時 中央制御室 非常時 安全補給制御室 等 設置場所(複数)	原子炉 周辺設置	主蒸気 配管室	補助給水装置 設置所	合計
① 炉内異常熱発生	2	2	—	—	—	—	4
② 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	2	4	2	2	16
③ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	2	4	2	2	16
④ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	—	—	4	—	—	8
⑤ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	—	—	—	—	—	—	0
⑥ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑦ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑧ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑨ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑩ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑪ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑫ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑬ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑭ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑮ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑯ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑰ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑱ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑲ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
⑳ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉑ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉒ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉓ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉔ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉕ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉖ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉗ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉘ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉙ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉚ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉛ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉜ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉝ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉞ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㉟ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊱ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊲ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊳ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊴ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊵ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊶ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊷ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊸ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊹ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊺ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊻ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊼ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊽ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊾ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8
㊿ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	2	2	—	4	—	—	8

※1：原子炉補助建屋等へ現場用（中央制御室必要分含め）として38台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

女川原子力発電所2号炉

参考第3.1-2表 各事故シナシグループ等で使用する携行型通話装置の台数

事故シナシグループ	中央制御室	原子炉建屋 原子炉側	原子炉建屋 付風機	制御棟	合計
【炉心損傷防止】					
高圧・低圧注水機能喪失	1	—	1	—	2
高圧注水・減圧機能喪失	—	—	—	—	—
全交流動力電源喪失 (初期7B)	1	(1)*	1*	(1)*	2
全交流動力電源喪失 (T B U)	1	(1)*	1*	(1)*	2
全交流動力電源喪失 (T B D)	1	(1)*	1*	(1)*	2
全交流動力電源喪失 (T B P)	1	1*	(1)*	(1)*	2
格納容器隔離機能喪失 (取水機能が喪失した場合)	1	—	1	—	2
格納容器隔離機能喪失 (格納容器隔離系が故障した場合)	1	—	1	—	2
原子炉停止機能喪失	—	—	—	—	—
LOCA時注水機能喪失 (中小破断)	1	—	1	—	2
格納容器バイパス (のちのちLOCA)	1	1	—	—	2
【格納容器破損防止】					
蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器遮断・急冷成膜) (代替蒸気冷却系を使用する場合)	1	—	1	—	2
蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器遮断・急冷成膜) (代替蒸気冷却系を使用できない場合)	1	—	1	—	2
高圧冷却剤放出/格納容器蒸気直接加熱	1	—	1	—	2
原子炉圧力容器内の即融燃料-冷却材相互作用	1	—	1	—	2
水素燃焼	1	—	1	—	2
即融中心・コンクリート相互作用	1	—	1	—	2
【使用済燃料プールの燃料保護防止】					
想定事故1 (SFP 補給水機能喪失)	1	1	—	—	2
想定事故2 (SFP 補給水機能喪失+サイフォン現象による 小規模漏洩)	1	1	—	—	2
【運転停止中原子炉内の燃料保護防止】					
格納容器隔離機能喪失	—	—	—	—	—
全交流動力電源喪失	1	—	1	—	2
原子炉冷却材の流出	1	1	—	—	2
反応度の暴発	—	—	—	—	—

※：() は再掲、移動して使用する台数を示す。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。
 ・携行型通話装置は、中央制御室に計10台を保管している。

泊発電所3号炉

参考第3-2表 各事故シナシグループ等で使用する携行型通話装置の台数

事故シナシグループ	中央制御室	安全補給 制御室	定常時 中央制御室 非常時 安全補給制御室 等 設置場所(複数)	原子炉 周辺設置	主蒸気 配管室	補助給水装置 設置所	合計
① 炉内異常熱発生	1	—	—	—	—	—	1
② 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	1	1	3	1	—	10
③ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	1	1	3	1	—	10
④ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	3	1	—	8
⑤ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	—	—	—	—	—	—	0
⑥ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	3	—	—	4
⑦ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	—	—	—	—	—	—	0
⑧ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	—	—	—	—	—	—	0
⑨ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑩ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑪ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑫ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑬ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑭ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑮ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑯ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑰ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑱ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑲ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
⑳ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉑ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉒ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉓ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉔ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉕ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉖ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉗ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉘ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉙ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉚ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉛ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉜ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉝ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉞ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㉟ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊱ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊲ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊳ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊴ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊵ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊶ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊷ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊸ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊹ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊺ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊻ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊼ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊽ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊾ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2
㊿ 炉内異常熱発生(炉内異常熱発生時)	1	—	—	1	—	—	2

※ 中央制御室及び原子炉補助建屋に現場用（中央制御室必要分含め）として24台保管しており、重大事故時においても対応できる。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

相違理由

SAに係る内容（当ページ）

【女川】記載方針の相違（大阪審査実績の反映）

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>表9 各重大事故シーケンスで使用する衛星電話(固定・携帯)の台数</p>			<p>SAに係る内容(当ページ)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故シーケンスグループ</th> <th>中央制御室 (衛星電話(固定))</th> <th>緊急時対策所 指揮所 (衛星電話(固定))</th> <th>屋外 (衛星電話(携帯))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">【中心機保護】</td> </tr> <tr> <td>① 炉心冷却系からの放射能発生 (主給水ポンプ+補助給水系統)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>② 保安電源力電圧喪失+炉内LOCA (原子炉冷却炉+炉内監視)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>③ 保安電源力電圧喪失 (炉内監視+炉内監視)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>④ 燃料容器の放射能発生 (大LOCA+燃料再循環系統+燃料貯留スプレイ系統)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤ 原子炉停止機能喪失 (主給水流量喪失+原子炉自動停止系統)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑥ ECCS注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水失敗) (高圧注水ポンプ+高圧注水系統)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑦ ECCS注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水失敗) (高圧注水ポンプ+高圧注水系統)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑧ ECCS注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水失敗) (高圧注水ポンプ+高圧注水系統)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑨ ECCS高圧注水機能喪失 (炉内LOCA+高圧注水機能喪失+燃料再循環系統)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑩ 燃料貯留スプレイ (インターフェース+大LOCA)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑪ 燃料貯留スプレイ (燃料貯留システム+燃料貯留システム)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【燃料貯留機能】</td> </tr> <tr> <td>⑫ 燃料貯留システム (大LOCA+ECCS注水失敗+燃料貯留スプレイ系統)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td>⑬ 燃料貯留システム (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td>⑭ 燃料貯留システム (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td>⑮ 燃料貯留システム (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td>⑯ 燃料貯留システム (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9^{※1}</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【GPPの燃料供給】</td> </tr> <tr> <td>⑰ 保安電源力電圧喪失 (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>⑱ 保安電源力電圧喪失 (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【保安電源力電圧喪失】</td> </tr> <tr> <td>⑲ 保安電源力電圧喪失 (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>⑳ 保安電源力電圧喪失 (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉑ 保安電源力電圧喪失 (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保有台数</td> <td>10 (予備5台含む)</td> <td>10 (予備5台含む)</td> <td>38 (予備10台含む)</td> </tr> </tbody> </table>	事故シーケンスグループ	中央制御室 (衛星電話(固定))	緊急時対策所 指揮所 (衛星電話(固定))	屋外 (衛星電話(携帯))	【中心機保護】				① 炉心冷却系からの放射能発生 (主給水ポンプ+補助給水系統)	-	-	-	② 保安電源力電圧喪失+炉内LOCA (原子炉冷却炉+炉内監視)	1	5	7	③ 保安電源力電圧喪失 (炉内監視+炉内監視)	1	5	7	④ 燃料容器の放射能発生 (大LOCA+燃料再循環系統+燃料貯留スプレイ系統)	-	-	-	⑤ 原子炉停止機能喪失 (主給水流量喪失+原子炉自動停止系統)	-	-	-	⑥ ECCS注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水失敗) (高圧注水ポンプ+高圧注水系統)	-	-	-	⑦ ECCS注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水失敗) (高圧注水ポンプ+高圧注水系統)	-	-	-	⑧ ECCS注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水失敗) (高圧注水ポンプ+高圧注水系統)	-	-	-	⑨ ECCS高圧注水機能喪失 (炉内LOCA+高圧注水機能喪失+燃料再循環系統)	-	-	-	⑩ 燃料貯留スプレイ (インターフェース+大LOCA)	-	-	-	⑪ 燃料貯留スプレイ (燃料貯留システム+燃料貯留システム)	-	-	-	【燃料貯留機能】				⑫ 燃料貯留システム (大LOCA+ECCS注水失敗+燃料貯留スプレイ系統)	1	5	9 ^{※1}	⑬ 燃料貯留システム (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	1	5	9 ^{※1}	⑭ 燃料貯留システム (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	1	5	9 ^{※1}	⑮ 燃料貯留システム (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	1	5	9 ^{※1}	⑯ 燃料貯留システム (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	1	5	9 ^{※1}	【GPPの燃料供給】				⑰ 保安電源力電圧喪失 (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	1	5	5	⑱ 保安電源力電圧喪失 (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	1	5	5	【保安電源力電圧喪失】				⑲ 保安電源力電圧喪失 (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	1	5	7	⑳ 保安電源力電圧喪失 (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	-	-	-	㉑ 保安電源力電圧喪失 (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	-	-	-	保有台数	10 (予備5台含む)	10 (予備5台含む)	38 (予備10台含む)		<p>参考第3-3表 各事故シーケンスグループ等で使用する衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)の台数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>衛星電話設備</th> <th>衛星電話設備(固定型)</th> <th>衛星電話設備(携帯型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>② 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑥ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑦ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑧ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑨ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑩ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑪ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑫ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑬ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑭ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑮ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑯ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑰ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑱ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑲ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑳ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉑ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉒ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉓ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉔ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉕ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉖ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉗ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉘ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉙ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉚ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉛ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉜ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉝ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉞ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㉟ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㊱ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㊲ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㊳ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㊴ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㊵ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㊶ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㊷ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㊸ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㊹ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㊺ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㊻ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㊼ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㊽ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㊾ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>㊿ 保安電源力電圧喪失</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所指揮所に現用として15台、中央制御室及び原子炉補助建屋に現用として2台保管しており、重大事故時においても対応できる。 *台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。</p>	衛星電話設備	衛星電話設備(固定型)	衛星電話設備(携帯型)	① 保安電源力電圧喪失	-	-	② 保安電源力電圧喪失	-	-	③ 保安電源力電圧喪失	-	-	④ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑤ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑥ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑦ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑧ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑨ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑩ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑪ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑫ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑬ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑭ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑮ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑯ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑰ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑱ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑲ 保安電源力電圧喪失	-	-	⑳ 保安電源力電圧喪失	-	-	㉑ 保安電源力電圧喪失	-	-	㉒ 保安電源力電圧喪失	-	-	㉓ 保安電源力電圧喪失	-	-	㉔ 保安電源力電圧喪失	-	-	㉕ 保安電源力電圧喪失	-	-	㉖ 保安電源力電圧喪失	-	-	㉗ 保安電源力電圧喪失	-	-	㉘ 保安電源力電圧喪失	-	-	㉙ 保安電源力電圧喪失	-	-	㉚ 保安電源力電圧喪失	-	-	㉛ 保安電源力電圧喪失	-	-	㉜ 保安電源力電圧喪失	-	-	㉝ 保安電源力電圧喪失	-	-	㉞ 保安電源力電圧喪失	-	-	㉟ 保安電源力電圧喪失	-	-	㊱ 保安電源力電圧喪失	-	-	㊲ 保安電源力電圧喪失	-	-	㊳ 保安電源力電圧喪失	-	-	㊴ 保安電源力電圧喪失	-	-	㊵ 保安電源力電圧喪失	-	-	㊶ 保安電源力電圧喪失	-	-	㊷ 保安電源力電圧喪失	-	-	㊸ 保安電源力電圧喪失	-	-	㊹ 保安電源力電圧喪失	-	-	㊺ 保安電源力電圧喪失	-	-	㊻ 保安電源力電圧喪失	-	-	㊼ 保安電源力電圧喪失	-	-	㊽ 保安電源力電圧喪失	-	-	㊾ 保安電源力電圧喪失	-	-	㊿ 保安電源力電圧喪失	-	-	<p>【女川】記載方針の相違(大飯審査実績の反映)</p>
事故シーケンスグループ	中央制御室 (衛星電話(固定))	緊急時対策所 指揮所 (衛星電話(固定))	屋外 (衛星電話(携帯))																																																																																																																																																																																																																																																																					
【中心機保護】																																																																																																																																																																																																																																																																								
① 炉心冷却系からの放射能発生 (主給水ポンプ+補助給水系統)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																					
② 保安電源力電圧喪失+炉内LOCA (原子炉冷却炉+炉内監視)	1	5	7																																																																																																																																																																																																																																																																					
③ 保安電源力電圧喪失 (炉内監視+炉内監視)	1	5	7																																																																																																																																																																																																																																																																					
④ 燃料容器の放射能発生 (大LOCA+燃料再循環系統+燃料貯留スプレイ系統)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑤ 原子炉停止機能喪失 (主給水流量喪失+原子炉自動停止系統)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑥ ECCS注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水失敗) (高圧注水ポンプ+高圧注水系統)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑦ ECCS注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水失敗) (高圧注水ポンプ+高圧注水系統)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑧ ECCS注水機能喪失(炉内LOCA+高圧注水失敗) (高圧注水ポンプ+高圧注水系統)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑨ ECCS高圧注水機能喪失 (炉内LOCA+高圧注水機能喪失+燃料再循環系統)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑩ 燃料貯留スプレイ (インターフェース+大LOCA)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑪ 燃料貯留スプレイ (燃料貯留システム+燃料貯留システム)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																					
【燃料貯留機能】																																																																																																																																																																																																																																																																								
⑫ 燃料貯留システム (大LOCA+ECCS注水失敗+燃料貯留スプレイ系統)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑬ 燃料貯留システム (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑭ 燃料貯留システム (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑮ 燃料貯留システム (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑯ 燃料貯留システム (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																																																					
【GPPの燃料供給】																																																																																																																																																																																																																																																																								
⑰ 保安電源力電圧喪失 (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	1	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑱ 保安電源力電圧喪失 (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	1	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																					
【保安電源力電圧喪失】																																																																																																																																																																																																																																																																								
⑲ 保安電源力電圧喪失 (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	1	5	7																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑳ 保安電源力電圧喪失 (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																					
㉑ 保安電源力電圧喪失 (保安電源力電圧喪失+燃料貯留システム)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																					
保有台数	10 (予備5台含む)	10 (予備5台含む)	38 (予備10台含む)																																																																																																																																																																																																																																																																					
衛星電話設備	衛星電話設備(固定型)	衛星電話設備(携帯型)																																																																																																																																																																																																																																																																						
① 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
② 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
③ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
④ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑤ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑥ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑦ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑧ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑨ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑩ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑪ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑫ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑬ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑭ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑮ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑯ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑰ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑱ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑲ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
⑳ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㉑ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㉒ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㉓ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㉔ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㉕ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㉖ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㉗ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㉘ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㉙ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㉚ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㉛ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㉜ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㉝ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㉞ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㉟ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㊱ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㊲ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㊳ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㊴ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㊵ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㊶ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㊷ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㊸ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㊹ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㊺ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㊻ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㊼ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㊽ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㊾ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
㊿ 保安電源力電圧喪失	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>※1: 緊急時対策所 指揮所等へ現場用として、38台保管しており、重大事故時においても、対応できる。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表10 各重大事故シークエンスで使用するトランシーバーの台数

参考第3.1-3表 各事故シークエンスグループ等で使用する無線連絡設備等の台数

参考第3-4表 各事故シークエンスグループ等で使用する無線連絡設備 (固定型)、無線連絡設備 (携帯型) の台数

事故シークエンスグループ	屋外
【炉心保護防止】	
① 2次冷却系からの除熱機能喪失 (主給水喪失+補助給水失敗)	-
② 全交流動力電源喪失+RCPシールドLOCA+原子炉保護炉内機能喪失	19
③ 全交流動力電源喪失 (RCPシールドLOCA喪失)	19
④ 格納容器の除熱機能喪失 (大LOCA+低圧再循環失敗+格納容器スプレイ失敗)	-
⑤ 原子炉停止機能喪失 (主給水流量喪失+原子炉自動停止失敗)	-
⑥ ECCS注水機能喪失 (中/小LOCA+高圧注入失敗) 低圧注水系を用いる場合 (6インチ断絶)	-
⑦ ECCS注水機能喪失 (中/小LOCA+高圧注入失敗) 低圧注水系を用いる場合 (4インチ断絶)	-
⑧ ECCS注水機能喪失 (中/小LOCA+高圧注入失敗) 低圧注水系を用いる場合 (2インチ断絶)	-
⑨ ECCS再循環機能喪失 (大LOCA+高圧再循環失敗+低圧再循環失敗)	-
⑩ ECCS再循環機能喪失 (中/小LOCA+高圧再循環失敗+低圧再循環失敗)	-
⑩ 格納容器パイプス (インターフェイスシステムLOCA)	-
⑪ 格納容器パイプス (蒸気発生器伝熱管破損)	-
【格納容器破損防止】	
⑫ 格納容器過圧破損 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗)	29※1
⑬ 格納容器過温破損 (全交流動力喪失+補助給水失敗)	29※1
格納容器過蒸気直接加熱 (全交流動力喪失+補助給水失敗)	29※1
⑬と同様 (大LOCA+ECCS注入失敗)	29※1
⑭ 水素燃焼 (大LOCA+ECCS注入失敗)	29※1
⑬と同様 (炉心の蒸気発生器-冷却系相互作用)	29※1
⑬と同様 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗)	29※1
【SFPの燃料損傷防止】	
⑮ 想定事故1 (使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障)	11
⑯ 想定事故2 (使用済燃料ピット冷却系配管の破断)	11
【停止中原子炉の燃料損傷防止】	
⑰ 炉内熱除去機能喪失 (ミッドループ運転中の余熱除去系統の機能喪失及び全交流動力喪失)	19
⑱ 原子炉冷却材の流出 (ミッドループ運転中の原子炉冷却材流出)	-
⑲ 反応度の挿入	-
保有台数	33 (予備3台含む)

※1:緊急時対策所 指揮所へ現場用として、33台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

事故シークエンスグループ等	屋内 (緊急時対策所及び中央制御室)		屋外
	無線連絡設備等 (固定型)	無線連絡設備 (携帯型)	
【炉心保護防止】			
高圧・低圧注水機能喪失	4	17	
高圧注水・減圧機能喪失	4	-	
全交流動力電源喪失 (長期T B)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B U)	4	18	
全交流動力電源喪失 (T B P)	4	18	
炉内熱除去機能喪失 (取水機能が喪失した場合)	4	18	
炉内熱除去機能喪失 (残熱除去系が故障した場合)	4	17	
原子炉停止機能喪失	4	17	
LOCA時注水機能喪失 (中/小断絶)	4	18	
格納容器パイプス (ロー/ハイ/シールドLOCA)	4	17	
【格納容器破損防止】			
容積圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替補償冷却系を使用する場合)	4	18	
容積圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替補償冷却系を使用できない場合)	4	18	
蒸気直接加熱/格納容器過蒸気直接加熱	4	18	
原子炉圧力容器外の可燃燃料-冷却材相互作用	4	18	
水素燃焼	4	18	
炉内熱除去機能喪失 (冷却系相互作用)	4	18	
【使用済燃料ピットの燃料損傷防止】			
想定事故1 (SFP 補給水機能喪失)	4	17	
想定事故2 (SFP 補給水機能喪失+サイフォン現象による小規模漏えい)	4	17	
【運転停止中原子炉内の燃料損傷防止】			
炉内熱除去機能喪失	4	-	
全交流動力電源喪失	4	18	
原子炉冷却材の流出	4	-	
反応度の挿入	4	-	

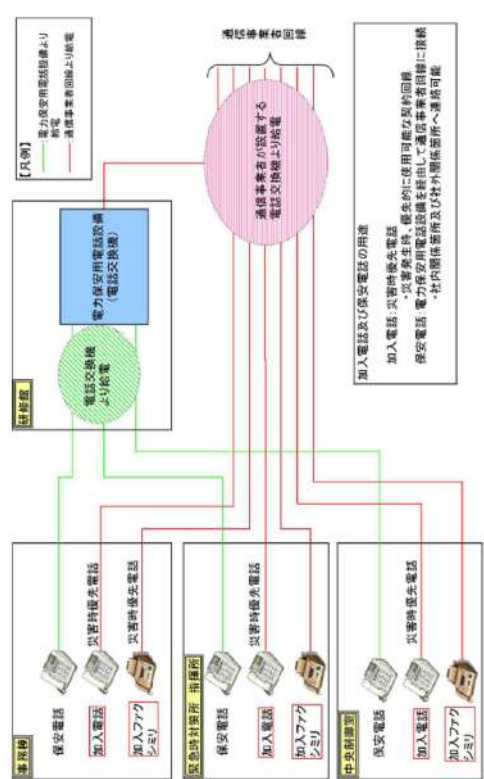
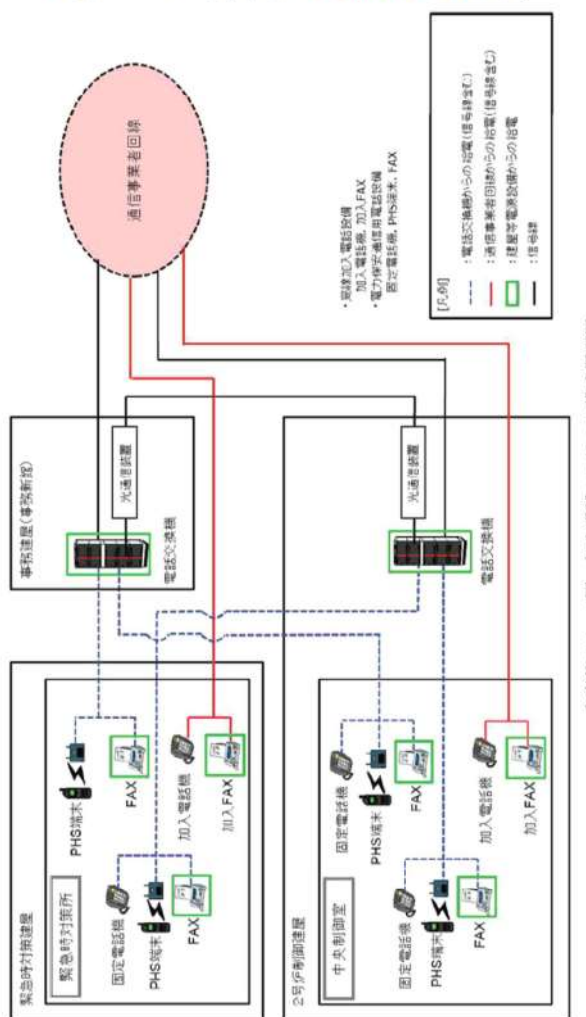
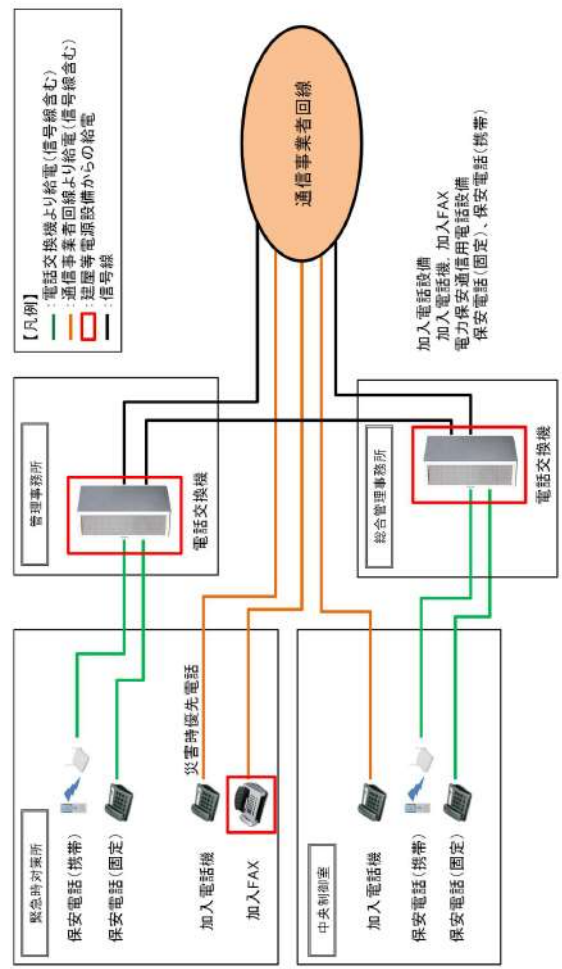
・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。
 ・無線連絡設備のほか、衛星電話設備も使用可能であり、衛星電話設備も使用する。

事故シークエンスグループ等	屋内 (緊急時対策所及び中央制御室)		屋外
	無線連絡設備等 (固定型)	無線連絡設備 (携帯型)	
【炉心保護防止】			
2次冷却系からの除熱機能喪失 (主給水喪失+補助給水失敗)	-	-	
全交流動力電源喪失+RCPシールドLOCA+原子炉保護炉内機能喪失	2	9	
全交流動力電源喪失 (RCPシールドLOCA喪失)	2	9	
格納容器の除熱機能喪失 (大LOCA+低圧再循環失敗+格納容器スプレイ失敗)	-	-	
原子炉停止機能喪失 (主給水流量喪失+原子炉自動停止失敗)	-	-	
ECCS注水機能喪失 (中/小LOCA+高圧注入失敗) 低圧注水系を用いる場合 (6インチ断絶)	-	-	
ECCS注水機能喪失 (中/小LOCA+高圧注入失敗) 低圧注水系を用いる場合 (4インチ断絶)	-	-	
ECCS注水機能喪失 (中/小LOCA+高圧注入失敗) 低圧注水系を用いる場合 (2インチ断絶)	-	-	
ECCS再循環機能喪失 (大LOCA+高圧再循環失敗+低圧再循環失敗)	-	-	
ECCS再循環機能喪失 (中/小LOCA+高圧再循環失敗+低圧再循環失敗)	-	-	
格納容器パイプス (インターフェイスシステムLOCA)	-	-	
格納容器パイプス (蒸気発生器伝熱管破損)	-	-	
【格納容器破損防止】			
格納容器過圧破損 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗)	2	9	
格納容器過温破損 (全交流動力喪失+補助給水失敗)	2	9	
格納容器過蒸気直接加熱 (全交流動力喪失+補助給水失敗)	2	9	
⑬と同様 (大LOCA+ECCS注入失敗)	2	9	
水素燃焼 (大LOCA+ECCS注入失敗)	2	9	
⑬と同様 (炉心の蒸気発生器-冷却系相互作用)	2	9	
⑬と同様 (大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗)	2	9	
【SFPの燃料損傷防止】			
想定事故1 (使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障)	2	5	
想定事故2 (使用済燃料ピット冷却系配管の破断)	2	5	
【停止中原子炉の燃料損傷防止】			
炉内熱除去機能喪失 (ミッドループ運転中の余熱除去系統の機能喪失及び全交流動力喪失)	-	-	
原子炉冷却材の流出 (ミッドループ運転中の原子炉冷却材流出)	-	-	
反応度の挿入	-	-	

※ 無線連絡設備 (携帯型) は、緊急時対策所待機所に現場用として4台、中央制御室に現場用として18台保管しており、重大事故時においても対応できる。
 ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

SAに係る内容 (当ページ)
 【女川】記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

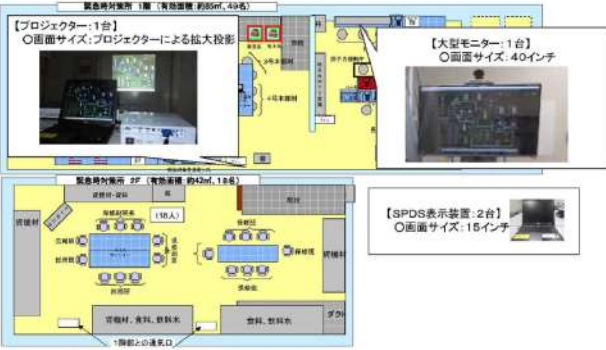


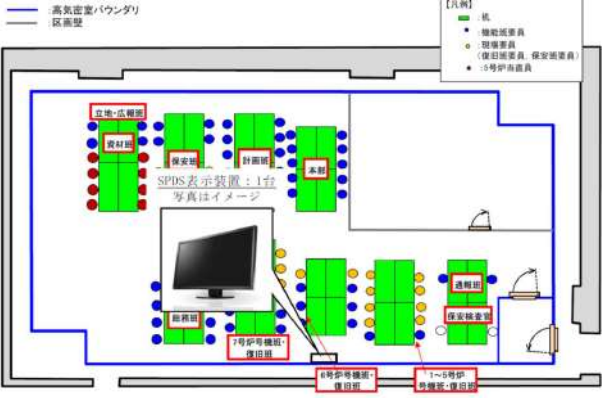
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考7. 加入電話システムの構成</p> <p>加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。</p> <p>加入電話システムの構成概要を図10に示す。</p>  <p>図10は、加入電話システムの構成概要を示す図である。左側に「緊急時対策室」があり、保安電話、加入電話、加入FAX/シミリ、災害時優先電話が設置されている。中央には「中央制御室」があり、保安電話、加入電話、加入FAX/シミリが設置されている。右側には「電話交換機」があり、電力保安用電話設備(電話交換機)と接続されている。また、「通信事業者回線」も示されている。色分けされた線が各設備間の接続を示している。</p> <p>図10 加入電話システムの構成概要図</p>	<p>参考4 加入電話システムの構成</p> <p>加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。</p> <p>加入電話システムの構成概要を参考第4.1-1図に示す。</p>  <p>参考第4.1-1図は、加入電話システムの構成概要を示す図である。左側に「緊急時対策室」があり、PHS端末、固定電話機、加入電話機、加入FAXが設置されている。中央には「中央制御室」があり、固定電話機、PHS端末、加入電話機、加入FAXが設置されている。右側には「電話交換機」があり、電力保安用電話設備(電話交換機)と接続されている。また、「通信事業者回線」も示されている。色分けされた線が各設備間の接続を示している。</p> <p>参考第4.1-1図 加入電話システムの構成概要図</p>	<p>参考4 加入電話システムの構成</p> <p>加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。</p> <p>加入電話システムの構成概要を参考第4-1図に示す。</p>  <p>参考第4-1図は、加入電話システムの構成概要を示す図である。左側に「緊急時対策室」があり、保安電話(携帯)、保安電話(固定)、加入電話機、加入FAXが設置されている。中央には「管理事務所」があり、電話交換機が設置されている。右側には「総合管理事務所」があり、電話交換機が設置されている。また、「通信事業者回線」も示されている。色分けされた線が各設備間の接続を示している。</p> <p>参考第4-1図 加入電話システムの構成概要図</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯は参考7に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考4 緊急時対策所のSPDS表示装置</p> <p>緊急時対策所 指揮所においては、SPDS表示装置から大型モニターに表示可能とし、さらにプロジェクターによる表示も可能としている。</p> <p>大型モニター等の設置位置を図6に示す。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDSデータの表示については、SPDS表示装置の画面に表示させることで、プラントの状態を共有すること可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの表示モニタを配備し、SPDS表示装置の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考図4.1-1に示す。</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるSPDS表示装置</p> <p>緊急時対策所におけるSPDSデータの表示については、SPDS表示装置の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの表示モニタを配備し、SPDS表示装置の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第5.1-1図に示す。</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるデータ表示端末</p> <p>緊急時対策所指揮所におけるSPDSパラメータの表示については、データ表示端末の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。</p> <p>なお、ほかの大型モニタを配備し、データ表示端末の画面を表示させることが可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第5-1図に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違・名称の相違 女川：SPDSデータ 泊：SPDSパラメータ 女川：表示モニタ 泊：大型モニタ</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>緊急時対策所 1階 (有効面積: 約85㎡、49席)</p> <p>【プロジェクター: 1台】 ○画面サイズ: プロジェクターによる拡大投影</p> <p>【大型モニター: 1台】 ○画面サイズ: 40インチ</p> <p>緊急時対策所 2階 (有効面積: 約42㎡、18席)</p> <p>【SPDS表示装置: 2台】 ○画面サイズ: 15インチ</p> <p>図6 緊急時対策所 指揮所における配置図</p>	 <p>【凡例】 ●: 要員 ●: 視察要員</p> <p>SPDS 表示装置: 1台 (写真はイメージ)</p> <p>19.7m</p> <p>16.45m</p> <p>参考第 5.1-1 図 緊急時対策所における SPDS データ表示の概要</p>	 <p>【データ表示端末: 1台 (予備3台)】</p> <p>【大型モニター: 1台 (予備2台)】</p> <p>注: 本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>参考第 5-1 図 緊急時対策所における SPDS パラメータ表示の概要</p>	<p>【大阪】 設計方針の相違 ・設備の相違 泊は、プロジェクターを 配備していないものの、 データ表示端末を予備含 め4台・大型モニターを予 備含め3台配備しており 緊急時対策所内でのデー タ共有の視認性に相違は ない</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>高気密窓(ワンタリ) 区画型</p> <p>【凡例】 ● 視 ● 運転要員 ● 視察要員 ● (保安要員、保安要員) ● 5号炉当直員</p> <p>SPDS表示装置: 1台 写真はイメージ</p> <p>7号炉当直員 備用席</p> <p>6号炉当直員 備用席</p> <p>1~5号炉 当直員-備用席</p> <p>(注) レイアウトについては、訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく</p> <p>参考図 4.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における SPDS データ表示の概要</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

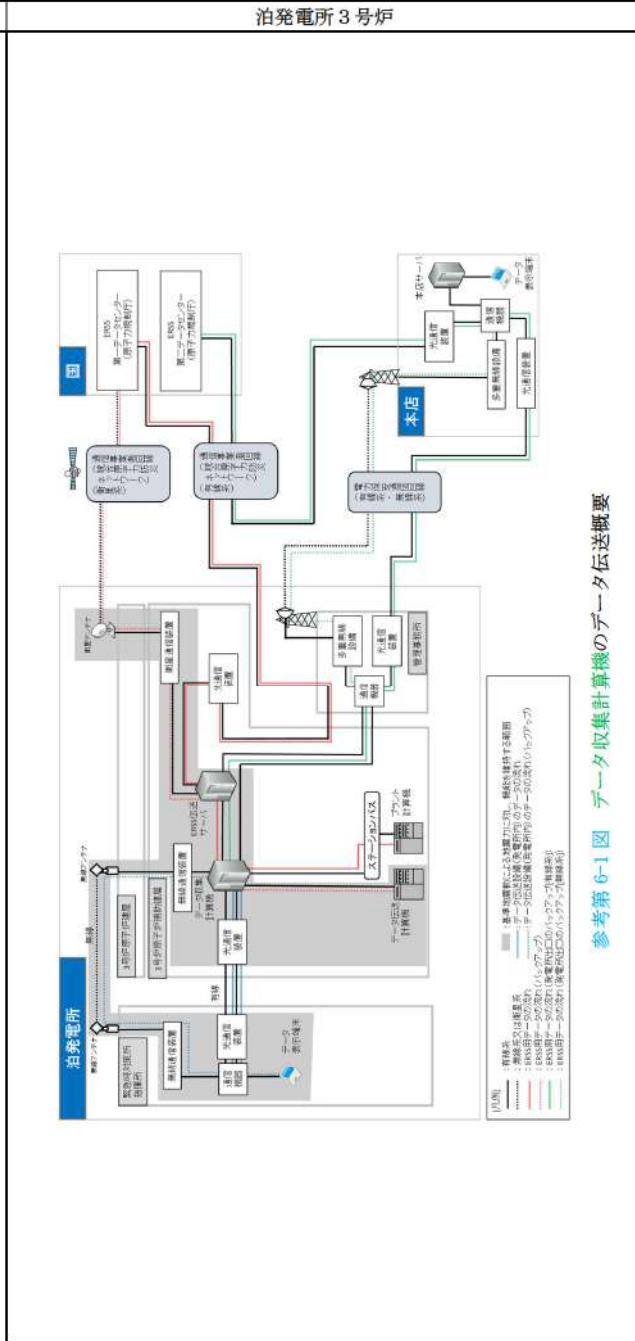
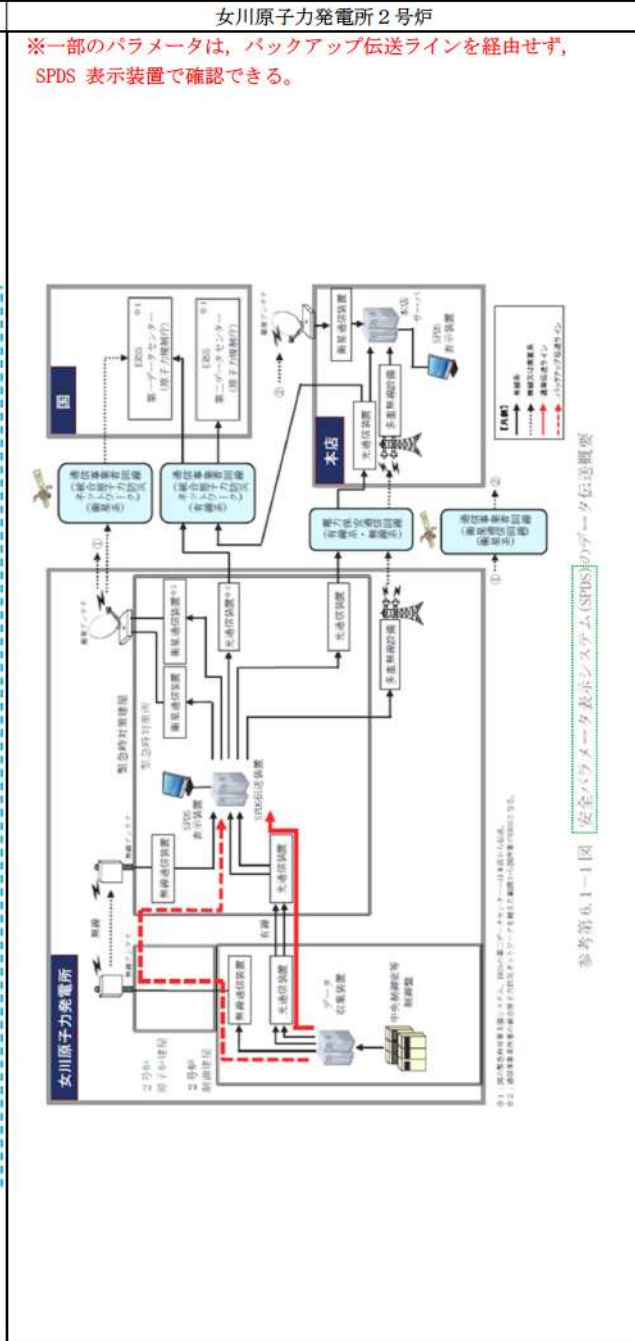
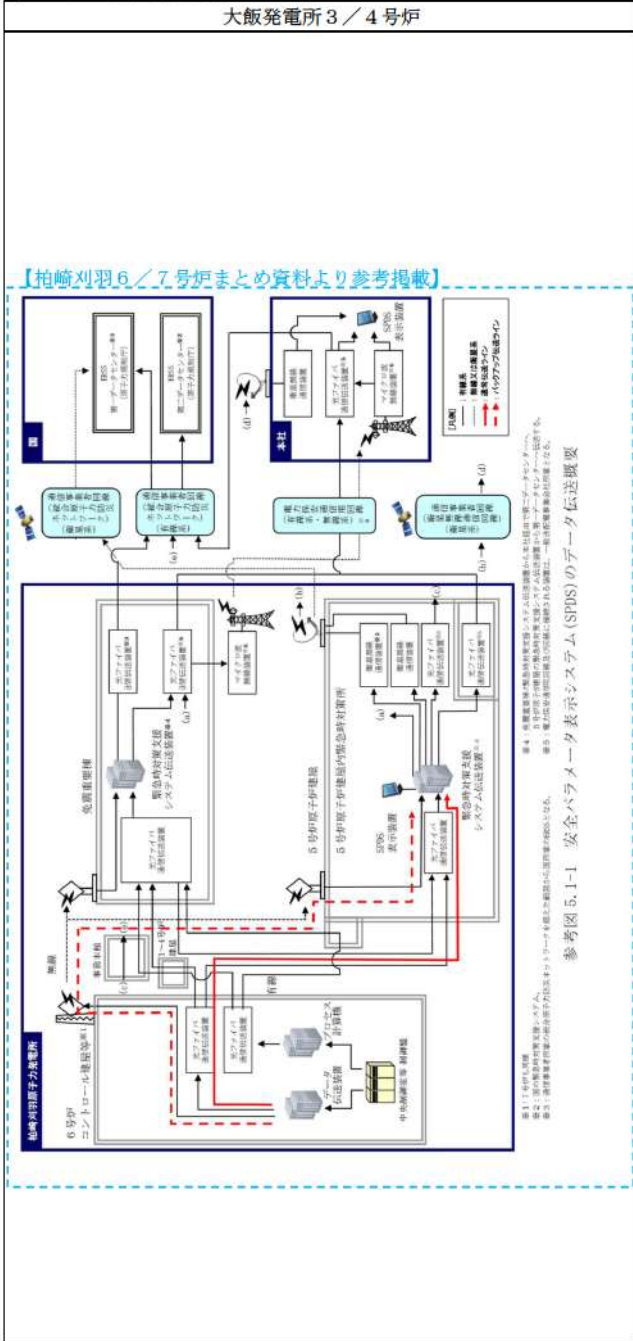
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考5. SPDSバックアップラインで確認できるパラメータリスト</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考5 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、6号及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送できる設計とする。</p> <p>SPDSへのデータ入力は、通常時はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。</p> <p>このバックアップラインは、安全保護系ラック、NIS^{※1}盤、RMS^{※2}盤等から直接データを収集することができ、主要プラントパラメータの大半をバックアップすることができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、バックアップ伝送ラインである無線系回線により6号及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p>	<p>参考6 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置は、2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送できる設計とする。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置は、バックアップ伝送ラインである無線系回線により2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p>	<p>参考6 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機は、プラント計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ(SPDSパラメータ)は、緊急時対策所において、データを確認できるとともに、国の緊急時対策支援システム(ERSS)へ伝送できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力は、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン(収集用)を設置している。</p> <p>このバックアップ伝送ライン(収集用)は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等から直接データを収集することができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所内に設置するデータ表示端末は、バックアップ伝送ライン(表示用)である無線系回線により、原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑩及び⑪記載のとおあり</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2⑩及び⑪記載のとおあり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおあり</p> <p>【女川】記載方針の相違・記載の充実(大飯参照)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおあり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は原子炉補助建屋と緊急時対策所の建屋間の通信を、データ表示端末へデータ収集計算機間で行っている。なお、大飯と同一の設備構成である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータは、SPDSサーバに2週間分（1分周期）のデータを保存できる仕様となっている。サーバ本体に保存可能な容量32Gバイトのうち、データ保存が可能な領域として約6Gバイトを確保している。2週間のデータ容量は約88Mバイトであり、順次、上書き保存される。また、それらのパラメータについては、緊急時対策所 指揮所に設置しているSPDS表示装置から、外部媒体へ保存することが可能である。</p> <p>SPDSにてバックアップできるパラメータリストを表11、12、13、14、15に記載する。</p> <p>※1：NISとは、「Nuclear Instrumentation System」（炉外核計装装置）の略称。 ※2：RMSとは、「Radiation Monitoring System」（放射線監視装置）の略称。</p>	<p>バックアップ伝送ラインでは、SPDS 伝送装置は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送している主な※パラメータ（ERSS 伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要を参考第6.1-1図に示す。</p> <p>また、SPDS 表示装置で確認できるパラメータを参考第6.1-1表に示す。</p>	<p>バックアップ伝送ライン（表示用）では、データ表示端末は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS 伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料ピットの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>データ収集計算機のデータ伝送概要を参考第6-1図に示す。</p> <p>また、データ表示端末で確認できるパラメータを参考第6-1表に示す。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・2-2@記載のとおり。 【女川】・設備の相違 泊3号炉は有線系回線及び無線系回線ともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。 【女川】記載表現の相違 女川：使用済燃料プール、泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】記載表現の相違 女川：代替気象観測設備、泊：可搬型気象観測設備</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊と女川は、データ保存期間について参考7に記載している。また、泊と女川は、プラントパラメータを2週間分保存できる設計としており、大飯と保存期間に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



相違理由

【女川】・設備の相違
 泊は有線系回線及び無線系回線ともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。

【女川】設計の相違
 ・2-2⑩及び⑬記載のとおり。

【柏崎】記載方針の相違
 2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表11 バックアップできるパラメータリスト (1/5)

目的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	
炉心反応度 の状態確認	出力領域平均中性子束チャンネル 平均値	○	○	—	
	中間領域中性子束	○	○	○	
	中性子源領域中性子束	○	○	○	
	出力領域中性子束	○	○	○	
	加圧器水位	○	○	○	
炉心冷却の 状態確認	1次冷却材圧力	○	○	○	
	Cループ1次冷却材圧力	○	○	○	
	原子炉水位	○	○	○	
	1次冷却材温度 (広域)	Aループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
		Bループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
		Cループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
		Dループ冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
		Aループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
		Bループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
		Cループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
		Dループ冷却材最低側温度(広域)	○	—	○
	炉心反応度 の状態確認	A主蒸気圧力	○	○	○
		B主蒸気圧力	○	○	○
		C主蒸気圧力	○	○	○
		D主蒸気圧力	○	○	○
安全注入流量		A高圧注入流量	○	○	○
		B高圧注入流量	○	○	○
余熱除去流量		A余熱除去流量	○	○	○
		D余熱除去流量	○	○	○
燃料取替用水 ピット水位		燃料取替用水ピット水位	○	○	○
		充てん水	○	○	○
蒸気発生器 水位		A蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		B蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		C蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		D蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		A蒸気発生器水位(狭域)	○	—	○
	B蒸気発生器水位(狭域)	○	—	○	
	C蒸気発生器水位(狭域)	○	—	○	
	D蒸気発生器水位(狭域)	○	—	○	
2次系による 冷却	A蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	
	B蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	
	C蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	
	D蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	
所内母線電圧 (非常用)	4-3 A母線電圧	○	○	○	
	4-3 B母線電圧	○	○	○	
	4-3 A E G遮断器	○	○	○	
	4-3 B E G遮断器	○	○	○	
1次冷却材 サブクール度 (T/C)	○	○	○		

表12 バックアップできるパラメータリスト (2/5)

目的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	
炉心反応度 の状態確認	A主蒸気圧力	○	○	○	
	B主蒸気圧力	○	○	○	
	C主蒸気圧力	○	○	○	
	D主蒸気圧力	○	○	○	
	安全注入流量	A高圧注入流量	○	○	○
		B高圧注入流量	○	○	○
	余熱除去流量	A余熱除去流量	○	○	○
		D余熱除去流量	○	○	○
	燃料取替用水 ピット水位	燃料取替用水ピット水位	○	○	○
		充てん水	○	○	○
	蒸気発生器 水位	A蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		B蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		C蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		D蒸気発生器水位(広域)	○	○	○
		A蒸気発生器水位(狭域)	○	—	○
B蒸気発生器水位(狭域)		○	—	○	
C蒸気発生器水位(狭域)		○	—	○	
D蒸気発生器水位(狭域)		○	—	○	
2次系による 冷却	A蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	
	B蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	
	C蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	
	D蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	
所内母線電圧 (非常用)	4-3 A母線電圧	○	○	○	
	4-3 B母線電圧	○	○	○	
	4-3 A E G遮断器	○	○	○	
	4-3 B E G遮断器	○	○	○	
1次冷却材 サブクール度 (T/C)	○	○	○		

女川原子力発電所2号炉

参考第6.1-1表 SPDS表示装置で確認できるパラメータ (1/10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心反応度 の状態確認	A PRMレベル (厚巻)	○	○	○
	A PRM (A) レベル	○	—	○
	A PRM (B) レベル	○	—	○
	A PRM (C) レベル	○	—	○
	A PRM (D) レベル	○	—	○
	A PRM (E) レベル	○	—	○
	A PRM (F) レベル	○	—	○
	S RNM (A) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (B) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (C) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (D) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (E) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (F) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (G) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (H) 対数計数率	○	○	○
	S RNM (A) 計数率減衰	○	○	○
	S RNM (B) 計数率減衰	○	○	○
	S RNM (C) 計数率減衰	○	○	○
	S RNM (D) 計数率減衰	○	○	○
	S RNM (E) 計数率減衰	○	○	○
S RNM (F) 計数率減衰	○	○	○	
S RNM (G) 計数率減衰	○	○	○	
S RNM (H) 計数率減衰	○	○	○	
S RNM (A) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (B) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (C) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (D) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (E) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (F) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (G) 線形%出力	○	○	○	
S RNM (H) 線形%出力	○	○	○	
全副群線全挿入	○	○	○	○

泊発電所3号炉

参考第6.1-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ (1/5)

目的	対象パラメータ	バックアップ対象 パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	データ取得 計測機入力	
炉心反応度 の状態確認	中性子源領域中性子束	○	○	○	
	中間領域中性子束	○	○	○	
	出力領域中性子束	○	○	○	
	出力領域中性子束 (中間側)	○	○	○	
	A-15ラジエーション水位	○	○	○	
	加圧器水位	○	○	○	
	1次冷却材圧力 (広域)	○	○	○	
	1次冷却材温度 (広域・高温側、低温側)	Aループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
		Bループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
		Aループ1次冷却材最低側温度(広域)	○	○	○
		Bループ1次冷却材最低側温度(広域)	○	○	○
		Cループ1次冷却材最高側温度(広域)	○	○	○
		A-15蒸気ライン圧力	○	○	○
		加圧器水位	○	○	○
		主蒸気ライン圧力	○	○	○
炉心冷却の 状態確認	原子炉水位	○	○	○	
	燃料取替用水ピット水位	○	○	○	
	蒸気発生器水位 (広域)	○	○	○	
	蒸気発生器水位 (狭域)	○	○	○	
	燃料取替用水ピット水位	○	○	○	
	蒸気発生器水位 (広域)	○	○	○	
	蒸気発生器水位 (狭域)	○	○	○	
	燃料取替用水ピット水位	○	○	○	

【女川】PWR設計の反映
 炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。
 【大飯】記載表現の相違
 データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由				
表13 バックアップできるパラメータリスト (3/5)				(2/10)												
目的	対象パラメータ	SPDS入力 パラメータ	ESSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象 パラメータ	目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ESS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ESS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ		
燃料の 状態確認	炉心出口温度	炉心出口温度(最大)	○	○	○	原子炉圧力(広帯域) B V	○	○	○	燃料の状態確認	原子炉圧力(広帯域) A	○	○	○	【女川】PWR設計の反映 炉型の相違により設備 及び対象パラメータに 相違はあるが、データ表 示端末で表示する「目 的」は同等であり、緊急 時対策所で必要な情報 を把握できることに相 違はない。 【大飯】記載表現の相違 データ表示端末で表示 する「目的」及び対象パ ラメータは同等であり、 データ表示端末の機能 に相違はない。	
		炉心出口温度(平均)	○	○	○	原子炉圧力(広帯域) B	○	○	○		原子炉圧力(広帯域) P B V	○	○	○		
	格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニ タ(高レンジ)	○	○	○	原子炉水位(広帯域) A	○	○	○		原子炉水位(広帯域) A	○	○	○		○
		B格納容器内高レンジエリアモニ タ(高レンジ)	○	○	○	原子炉水位(広帯域) B	○	○	○		原子炉水位(燃料) P B V	○	○	○		○
		A格納容器内高レンジエリアモニ タ(低レンジ)	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○		原子炉水位(燃料) B	○	○	○		○
		B格納容器内高レンジエリアモニ タ(低レンジ)	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○		原子炉水位(燃料) A	○	○	○		○
格納容器の 状態確認	格納容器圧力	格納容器圧力(広域)	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	PLRポンプ(A) 入口流量	○	○	○	○		
		AM用格納容器圧力	○	○	○	原子炉水位(燃料) A	○	○	○	PLRポンプ(B) 入口流量	○	○	○	○		
	格納容器温度	格納容器内温度	○	○	○	原子炉水位(燃料) B	○	○	○	SRV 開	○	○	○	○		
		A格納容器再循環サンプ水位(広 域)	○	○	○	RHRポンプ(A) 出口流量	○	○	○	RHRポンプ(A) 出口流量	○	○	○	○		
	格納容器水位	D格納容器再循環サンプ水位(広 域)	○	○	○	RHRポンプ(B) 出口流量	○	○	○	RHRポンプ(B) 出口流量	○	○	○	○		
		A格納容器再循環サンプ水位(狭 域)	○	○	○	RHRポンプ(C) 出口流量	○	○	○	RHRポンプ(C) 出口流量	○	○	○	○		
		B格納容器再循環サンプ水位(狭 域)	○	○	○	LPCSポンプ出口流量	○	○	○	LPCSポンプ出口流量	○	○	○	○		
		格納容器水位	○	○	○	HPCポンプ出口流量	○	○	○	HPCポンプ出口流量	○	○	○	○		
		原子炉下部キャビティ水位	○	○	○	RCJCポンプ出口流量	○	○	○	RCJCポンプ出口流量	○	○	○	○		
		A格納容器スプレイ流量	○	○	○	HPCポンプ出口流量	○	○	○	HPCポンプ出口流量	○	○	○	○		
	格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	B格納容器スプレイ流量	○	○	○	RHRヘッドスプレイライン洗浄流量	○	○	○	RHRヘッドスプレイライン洗浄流量	○	○	○	○		
		A格納容器スプレイ流量積算	○	○	○	RHR B系統格納容器冷却ライン洗浄流量	○	○	○	RHR B系統格納容器冷却ライン洗浄流量	○	○	○	○		
A格納容器内高レンジエリアモニ タ(高レンジ)		○	○	○	RHR熱交換器(A) 冷却水入口流量	○	○	○	RHR熱交換器(A) 冷却水入口流量	○	○	○	○			
B格納容器内高レンジエリアモニ タ(高レンジ)		○	○	○	RHR熱交換器(B) 冷却水入口流量	○	○	○	RHR熱交換器(B) 冷却水入口流量	○	○	○	○			
A格納容器内高レンジエリアモニ タ(低レンジ)		○	○	○	RCW A系 系統流量	○	○	○	RCW A系 系統流量	○	○	○	○			
B格納容器内高レンジエリアモニ タ(低レンジ)		○	○	○	RCW B系 系統流量	○	○	○	RCW B系 系統流量	○	○	○	○			
格納容器ガ スモニタの指示	格納容器ガスモニタ	○	○	○	6. 9kV母線6-2A電圧	○	○	○	6. 9kV母線6-2A電圧	○	○	○	○			
	可搬型格納容器水素ガス濃度	○	○	○	6. 9kV母線6-2B電圧	○	○	○	6. 9kV母線6-2B電圧	○	○	○	○			
格納容器 水素濃度	可搬型格納容器水素ガス濃度	○	○	○	6. 9kV母線6-2C電圧	○	○	○	6. 9kV母線6-2C電圧	○	○	○	○			
					6. 9kV母線6-2D電圧	○	○	○	6. 9kV母線6-2D電圧	○	○	○	6. 9kV母線6-2E電圧	○	○	○
					D/G 2A Lx熱源投入	○	○	○	D/G 2A Lx熱源投入	○	○	○	○			

参考第6-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ (2/5)

目的	対象パラメータ	バックアップ対象 パラメータ		データ表示 箇所(中心)	
		バックアップ 対象 パラメータ	バックアップ 対象 パラメータ	データ表示 箇所(中心)	データ表示 箇所(中心)
燃料の状態確認	A-高気圧蒸気水位(狭域)	○	○	○	○
	B-高気圧蒸気水位(狭域)	○	○	○	○
	C-高気圧蒸気水位(狭域)	○	○	○	○
	A-補助給水ライン流量	○	○	○	○
	B-補助給水ライン流量	○	○	○	○
	C-補助給水ライン流量	○	○	○	○
	補助給水ピット水位	○	○	○	○
	6-300 監視器	○	○	○	○
	6-300 監視器	○	○	○	○
	6-300 監視器	○	○	○	○
	6-300 監視器	○	○	○	○
	6-300 監視器	○	○	○	○
炉心の状態確認	炉心出口最大温度	○	○	○	○
	炉心出口平均温度	○	○	○	○
	A-炉心出口平均温度	○	○	○	○
	B-炉心出口平均温度	○	○	○	○
	C-炉心出口平均温度	○	○	○	○
	A-炉心出口平均温度	○	○	○	○
	B-炉心出口平均温度	○	○	○	○
	C-炉心出口平均温度	○	○	○	○
	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示	○	○	○	○
	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示	○	○	○	○
	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示	○	○	○	○
	格納容器内高レンジ エリアモニタの指示	○	○	○	○

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表14 バックアップできるパラメータリスト (4/5)

目的	対象パラメータ	SPS入力 パラメータ	EMSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ できる 対象パラメータ
放射能レベルの 監視確認	排気筒ガスモニタの指示			
	A排気筒ガスモニタ	○	○	○
	B排気筒ガスモニタ	○	○	○
	排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ)	○	○	○
	排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ)	○	○	○
監視の 状態確認	原子炉格納容器 隔離の状態	○	○	○
	格納容器隔離 (T信号)	○	○	○
監視の 状態確認	モニタリングボ スト及びモニタ リングステーションの指示			
	モニタポストNo.1 離量率	○	○	○
	モニタポストNo.2 離量率	○	○	○
	モニタポストNo.3 離量率	○	○	○
	モニタポストNo.4 離量率	○	○	○
	モニタポストNo.5 離量率	○	○	○
	モニタステーション離量率	○	○	○
気象情報	10分間最多風向方位番号	○	○	○
	風速 (平均風速) 大気安定度	○	○	○
使用済燃料ピ ットの状態確認	A使用済燃料ピット水位 (AM用)	○	○	○
	B使用済燃料ピット水位 (AM用)	○	○	○
	A可搬式使用済燃料ピット水位	○	○	○
	B可搬式使用済燃料ピット水位	○	○	○
	A使用済燃料ピット温度 (AM用)	○	○	○
	B使用済燃料ピット温度 (AM用)	○	○	○
燃料取扱機周 辺の放射線量	使用済燃料ピット区域エリアモニタ	○	○	○
	A可搬式使用済燃料ピット区域周辺 エリアモニタ	○	○	○
	B可搬式使用済燃料ピット区域周辺 エリアモニタ	○	○	○
	エリアモニタ	○	○	○
その他 (ECCSの 状態等)	A高圧注入ポンプ	○	○	○
	B高圧注入ポンプ	○	○	○

表15 バックアップできるパラメータリスト (5/5)

目的	対象パラメータ	SPS入力 パラメータ	EMSSへ伝送 している パラメータ	バックアップ できる 対象パラメータ	
ECCSの状態 (高圧注入系)	A 余熱除去ポンプ	○	○	○	
	B 余熱除去ポンプ	○	○	○	
ECCSの状態	安全注入作動	○	○	○	
	原子炉トリップ 状態	○	○	○	
その他 (ECCSの 状態等)	S/G新装 漏えい電流	○	○	○	
	低設代替低圧 注水ポンプ流量	○	○	○	
	C/W5 冷却水 保有水量	○	○	○	
	ほうろくタンク 保有水量	○	○	○	
	ほうろくタンク 保有水量	○	○	○	
	復水ピット 保有水量	○	○	○	
	復水ピットの射線量	○	○	○	
	ECCSの 状態	A 高圧注入ポンプ 主給水流量	○	○	○
		B 高圧注入ポンプ 主給水流量	○	○	○
		C 高圧注入ポンプ 主給水流量	○	○	○
D 高圧注入ポンプ 主給水流量		○	○	○	
A 高圧注入ポンプ補助給水 流量		○	○	○	
B 高圧注入ポンプ補助給水 流量		○	○	○	
C 高圧注入ポンプ補助給水 流量		○	○	○	
D 高圧注入ポンプ補助給水 流量		○	○	○	
格納容器 スプレイポン プの状態	A 格納容器スプレイポンプ	○	○	○	
	B 格納容器スプレイポンプ	○	○	○	

女川原子力発電所2号炉

(3/10)

目的	対象パラメータ	SPS パラメータ	EMSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
放射能レベルの 監視確認	D/G 2号 L4新設検入	○	○	○
	HPC5 D/G L4新設検入	○	○	○
	高圧貯蔵タンク水位	○	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ下調整流量)	○	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ上調整流量)	○	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ下調整流量)	○	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ上調整流量)	○	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ下調整流量)	○	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ上調整流量)	○	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ下調整流量)	○	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ上調整流量)	○	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ下調整流量)	○	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ上調整流量)	○	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ下調整流量)	○	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ上調整流量)	○	○	○
格納容器内の 状態確認	ドライウェル水位 (広域)	○	○	○
	ドライウェル水位	○	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○	○
	圧力制御圧力	○	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○	○
格納容器内の 状態確認	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○	○

(4/10)

目的	対象パラメータ	SPS パラメータ	EMSS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
格納容器内の 状態確認	サブプレッションポンプ流量 (D/F)	○	○	○
	CAMS主循環流量A (10~3.0%)	○	○	○
	CAMS主循環流量B (10~3.0%)	○	○	○
	CAMS主循環流量A (10~1.0%)	○	○	○
	CAMS主循環流量B (10~1.0%)	○	○	○
	CAMS主循環流量A (10~0.6%)	○	○	○
	CAMS主循環流量B (10~0.6%)	○	○	○
	格納容器内水流量A (D/W)	○	○	○
	格納容器内水流量B (S/W)	○	○	○
	格納容器内水流量B (D/W)	○	○	○
	格納容器内水流量B (S/C)	○	○	○
	CAMS取巻流量A	○	○	○
	CAMS取巻流量B	○	○	○
	CAMB (A) シンクル調整 (D/W)	○	○	○
	CAMB (B) シンクル調整 (D/W)	○	○	○
D/安積貯蔵モニタ	○	○	○	
D/安積貯蔵モニタ	○	○	○	
S/C燃料モニタ	○	○	○	
S/C燃料モニタ	○	○	○	
原子炉 A系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 B系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 C系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 D系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 E系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 F系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 G系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 H系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 I系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 J系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 K系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 L系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 M系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 N系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 O系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 P系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 Q系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 R系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 S系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 T系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 U系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 V系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 W系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 X系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 Y系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	
原子炉 Z系格納容器スプレイポンプ調整	○	○	○	

泊発電所3号炉

参考第6-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ (3/5)

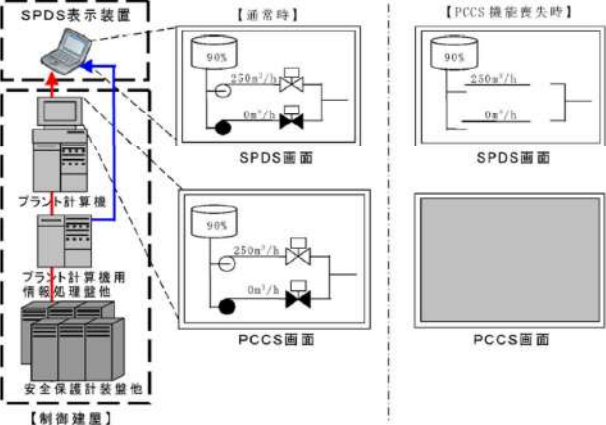
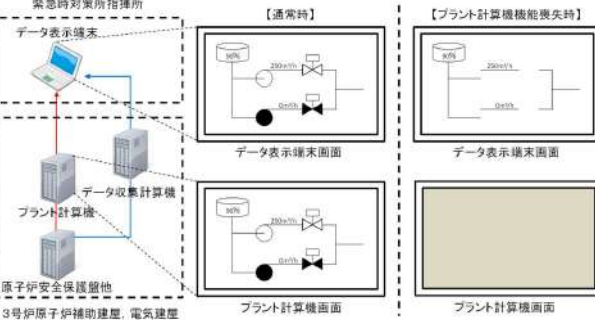
目的	対象パラメータ	バックアップ できる 対象パラメータ	バックアップ できない 対象パラメータ
放射能レベルの 監視確認	D/G 2号 L4新設検入	○	○
	HPC5 D/G L4新設検入	○	○
	高圧貯蔵タンク水位	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ下調整流量)	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ上調整流量)	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ下調整流量)	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ上調整流量)	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ下調整流量)	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ上調整流量)	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ下調整流量)	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ上調整流量)	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ下調整流量)	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ上調整流量)	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ下調整流量)	○	○
	原子炉圧力管理流量 (高圧注入管調整フランジ上調整流量)	○	○
格納容器内の 状態確認	ドライウェル水位 (広域)	○	○
	ドライウェル水位	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○
	圧力制御圧力	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○
	圧力制御圧力 (備用)	○	○
格納容器内の 状態確認	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○
	格納容器再循環ポンプ水位 (広域)	○	○

【女川】PWR設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。
 【大飯】記載表現の相違データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。

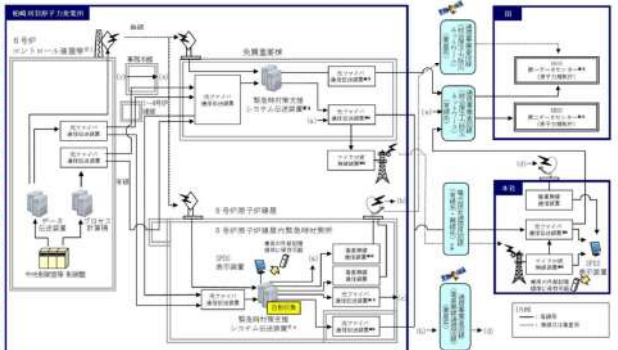
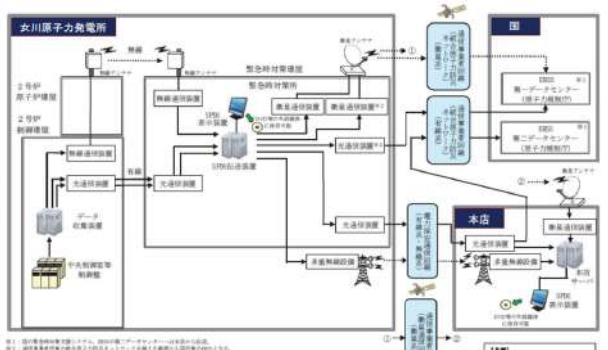
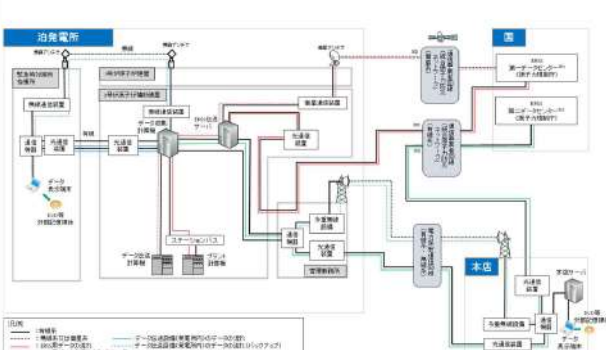
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																							
	(9/10)																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SP96 パラメータ</th> <th>ERS5 伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">使用済燃料プールの貯留確認</td><td>使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>[使用済燃料プール水位 (燃料ラケット上層-4300mm~7300mm)]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>[使用済燃料プール上部温度]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>[使用済燃料プール下部温度]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="10">水素濃度による燃料容器の損傷防止確認</td><td>燃料プール上部空間放射線モニタ (記録値)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>燃料プール上部空間放射線モニタ (異常値)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置出口水素濃度 (0~3%)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置出口水素濃度 (0~1.0%)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水位 (A) (広帯域)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水位 (B) (広帯域)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水位 (C) (広帯域)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置入口圧力 (広帯域)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置出口圧力 (広帯域)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水温度 (A)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水温度 (B)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置水温度 (C)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置出口放射線モニタ (A)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>フィード装置出口放射線モニタ (B)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERS5 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	使用済燃料プールの貯留確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○	[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]				使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○	[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]				使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○	[使用済燃料プール水位 (燃料ラケット上層-4300mm~7300mm)]				使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○	[使用済燃料プール上部温度]				使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○	[使用済燃料プール下部温度]				水素濃度による燃料容器の損傷防止確認	燃料プール上部空間放射線モニタ (記録値)	○	—	○	燃料プール上部空間放射線モニタ (異常値)	○	—	○	フィード装置出口水素濃度 (0~3%)	○	—	○	フィード装置出口水素濃度 (0~1.0%)	○	—	○	フィード装置水位 (A) (広帯域)	○	—	○	フィード装置水位 (B) (広帯域)	○	—	○	フィード装置水位 (C) (広帯域)	○	—	○	フィード装置入口圧力 (広帯域)	○	—	○	フィード装置出口圧力 (広帯域)	○	—	○	フィード装置水温度 (A)	○	—	○	フィード装置水温度 (B)	○	—	○	フィード装置水温度 (C)	○	—	○	フィード装置出口放射線モニタ (A)	○	—	○	フィード装置出口放射線モニタ (B)	○	—	○		
目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERS5 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																						
使用済燃料プールの貯留確認	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○																																																																																																						
	[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]																																																																																																									
	使用済燃料プール水位・温度 (ヒートサーモ式)	○	—	○																																																																																																						
	[使用済燃料プール温度 (燃料ラケット上層-4,000mm)]																																																																																																									
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○																																																																																																						
	[使用済燃料プール水位 (燃料ラケット上層-4300mm~7300mm)]																																																																																																									
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○																																																																																																						
	[使用済燃料プール上部温度]																																																																																																									
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式)	○	—	○																																																																																																						
	[使用済燃料プール下部温度]																																																																																																									
水素濃度による燃料容器の損傷防止確認	燃料プール上部空間放射線モニタ (記録値)	○	—	○																																																																																																						
	燃料プール上部空間放射線モニタ (異常値)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置出口水素濃度 (0~3%)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置出口水素濃度 (0~1.0%)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置水位 (A) (広帯域)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置水位 (B) (広帯域)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置水位 (C) (広帯域)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置入口圧力 (広帯域)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置出口圧力 (広帯域)	○	—	○																																																																																																						
	フィード装置水温度 (A)	○	—	○																																																																																																						
フィード装置水温度 (B)	○	—	○																																																																																																							
フィード装置水温度 (C)	○	—	○																																																																																																							
フィード装置出口放射線モニタ (A)	○	—	○																																																																																																							
フィード装置出口放射線モニタ (B)	○	—	○																																																																																																							
	(10/10)																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>SP96 パラメータ</th> <th>ERS5 伝送 パラメータ</th> <th>バック アップ対象 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="16">水素濃度による原子炉建屋の損傷防止確認</td><td>原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度A)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度B)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (バルブラッピング室)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (所員用エアロック前室)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (C.R.D.種結室)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (持室-バネトリーション室)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (トラス室)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 1 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 1 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 2 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 2 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 3 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 3 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 4 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 4 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 5 動作監視装置入口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>動的熱媒式水素再結合装置 5 動作監視装置出口温度</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERS5 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	水素濃度による原子炉建屋の損傷防止確認	原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度A)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度B)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (バルブラッピング室)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (所員用エアロック前室)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (C.R.D.種結室)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (持室-バネトリーション室)	○	—	○	原子炉建屋内水素濃度 (トラス室)	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 1 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 1 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 2 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 2 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 3 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 3 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 4 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 4 動作監視装置出口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 5 動作監視装置入口温度	○	—	○	動的熱媒式水素再結合装置 5 動作監視装置出口温度	○	—	○		【女川】PWR 設計の反映炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。																													
目的	対象パラメータ	SP96 パラメータ	ERS5 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ																																																																																																						
水素濃度による原子炉建屋の損傷防止確認	原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度A)	○	—	○																																																																																																						
	原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度B)	○	—	○																																																																																																						
	原子炉建屋内水素濃度 (バルブラッピング室)	○	—	○																																																																																																						
	原子炉建屋内水素濃度 (所員用エアロック前室)	○	—	○																																																																																																						
	原子炉建屋内水素濃度 (C.R.D.種結室)	○	—	○																																																																																																						
	原子炉建屋内水素濃度 (持室-バネトリーション室)	○	—	○																																																																																																						
	原子炉建屋内水素濃度 (トラス室)	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 1 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 1 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 2 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 2 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 3 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 3 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 4 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 4 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																						
	動的熱媒式水素再結合装置 5 動作監視装置入口温度	○	—	○																																																																																																						
動的熱媒式水素再結合装置 5 動作監視装置出口温度	○	—	○																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p><弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方> 通常、弁の開閉やポンプの動作などの系統状態は、中央制御室の原子炉盤やプラント計算機などで監視している。SPDSはプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態などを把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、SPDSに直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、更に、必要に応じて現場確認等を行うことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認または推定できる。</p> <p>PCCS機能喪失時の監視画面の概要を図7に示す。</p>  <p>図7 PCCS機能喪失時の監視画面の概要図</p>		<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p><弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方> 通常、弁の開閉やポンプの動作等の系統状態は、中央制御室の主盤やプラント計算機等で監視している。データ収集計算機はプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態等を把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、データ収集計算機に直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、さらに、必要に応じて現場確認等を行うことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認又は推定できる。</p> <p>プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要を参考第6-2図に示す。</p>  <p>参考第6-2図 プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要図</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実(大飯参照)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違(大飯：SPDS、泊：データ収集計算機) ・名称の相違(大飯：原子炉盤、泊：主盤) 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違(大飯：SPDS、泊：データ収集計算機) 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違(大飯：PCCS、泊：プラント計算機)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違 大飯：PCCS 泊：プラント計算機</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【拍崎列羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>緊急時対策支援システム伝送装置に保存されたデータについては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のSPDS表示装置又は緊急時対策支援システム伝送装置及び本社に設置しているSPDS表示装置から専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、プラントパラメータ (SPDSパラメータ) を専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p> <p>SPDS伝送装置に収集されるプラントパラメータ (SPDSパラメータ) はSPDS伝送装置で2週間分 (1分周期) のデータを保存 (自動収集) できる設計とする。</p> <p>SPDS伝送装置に保存されたデータについては、緊急時対策所のSPDS表示装置又はSPDS伝送装置及び本店に設置しているSPDS表示装置からDVD等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所において、プラントパラメータ (SPDSパラメータ) をDVD等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、SPDS表示装置にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ (SPDSパラメータ) の過去のデータを閲覧することができる設計とする。</p> <p>また、SPDS表示装置にてプラントパラメータ (SPDSパラメータ) の監視も可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第7.1-1図に示す。</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p> <p>データ収集計算機に収集されるプラントパラメータ (SPDSパラメータ) はデータ収集計算機で2週間分 (1分周期) のデータを保存 (自動収集) できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機に保存されたデータについては、緊急時対策所指揮所のデータ表示端末及び本店に設置しているデータ表示端末からDVD等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所指揮所において、プラントパラメータ (SPDSパラメータ) をDVD等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、データ表示端末にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ (SPDSパラメータ) の過去のデータを閲覧することができる設計とする。</p> <p>また、データ表示端末にてプラントパラメータ (SPDSパラメータ) の監視も可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第7-1図に示す。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・2-2@記載のとおり。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2@記載のとおり。 【拍崎】記載方針の相違 2-3@のとおり</p> <p>【拍崎】記載方針の相違 2-3@のとおり</p>
<p>【拍崎列羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>参考図 6.1-1 過去のプラントパラメータ閲覧の概要</p>	 <p>参考第7.1-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要</p>	 <p>参考第7-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考9. 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通信連絡設備（通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外））については、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を維持できるように表18、19に記載する措置を講じる。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考表7.1-1に示す。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の耐震措置について、参考表7.1-2に示す。</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及び緊急時対策所内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、基準地震動S_sによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動S_sによる地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考第8.1-1表に示す。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の耐震措置について、参考第8.1-2表に示す。</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考第8-1表に示す。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）の耐震措置について、参考第8-2表に示す。</p>	<p>SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の参考8に大飯の参考8及び参考9の内容を記載</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・2-2④記載のとおり、女川はデータ伝送設備を緊急時対策所内に設置しているが、泊はERSS伝送サーバを原子炉補助建屋に設置している。 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>表18 緊急時対策所の通信設備 (発電所内) 耐震措置一覧</p> <table border="1" data-bbox="80 288 687 616"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">発電所内用</td> <td>電力保安通信用電話設備^{※1}</td> <td>保安電話 (固定、携帯)</td> <td>・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する保安電話は、設置する机等の転倒防止及び、通信線束の落下防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>携行型通話装置</td> <td>携行型通話装置</td> <td>・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td></td> <td>・緊急時対策所指揮所に設置するトランシーバーは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話^{※1}</td> <td>固定 携帯</td> <td>・設置する机等の転倒防止及び通信線束の落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・衛星電話 (携帯) は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td></td> <td>・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置するインターフォンは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無線通話装置</td> <td>・緊急時対策所指揮所に設置する通話装置は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 発電所外用と内用。</p>	場所	主要設備	耐震措置	発電所内用	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	保安電話 (固定、携帯)	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する保安電話は、設置する机等の転倒防止及び、通信線束の落下防止の措置を施す。	携行型通話装置	携行型通話装置	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	トランシーバー		・緊急時対策所指揮所に設置するトランシーバーは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	衛星電話 ^{※1}	固定 携帯	・設置する机等の転倒防止及び通信線束の落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・衛星電話 (携帯) は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	インターフォン		・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置するインターフォンは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。		無線通話装置	・緊急時対策所指揮所に設置する通話装置は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	<p>参考第8.1-1表 緊急時対策所の通信連絡設備 (発電所内)、通信連絡設備 (発電所外) に係る耐震措置</p> <table border="1" data-bbox="712 320 1323 624"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内外</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>・衛星電話設備 (固定型) の衛星電話設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> <td>・衛星電話設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> <td>・無線連絡設備 (固定型) の無線連絡設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> <td>・無線連絡設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>発電所外</td> <td>統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP電話 IP-FAX</td> <td>・統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震措置	発電所内外	衛星電話設備 (固定型)	・衛星電話設備 (固定型) の衛星電話設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	衛星電話設備 (携帯型)	・衛星電話設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所内	無線連絡設備 (固定型)	・無線連絡設備 (固定型) の無線連絡設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	無線連絡設備 (携帯型)	・無線連絡設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所外	統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP電話 IP-FAX	・統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>参考第8-1表 緊急時対策所の通信連絡設備 (発電所内)、通信連絡設備 (発電所外) に係る耐震措置</p> <table border="1" data-bbox="1346 312 1951 647"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発電所内外</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td rowspan="3">・衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (FAX) の衛星電話設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力待機棟又は緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (FAX) の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (FAX)</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> <td rowspan="2">・無線連絡設備 (固定型) の無線連絡設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力待機棟又は緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">発電所外</td> <td>IP電話</td> <td rowspan="3">・統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置) は、耐震性を有する3号炉原子力待機棟及び緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	発電所内外	衛星電話設備 (固定型)	・衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (FAX) の衛星電話設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力待機棟又は緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (FAX) の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	衛星電話設備 (FAX)	衛星電話設備 (携帯型)	発電所内	無線連絡設備 (固定型)	・無線連絡設備 (固定型) の無線連絡設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力待機棟又は緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	無線連絡設備 (携帯型)	発電所外	IP電話	・統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置) は、耐震性を有する3号炉原子力待機棟及び緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	IP-FAX	テレビ会議システム	<p>SAに係る内容 (当ページ)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ通信に係る設備の耐震性に関する記載を参考8に分割して記載している ・大飯では通信連絡設備 (発電所内) 通信連絡設備 (発電所外) を別表として構成している。
場所	主要設備	耐震措置																																																								
発電所内用	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	保安電話 (固定、携帯)	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する保安電話は、設置する机等の転倒防止及び、通信線束の落下防止の措置を施す。																																																							
	携行型通話装置	携行型通話装置	・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																							
	トランシーバー		・緊急時対策所指揮所に設置するトランシーバーは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																							
	衛星電話 ^{※1}	固定 携帯	・設置する机等の転倒防止及び通信線束の落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を整備する。 ・衛星電話 (携帯) は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																							
	インターフォン		・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置するインターフォンは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																							
	無線通話装置	・緊急時対策所指揮所に設置する通話装置は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																								
通信種別	主要設備	耐震措置																																																								
発電所内外	衛星電話設備 (固定型)	・衛星電話設備 (固定型) の衛星電話設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																																																								
	衛星電話設備 (携帯型)	・衛星電話設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																								
発電所内	無線連絡設備 (固定型)	・無線連絡設備 (固定型) の無線連絡設備用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																																																								
	無線連絡設備 (携帯型)	・無線連絡設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																								
発電所外	統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP電話 IP-FAX	・統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置) は、耐震性を有する緊急時対策棟内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																								
場所	主要設備	耐震措置																																																								
発電所内外	衛星電話設備 (固定型)	・衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (FAX) の衛星電話設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力待機棟又は緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (FAX) の端末装置から衛星電話設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																																																								
	衛星電話設備 (FAX)																																																									
	衛星電話設備 (携帯型)																																																									
発電所内	無線連絡設備 (固定型)	・無線連絡設備 (固定型) の無線連絡設備用アンテナ及び端末装置は、耐震性を有する中央制御室、3号炉原子力待機棟又は緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備 (固定型) の端末装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																																																								
	無線連絡設備 (携帯型)																																																									
発電所外	IP電話	・統合型電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び通信装置) は、耐震性を有する3号炉原子力待機棟及び緊急時対策所待機所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																								
	IP-FAX																																																									
	テレビ会議システム																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
<p>【比較のため順番を変更して記載】 表19 緊急時対策所の通信設備 (発電所外) 耐震措置一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">発電所外</td> <td>加入電話</td> <td>・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・緊急時対策所指揮所に設置する専有電話(固定)は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を備有し、取替えの手順を整備する。 ・専用電話(携帯)は、強固な収納ケースに収納する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>固定携帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電力保安設備用電話設備*</td> <td>・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>衛星電話 (携帯)</td> <td>・強固な収納ケースに収納し保管する。</td> </tr> <tr> <td>社内TV会議システム</td> <td>・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">TV会議システム</td> <td>・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉建屋内の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は固定等を実施す。また、故障等に備え予備品を備有する。</td> </tr> <tr> <td>・緊急時対策所指揮所に設置するIP電話は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。 ・TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、故障等に備え予備品を備有し、取替えの手順を整備する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム</td> <td>・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話装置</td> <td>・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用品内用と共用。</p>	場所	主要設備	耐震措置	発電所外	加入電話	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・緊急時対策所指揮所に設置する専有電話(固定)は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を備有し、取替えの手順を整備する。 ・専用電話(携帯)は、強固な収納ケースに収納する等の措置を施す。	固定携帯		電力保安設備用電話設備*	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	加入ファクシミリ	同上	衛星電話 (携帯)	・強固な収納ケースに収納し保管する。	社内TV会議システム	・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。	TV会議システム	・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉建屋内の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は固定等を実施す。また、故障等に備え予備品を備有する。	・緊急時対策所指揮所に設置するIP電話は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。 ・TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、故障等に備え予備品を備有し、取替えの手順を整備する。	緊急時衛星通報システム	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	衛星電話装置	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	<p>参考第8.1-2表 緊急時対策所の安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備に係る耐震措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2号炉 制御室</td> <td>データ収集装置</td> <td>・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>光通信装置</td> <td>・光通信装置は、耐震性を有する2号炉制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建屋間</td> <td>無線LAN</td> <td>・無線LANアンテナは、耐震性を有する2号炉原子炉建屋及び緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>有線LAN</td> <td>・有線LANのケーブルについては、可とう性を有するものとみなしを確保する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>光通信装置</td> <td>・光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>SPDS 伝送装置</td> <td>・SPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>SPDS 表示装置</td> <td>・SPDS表示装置は、耐震性を有する緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	2号炉 制御室	データ収集装置	・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する2号炉制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	建屋間	無線LAN	・無線LANアンテナは、耐震性を有する2号炉原子炉建屋及び緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	有線LAN	・有線LANのケーブルについては、可とう性を有するものとみなしを確保する。	緊急時対策所	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	SPDS 伝送装置	・SPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	SPDS 表示装置	・SPDS表示装置は、耐震性を有する緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>参考第8-2表 データ伝送設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所外) に係る耐震措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3号炉 原子炉制御室</td> <td>データ収集計算機</td> <td>・データ収集計算機へのデータ入力については、原子炉安全保護装置等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介して直接データを受信することが可能な耐震性のバックアップラインを設置する。</td> </tr> <tr> <td>SPDS 伝送ケーブル</td> <td>・データ収集計算機等は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・筐体ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">光通信装置</td> <td>光通信装置</td> <td>・光通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線LAN</td> <td>無線LANアンテナ</td> <td>・無線LANアンテナは、耐震性を有する3号炉原子炉建屋及び緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>有線LAN</td> <td>・有線LANのケーブルについては、可とう性を有するものとみなしを確保する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所 制御室</td> <td>光通信装置</td> <td>・光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">データ表示機</td> <td>データ表示機</td> <td>・データ表示機は、耐震性を有する緊急時対策所制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	3号炉 原子炉制御室	データ収集計算機	・データ収集計算機へのデータ入力については、原子炉安全保護装置等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介して直接データを受信することが可能な耐震性のバックアップラインを設置する。	SPDS 伝送ケーブル	・データ収集計算機等は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・筐体ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する。	光通信装置	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線LAN	無線LANアンテナ	・無線LANアンテナは、耐震性を有する3号炉原子炉建屋及び緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	有線LAN	・有線LANのケーブルについては、可とう性を有するものとみなしを確保する。	緊急時対策所 制御室	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	データ表示機	データ表示機	・データ表示機は、耐震性を有する緊急時対策所制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>SAに係る内容 (当ページ)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では通信連絡設備 (発電所内) 通信連絡設備 (発電所外) を別表として構成している。 <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ通信に係る設備の耐震性に関する記載を参考8に記載している。
場所	主要設備	耐震措置																																																																												
発電所外	加入電話	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・緊急時対策所指揮所に設置する専有電話(固定)は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を備有し、取替えの手順を整備する。 ・専用電話(携帯)は、強固な収納ケースに収納する等の措置を施す。																																																																												
	固定携帯																																																																													
	電力保安設備用電話設備*	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																																												
	加入ファクシミリ	同上																																																																												
	衛星電話 (携帯)	・強固な収納ケースに収納し保管する。																																																																												
	社内TV会議システム	・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。																																																																												
	TV会議システム	・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉建屋内の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は固定等を実施す。また、故障等に備え予備品を備有する。																																																																												
		・緊急時対策所指揮所に設置するIP電話は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																																												
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。 ・TV会議システム、IP-FAX及びIP電話は、故障等に備え予備品を備有し、取替えの手順を整備する。																																																																												
	緊急時衛星通報システム	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																																												
衛星電話装置	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する乳輪の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																																													
場所	主要設備	耐震措置																																																																												
2号炉 制御室	データ収集装置	・データ収集装置は、耐震性を有する2号炉制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																												
	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する2号炉制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																												
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する2号炉制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																												
建屋間	無線LAN	・無線LANアンテナは、耐震性を有する2号炉原子炉建屋及び緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																												
	有線LAN	・有線LANのケーブルについては、可とう性を有するものとみなしを確保する。																																																																												
緊急時対策所	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																												
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																												
	SPDS 伝送装置	・SPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																												
	SPDS 表示装置	・SPDS表示装置は、耐震性を有する緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																												
場所	主要設備	耐震措置																																																																												
3号炉 原子炉制御室	データ収集計算機	・データ収集計算機へのデータ入力については、原子炉安全保護装置等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介して直接データを受信することが可能な耐震性のバックアップラインを設置する。																																																																												
	SPDS 伝送ケーブル	・データ収集計算機等は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・筐体ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する。																																																																												
光通信装置	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																												
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																												
無線LAN	無線LANアンテナ	・無線LANアンテナは、耐震性を有する3号炉原子炉建屋及び緊急時対策室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																												
	有線LAN	・有線LANのケーブルについては、可とう性を有するものとみなしを確保する。																																																																												
緊急時対策所 制御室	光通信装置	・光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																												
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																												
データ表示機	データ表示機	・データ表示機は、耐震性を有する緊急時対策所制御室内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																																												
	<p>参考8. 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る耐震性 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る機能に関しては、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を維持できるように表17に記載する措置を講じる。</p> <p>表17 SPDSデータ表示に係る耐震措置一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉補助建屋</td> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)</td> <td>・安全パラメータ表示システム (SPDS) へのデータ入力については、耐震性のあるラックからデータ入力できる設計とする。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) については耐震仕様としている。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置するラックについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施す。 ・筐体ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有設置している。</td> </tr> <tr> <td>制御室伝送設備</td> <td>通信機器</td> <td>・通信機器を設置するラックは耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して、転倒防止の措置を施すとともに、内蔵する通信機器については固定等を実施す。 ・筐体ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有設置している。</td> </tr> <tr> <td>建屋間伝送</td> <td>建屋間伝送ルート</td> <td>・建屋間伝送ルートについては、有線LANの2回線を併用しており多重性を有する。また耐震性を有する伝送用ケーブルに敷設する。 ・無線LANアンテナについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所 制御室</td> <td>建屋間伝送設備</td> <td>通信機器</td> <td>・通信機器を設置するラックは耐震性を有する緊急時対策所 指揮所に設置して転倒防止の措置を施すとともに、内蔵する通信機器については固定等を実施す。 ・筐体ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有設置している。</td> </tr> <tr> <td>SPDS表示装置</td> <td>・転倒防止措置を施す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：汎用品である通信機器については、その機能を喪失しないよう強固な収納ケースに収納する等の措置を施した予備品を備有する。</p>	場所	主要設備	耐震措置	原子炉補助建屋	安全パラメータ表示システム (SPDS)	・安全パラメータ表示システム (SPDS) へのデータ入力については、耐震性のあるラックからデータ入力できる設計とする。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) については耐震仕様としている。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置するラックについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施す。 ・筐体ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有設置している。	制御室伝送設備	通信機器	・通信機器を設置するラックは耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して、転倒防止の措置を施すとともに、内蔵する通信機器については固定等を実施す。 ・筐体ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有設置している。	建屋間伝送	建屋間伝送ルート	・建屋間伝送ルートについては、有線LANの2回線を併用しており多重性を有する。また耐震性を有する伝送用ケーブルに敷設する。 ・無線LANアンテナについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。	緊急時対策所 制御室	建屋間伝送設備	通信機器	・通信機器を設置するラックは耐震性を有する緊急時対策所 指揮所に設置して転倒防止の措置を施すとともに、内蔵する通信機器については固定等を実施す。 ・筐体ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有設置している。	SPDS表示装置	・転倒防止措置を施す。																																																											
場所	主要設備	耐震措置																																																																												
原子炉補助建屋	安全パラメータ表示システム (SPDS)	・安全パラメータ表示システム (SPDS) へのデータ入力については、耐震性のあるラックからデータ入力できる設計とする。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) については耐震仕様としている。 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置するラックについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施す。 ・筐体ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有設置している。																																																																												
	制御室伝送設備	通信機器	・通信機器を設置するラックは耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して、転倒防止の措置を施すとともに、内蔵する通信機器については固定等を実施す。 ・筐体ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有設置している。																																																																											
建屋間伝送	建屋間伝送ルート	・建屋間伝送ルートについては、有線LANの2回線を併用しており多重性を有する。また耐震性を有する伝送用ケーブルに敷設する。 ・無線LANアンテナについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施す。																																																																												
緊急時対策所 制御室	建屋間伝送設備	通信機器	・通信機器を設置するラックは耐震性を有する緊急時対策所 指揮所に設置して転倒防止の措置を施すとともに、内蔵する通信機器については固定等を実施す。 ・筐体ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に有設置している。																																																																											
	SPDS表示装置	・転倒防止措置を施す。																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考6. 緊急時対策所の通信連絡設備電源</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考8. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、通常時、5号炉の共通用高圧母線及び6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電可能とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、外部電源喪失時、6号炉若しくは7号炉の非常用ディーゼル発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合、5号炉東側保管場所に設置している可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失の防止と燃料補給のために停止する際にも給電を継続するため、2台を1セットとして配備する設計とする。</p>	<p>参考9. 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷は、緊急時対策建屋内の緊急時対策所用高圧母線J系から受電している。</p> <p>緊急時対策所用高圧母線J系は、通常時に2号炉の非常用高圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、2号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用高圧母線J系が2号炉非常用高圧母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの受電に自動で切り替わる設計とする。</p> <p>さらに、ガスタービン発電機の機能喪失も考慮し、緊急時対策所用高圧母線J系は緊急時対策建屋北側に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は1台で緊急時対策建屋に電源供給するために必要な容量を有し、緊急時対策所軽油タンクより自動で燃料補給可能な設計であることから、1セット1台を配備する設計とする。</p>	<p>参考9. 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ受電している。</p> <p>緊急時対策所指揮所の通信連絡設備及び無停電運転保安灯に対して、通常時に3号炉の非常用低圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>その他運用に必要な設備については、1号又は2号炉常用母線から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ受電している。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所の通信連絡設備及び無停電運転保安灯が3号炉非常用母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの受電に手で切り替える設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所の負荷は、3号炉非常用母線又は1号若しくは2号炉常用母線から受電出来ない場合、緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からそれぞれ受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所それぞれに電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所に各1台、故障による機能喪失の防止と燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため各1台、2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所における通信連絡設備の電源は、建屋電源とは別に受電している（電源構成の相違） 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 女川は常設代替交流電源設備に自動で切り替わるが泊は手で切り替える設計としている</p> <p>【女川】設計方針の相違・電源構成の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所は、指揮所と待機所にそれぞれ発電機を接続することから、必要台数に相違がある。また、燃料補給は可搬型タンクローリーにより行うことから、燃料給油時の停止も</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、プラント設備(6号炉及び7号炉中央制御室用)の電源から独立した専用の電源設備とし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】 緊急時対策所における通信連絡設備については、SBO発生時においても衛星電話用無停電電源装置、端末設備用無停電電源装置より給電されているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。 また、通信連絡設備は無停電電源装置の蓄電池が枯渇するまでに、電源車(緊急時対策所用)(DB)を起動、接続することで、継続して通信連絡機能を継続できる。</p> <p>仮に、電源車(緊急時対策所用)(DB)が不具合等で起動できない場合でも、バックアップ用の電源車(緊急時対策所用)により、継続して通信連絡機能を継続できる。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷を参考表8.1-1に示す。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様を参考表8.1-2に示す。</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】 緊急時対策所の通信連絡設備の電源を説明したタイムチャートを図8に、電源車の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを図9に示す。また、衛星電話用無停電電源装置等に接続する通信連絡設備の蓄電池耐量時間を表16に記載する。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機から受電可能な非常用高圧母線、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機及び電源車(緊急時対策所用)により緊急時対策建屋の電源は多様性を有し、緊急時対策建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷を参考第9.1-1表に示す。</p> <p>また、常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様を参考第9.1-2表に示す。</p>	<p>ディーゼル発電機から受電可能な非常用低圧母線、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機により緊急時対策所指揮所における通信連絡設備の電源は多様性を有している。 緊急時対策所用発電機を複数台備えることにより緊急時対策所の電源は多重性を有し、緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時においても無停電電源等より受電しているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、無停電電源の蓄電池が枯渇するまでに、緊急時対策所用発電機を起動・接続することで、継続して通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷を参考第9-1表に示す。</p> <p>また、常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の主要仕様を参考第9-2表、緊急時対策所の通信連絡設備における無停電電源の継続時間を説明したタイムチャートを参考第9-1図、緊急時対策所用発電機の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを参考第9-2図に示す。</p>	<p>考慮して配備台数を決定している。</p> <p>SAに係る内容(赤枠) 【女川】設計方針の相違 ・電源構成の相違 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・DBの電源として電源車(緊急時対策所用)(DB)を準備している。 泊ではSA事象となった場合は、緊急時対策所用発電機を起動する。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映) 【女川】記載方針の相違(泊既許可の記載を踏襲) 【女川】記載方針の相違・記載の充実(大飯審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

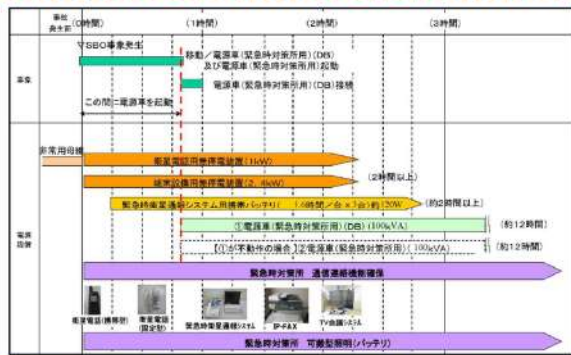
大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

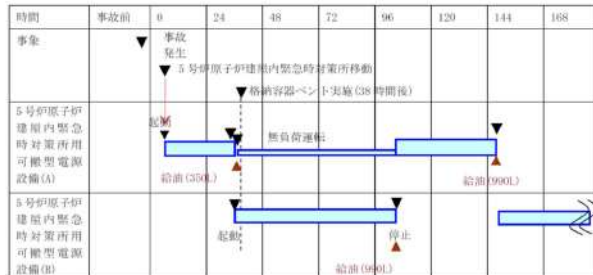
【比較のため順番を変更して記載】



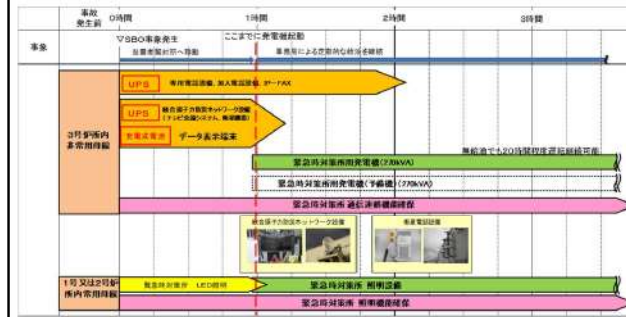
緊急時対策所は、SBO発生から電源車起動までの間の必要な通信連絡機能を維持できる。

図8 通信連絡設備における電源タイムチャート

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



参考図 8.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の給油時間



参考第 9-1 図 緊急時対策所の無停電電源の継続時間

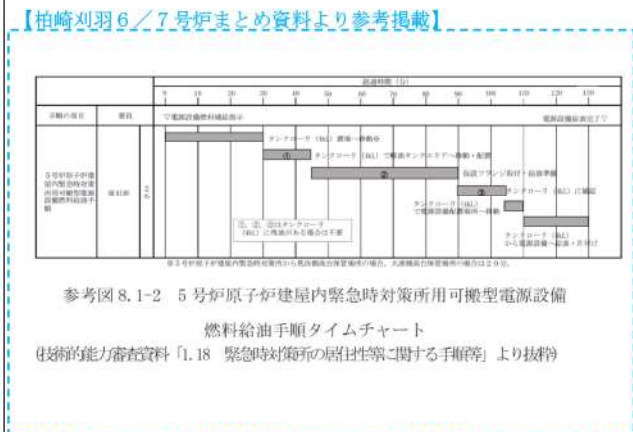
【女川】記載方針の相違
 ・記載の充実（大飯審査実績の反映）

【柏崎】記載方針の相違
 2-3①のとおり

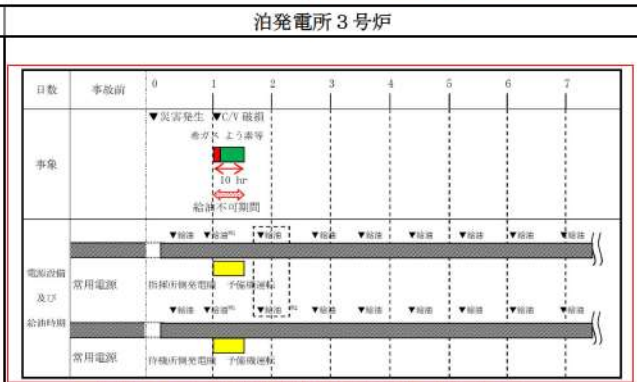
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



図9 電源車の給油が必要となるタイムチャート



女川原子力発電所2号炉



参考第9-2図 緊急時対策所用発電機の給油タイミング

相違理由

SAに係る内容 (赤枠)
 【女川】記載方針の相違
 ・記載の充実

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考表 8.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="94 242 680 414"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約 21kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む）</td> <td>約 12kVA</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*</td> <td>約 13kVA</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>約 14kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 60kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電力保安通信用電話設備及び送受話器は除く</p>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約 21kVA	照明設備（コンセント負荷含む）	約 12kVA	安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*	約 13kVA	放射線管理設備	約 14kVA	合計	約 60kVA	<p>参考第 9.1-1 表 緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="716 242 1321 526"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約 200kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む。） （加入 FAX、社内テレビ会議システム等）</td> <td>約 47kVA</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） （送受話器（ページング）、移動無線設備等）</td> <td>約 5kVA</td> </tr> <tr> <td>その他負荷（充電器負荷含む。） （衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等）</td> <td>約 106kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 358kVA</td> </tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約 200kVA	照明設備（コンセント負荷含む。） （加入 FAX、社内テレビ会議システム等）	約 47kVA	通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） （送受話器（ページング）、移動無線設備等）	約 5kVA	その他負荷（充電器負荷含む。） （衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等）	約 106kVA	合計	約 358kVA	<p>参考第 9-1 表 緊急時対策所の必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="1352 229 1953 517"> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th colspan="2">負荷容量 (kVA) ※1</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>指揮所</th> <th>待機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>15.1</td> <td>0.7</td> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>LED 照明（バッテリー内蔵）</td> </tr> <tr> <td>室内空調設備</td> <td>34.8</td> <td>34.8</td> <td>パッケージエアコン</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td> <td>23.1</td> <td>23.1</td> <td>可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>21.9</td> <td>21.9</td> <td>OA 機器等（予備容量含む）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>97.1</td> <td>70.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 力率 0.8 の場合</p>	負荷名称	負荷容量 (kVA) ※1		備 考	指揮所	待機所	通信連絡設備	15.1	0.7	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備	照明設備	2.2	2.2	LED 照明（バッテリー内蔵）	室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン	可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン	その他	21.9	21.9	OA 機器等（予備容量含む）	合計	97.1	70.1		<p>相違理由</p> <p>DB/SA に係る内容 【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																								
換気空調設備	約 21kVA																																																								
照明設備（コンセント負荷含む）	約 12kVA																																																								
安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*	約 13kVA																																																								
放射線管理設備	約 14kVA																																																								
合計	約 60kVA																																																								
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																								
換気空調設備	約 200kVA																																																								
照明設備（コンセント負荷含む。） （加入 FAX、社内テレビ会議システム等）	約 47kVA																																																								
通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） （送受話器（ページング）、移動無線設備等）	約 5kVA																																																								
その他負荷（充電器負荷含む。） （衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等）	約 106kVA																																																								
合計	約 358kVA																																																								
負荷名称	負荷容量 (kVA) ※1		備 考																																																						
	指揮所	待機所																																																							
通信連絡設備	15.1	0.7	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備																																																						
照明設備	2.2	2.2	LED 照明（バッテリー内蔵）																																																						
室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン																																																						
可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン																																																						
その他	21.9	21.9	OA 機器等（予備容量含む）																																																						
合計	97.1	70.1																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考表 8.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="107 199 663 331"> <thead> <tr> <th></th> <th>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</th> <th>(参考) 6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>約200kVA</td> <td>約6,250kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>440V</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の負荷リストは、参考表 8.1-1に示すとおり、最大約60kVAであり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備200kVA 1台により給電可能な設計とする。</p> <p>一方、燃料補給時、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を停止する必要があることから、1台追加配備し、速やかに切り替えることが可能な設計とする。</p>		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	(参考) 6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機	容量	約200kVA	約6,250kVA	電圧	440V	6.9kV	力率	0.8	0.8	<p>参考第9.1-2表 常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="721 228 1317 483"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>緊急時対策所用代替交流電源設備</th> </tr> <tr> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>ガスタービン発電機</th> <th>電源車 (緊急時対策所用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>7,625kVA</td> <td>4,500kVA (1台あたり)</td> <td>400kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1台 備考：非常用ディーゼル発電機2B</td> <td>2台</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策建屋の負荷リストは、参考第9.1-1表に示すとおり、最大約358kVAであり、非常用ディーゼル発電機2B (7,625kVA)、ガスタービン発電機2台 (4,500kVA (1台あたり))、電源車 (緊急時対策所用) (400kVA) により給電可能な設計としている。</p>		非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備	非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車 (緊急時対策所用)	容量	7,625kVA	4,500kVA (1台あたり)	400kVA	電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV	力率	0.8	0.8	0.85	台数	1台 備考：非常用ディーゼル発電機2B	2台	1台	<p>参考第9-2表 常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の主要仕様</p> <table border="1" data-bbox="1352 236 1953 427"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">非常用交流電源設備 ディーゼル発電機</th> <th colspan="2">代替交流電源設備</th> </tr> <tr> <th>常設代替交流電源設備 代替非常用発電機</th> <th>緊急時対策所用代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>約1,725kVA (1台あたり)</td> <td>約270kVA (1台あたり)</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>6.6kV</td> <td>200V</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1台 備考：3B-ディーゼル発電機</td> <td>2台</td> <td>8台 (予備を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の負荷リストは、参考第9-1表に示すとおり、緊急時対策所指揮所で最大約97kVA (うち、3号炉非常用母線から給電する通信連絡設備及び照明設備の合計は約17kVA)、緊急時対策所待機所で最大約70kVAであり、3B-ディーゼル発電機 (約7,000kVA)、代替非常用発電機 (約1,725kVA) 及び緊急時対策所用発電機 (約270kVA (1台あたり)) により給電可能な設計としている。</p>		非常用交流電源設備 ディーゼル発電機	代替交流電源設備		常設代替交流電源設備 代替非常用発電機	緊急時対策所用代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機	容量	約1,725kVA (1台あたり)	約270kVA (1台あたり)	電圧	6.9kV	6.6kV	200V	力率	0.8	0.8	0.8	台数	1台 備考：3B-ディーゼル発電機	2台	8台 (予備を含む)	<p>SAに係る内容 (赤枠)</p> <p>【女川】記載方針の相違 (泊既許可の記載を踏襲)</p> <p>【女川】記載方針の相違・女川は緊急時対策所の建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているが、泊は通信連絡設備用の電源として建屋電源とは別に受電している</p> <p>【女川】設計方針の相違・女川は建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているため、建屋の負荷容量を記載している。泊は、通信連絡設備用として電源を受電しているため、通信連絡設備の負荷容量を記載している</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	(参考) 6号炉及び7号炉の非常用ディーゼル発電機																																																									
容量	約200kVA	約6,250kVA																																																									
電圧	440V	6.9kV																																																									
力率	0.8	0.8																																																									
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備																																																								
	非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車 (緊急時対策所用)																																																								
容量	7,625kVA	4,500kVA (1台あたり)	400kVA																																																								
電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV																																																								
力率	0.8	0.8	0.85																																																								
台数	1台 備考：非常用ディーゼル発電機2B	2台	1台																																																								
	非常用交流電源設備 ディーゼル発電機	代替交流電源設備																																																									
		常設代替交流電源設備 代替非常用発電機	緊急時対策所用代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機																																																								
		容量	約1,725kVA (1台あたり)	約270kVA (1台あたり)																																																							
電圧	6.9kV	6.6kV	200V																																																								
力率	0.8	0.8	0.8																																																								
台数	1台 備考：3B-ディーゼル発電機	2台	8台 (予備を含む)																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>また、軽油タンクからタンクローリ(4kL)を用いて、軽油を補給することにより、7日以上 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を運転可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は燃料タンク(990L)を内蔵しており、参考表8.1-1に示す負荷に対して66時間以上連続給電が可能であり、格納容器ベント実施前にあらかじめ給油を行うことにより、格納容器ベント実施後早期に給油が必要となることはない設計とする。</p> <p>なお、給油については、可搬型モニタリング設備及び原子炉格納容器の圧力等を監視し、適切なタイミングで行うこととする。</p> <p>万が一、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が停止した場合、無負荷運転中の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備へ切り替えることにより10時間以上給電可能な設計とする。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の給油タイミングを参考図8.1-1に示す。参考図8.1-2に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備燃料補給作業タイムチャートを示す。</p>	<p>電源車（緊急時対策所用）の燃料系統は、緊急時対策所軽油タンク2基（20kL）、配管等で構成される。緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋内に設置され、重大事故等時に電源車（緊急時対策所用）を用いて緊急時対策建屋に電源供給（保守的に定格運転を想定）した場合、緊急時対策所軽油タンク2基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策建屋の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基（合計540kL以上で管理）に備蓄する燃料を、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリを用いて、又は燃料タンク（SA）1基（50kL以上で管理）に備蓄する燃料を、可搬型タンクローリを用いて補給する。ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）は、屋外に設置され、重大事故等時に緊急時対策所用発電機を用いて緊急時対策所に電源供給（保守的に定格運転を想定）した場合、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基及び燃料タンク（SA）1基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策所の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違は、緊急時対策所軽油タンクに相当する設備はないが、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)に7日間以上の重大事故等対処が可能な備蓄量を確保しており、定期的又はブルーム通過前にタンクローリを用いて緊急時対策所用発電機に燃料を補給する手順を整備することでブルーム通過時においても燃料を補給せずに運転できる設計としている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉				
【拍崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】				
参考9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の充電器の仕様について				
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備のうち電力保安通信用電話設備（固定電話機）は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、充電器（直流48V）から給電可能な設計とする。				
表16 衛星電話用、端末設備用無停電電源装置等の蓄電池耐量時間				
衛星電話用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間
衛星電話(固定)	(27W×5台)	135W	約610W 1.0kW (1.5kVA)	2時間以上
緊急時衛星通報システム(衛星設備)	(63W×1式)	63W		
衛星電話(可搬)(衛星設備)	(412W×1式)	412W		
端末設備用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間
統合原子力防災ネットワーク(IP電話)	(600W×1式)	600W	約2,200W 2.4kW (3.0kVA)	2時間以上
統合原子力防災ネットワーク(IP-FAX)	(860W×1台)	860W		
統合原子力防災ネットワーク(TV会議システム)	(300W×1台)	300W		
SPDS表示装置	(90W×2台)	180W		
緊急時衛星通報システム(端末設備)	(126W×1式)	126W		
衛星電話(可搬)(端末設備)	(132W×1式)	132W		

女川原子力発電所2号炉			
参考10 緊急時対策所の充電器及び通信用電源装置（蓄電池）の仕様について			
緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、充電器（直流125V）及び通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）から給電可能な設計とする。			
a. 充電器（直流125V）の仕様			
蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）		
2,000Ah（1系統あたり）	3時間以上		
充電器（直流125V）から給電可能な設備の負荷			
充電器から給電可能な設備		負荷[A] (1系統あたり)	充電器容量[A] (1系統あたり)
通信連絡設備	BC-ACインバータ	約 88.6	450
	衛星電話設備（固定型）		
	無線連絡設備（固定型）		
	衛星保安電話（固定型）		
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備		
	安全パラメータ表示システム(SPDS)		
その他設備	約 75.0	約 153.0	
合計	約 316.6		
各負荷については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。			
b. A系通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）の仕様			
蓄電池容量	給電可能時間（停電補償時間）		
800Ah	3時間以上		
A系通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）から給電可能な設備の負荷			
充電器から給電可能な設備	負荷[A]	通信用電源装置容量[A]	
送受話器（ページング）	約 20.0	250	
移動無線設備（固定型）	約 5.0		
その他機器	約 66.0		
合計	約 91.0		
各負荷については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。			

泊発電所3号炉				
参考10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の主要仕様について				
緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、無停電電源から給電可能な設計とする。				
緊急時対策所における通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間を参考第10-1表、参考第10-2表及び参考第10-3表に記載する。				
参考第10-1表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間（1/3）				
無停電電源1（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間
加入電話設備 加入FAX ^{※1}	27.5W	118.4W	408Wh	2時間以上
電力保安通信用電話設備 保安電話(FAX)	27.5W			
無線連絡設備	35.9W			
衛星連絡設備 (固定型)	27.5W			
衛星電話設備 衛星電話設備(FAX) ^{※1}	27.5W			
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。				
無停電電源2（端末設備用） (無停電電源出力：980W)				
消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	
専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台	16W×3	408Wh	2時間以上	
専用電話設備(FAX)×3台 ^{※1}	28.5W×3			
通信機器	11W			
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。				
無停電電源3（端末設備用） (無停電電源出力：980W)				
消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	
専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台	16W×3	408Wh	2時間以上	
専用電話設備(FAX)×3台 ^{※1}	28.5W×3			
通信機器	11W			
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。				
無停電電源4（端末設備用） (無停電電源出力：980W)				
消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（衛星系） ^{※1}	72W	408Wh	2時間以上	
※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。				

相違理由

【女川】設計方針の相違
 泊では、無停電電源(UPS)の類)、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から、他PWRプラントと同様に「無停電電源」と表記。

【女川】記載方針の相違
 (泊既許可の記載を踏襲)

【女川】記載方針の相違
 (大飯審査実績の反映)

【拍崎】記載方針の相違
 2-3①のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																				
		<p>参考第 10-2 表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 5 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1</td> <td>72W</td> <td rowspan="3">116.5W</td> <td rowspan="3">408Wh</td> <td rowspan="3">2 時間以上</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 専用電話設備 (固定型)</td> <td>16W</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 (FAX) ※1</td> <td>28.5W</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : FAX は送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 6 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1</td> <td>72W</td> <td>72W</td> <td>408Wh</td> <td>2 時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : FAX は送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 7 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム</td> <td>231W</td> <td rowspan="2">454W</td> <td rowspan="2">432Wh</td> <td rowspan="2">約 1 時間</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議用音響設備</td> <td>223W</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 8 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム</td> <td>290W</td> <td rowspan="4">536.1W</td> <td rowspan="4">900Wh</td> <td rowspan="4">1 時間以上</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備 (発電所内) 通信機器</td> <td>198W</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム 通信機器</td> <td>20W</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 通信機器</td> <td>11W</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考第 10-3 表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 9 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器</td> <td>108.8W</td> <td rowspan="4">350.8W</td> <td rowspan="4">540Wh</td> <td rowspan="4">1 時間以上</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話</td> <td>30W</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備 衛星保安電話</td> <td>20W</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備 (発電所内) 通信機器</td> <td>192W</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 (充電式電池)</th> <th>消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)</td> <td>65W (送信時)</td> <td>各 63Wh</td> <td>約 1 時間 (カタログ値: 約 1 時間半)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※衛星電話設備 (FAX) は端末設備を除く</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源 (充電式電池)</th> <th>消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>65W</td> <td>60Wh</td> <td>約 1 時間</td> </tr> </tbody> </table>	無停電電源 5 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	116.5W	408Wh	2 時間以上	専用電話設備 専用電話設備 (固定型)	16W	専用電話設備 (FAX) ※1	28.5W	無停電電源 6 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	72W	408Wh	2 時間以上	無停電電源 7 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約 1 時間	社内テレビ会議用音響設備	223W	無停電電源 8 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	290W	536.1W	900Wh	1 時間以上	データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	198W	社内テレビ会議システム 通信機器	20W	専用電話設備 通信機器	11W	無停電電源 9 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1 時間以上	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W	電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W	データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	192W	無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)	65W (送信時)	各 63Wh	約 1 時間 (カタログ値: 約 1 時間半)	無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	データ表示端末	65W	60Wh	約 1 時間	
無停電電源 5 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	116.5W	408Wh	2 時間以上																																																																																			
専用電話設備 専用電話設備 (固定型)	16W																																																																																						
専用電話設備 (FAX) ※1	28.5W																																																																																						
無停電電源 6 (端末設備用) (無停電電源出力: 980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX (地上系) ※1	72W	72W	408Wh	2 時間以上																																																																																			
無停電電源 7 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約 1 時間																																																																																			
社内テレビ会議用音響設備	223W																																																																																						
無停電電源 8 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	290W	536.1W	900Wh	1 時間以上																																																																																			
データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	198W																																																																																						
社内テレビ会議システム 通信機器	20W																																																																																						
専用電話設備 通信機器	11W																																																																																						
無停電電源 9 (端末設備用) (無停電電源出力: 1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1 時間以上																																																																																			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W																																																																																						
電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W																																																																																						
データ伝送設備 (発電所内) 通信機器	192W																																																																																						
無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																				
衛星電話設備 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX)	65W (送信時)	各 63Wh	約 1 時間 (カタログ値: 約 1 時間半)																																																																																				
無停電電源 (充電式電池)	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																				
データ表示端末	65W	60Wh	約 1 時間																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

【比較のため順番を変更して記載】

参考12. 多様性を確保した通信連絡設備

通信設備(発電所内)は、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業の指示を行うことができるよう、多様性を確保した通信設備を設置又は保管している。

これらの通信設備は、使用場所の状況に応じて使い分けることができる。また、表21に示すとおり、同一の事象によって、通信手段がなくなることがないように、電源の多様性、通信回線の多様性及び耐震性等についても考慮した設計とする。

表21 多様性を確保した通信連絡設備

使用場所と通信連絡設備		事象		(○:使用可 X:使用不可)			
使用場所(A)	通信連絡設備(A)	使用場所(B)	通信連絡設備(B)	全交流動力電圧喪失	基準地震動Se	通信ケーブル断線(発電所内)	雨・雷・火山灰
中央制御室	保安電話(固定)	現場(屋内)	保安電話(固定)	X	X	X	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○
	運転指令設備		運転指令設備	X	X	X	○
中央制御室	保安電話(固定)	現場(屋外)	保安電話(携帯)	X	X	X	○ ^{※2}
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○ ^{※2}
	運転指令設備		運転指令設備	X	X	X	○
中央制御室	保安電話(固定)	緊急時対策所	保安電話(携帯)	X	X	X	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○
	運転指令設備		運転指令設備	X	X	X	○
現場(屋内)	保安電話(固定)	現場(屋内)	保安電話(固定)	X	X	X	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○
	運転指令設備		運転指令設備	X	X	X	○
現場(屋外)	保安電話(携帯)	現場(屋外)	保安電話(携帯)	X	X	X	○ ^{※2}
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○ ^{※2}
	運転指令設備		運転指令設備	X	X	X	○
緊急時対策所	保安電話(固定)	現場(屋内)	保安電話(固定)	X	X	X	○
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○
	運転指令設備		運転指令設備	X	X	X	○
緊急時対策所	保安電話(固定)	現場(屋外)	保安電話(携帯)	X	X	X	○ ^{※2}
	保安電話(携帯)		保安電話(携帯)	X	X	X	○ ^{※2}
	運転指令設備		運転指令設備	X	X	X	○ ^{※2}

※1: 既設ケーブル断線時は代替ケーブル布設する。
 ※2: 保安電話(携帯)、衛星電話(携帯)は生活防水程度。
 ※3: 携行型通信装置を備えて使用する場合は、防水カバー等により防水対策を施す。

女川原子力発電所2号炉

参考11 多様性を確保した通信回線の容量について

発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第11.1-1表に示すとおり、必要回線容量を確保した回線容量を有している。

参考第11.1-1表 多様性を確保した通信回線の回線容量

通信回線種別	主要設備	必要回線容量 ^{※1}		回線容量
		主要設備	その他 ^{※2}	
電力保安通信回線	有線系回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FAX端末、FAX) 社内テレビ会議システム	2.3Mbps 10Mbps	313Mbps 326Mbps 609Mbps
	無線系回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FAX端末、FAX) データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	1.6Mbps 84kbps	10Mbps 12Mbps 52Mbps
通信事業者回線	有線系回線	局舎加入電話設備(災害時優先契約あり)	加入電話機 加入FAX	5回線 4回線
		電力保安通信用電話設備接続	加入電話機 加入FAX	5回線 9回線
	無線系回線	加入電話設備	加入電話機	5回線 15回線
		加入FAX	加入FAX	9回線 9回線
	衛星系回線	衛星電話設備(固定型)	衛星電話設備(固定型)	4回線 10回線
		衛星電話設備(携帯型)	衛星電話設備(携帯型)	10回線 10回線
	有線系回線	電力保安通信用電話設備	衛星保安電話(固定型)	32kbps 128kbps
		社内テレビ会議システム	データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	84kbps -
	無線系回線	専用電話設備	専用電話設備	9回線 9回線
		1機1台並列接続(ボットライン)	2.3Mbps	2.3Mbps
有線系回線	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話 (409kbps) IP-FAX (256kbps)	- 2.3Mbps	
	テレビ会議システム	テレビ会議システム	4.5Mbps	
無線系回線	電力保安通信用電話設備	IP電話 (409kbps) IP-FAX (256kbps)	84kbps	
	データ伝送設備	データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	210kbps	
有線系回線	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話 (409kbps) IP-FAX (256kbps)	- 294kbps	
	テレビ会議システム	テレビ会議システム	4.5Mbps	

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

※1: 局舎加入電話設備に接続されており、通信事業者回線を經由して発電所外への連絡も可能
 ※2: () は内訳を示す。
 ※3: その他容量は、実用データも含まれていることから、小さな変動の可能性がある。

泊発電所3号炉

参考11 多様性を確保した通信回線の容量について

発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第11-1表に示すとおり、必要回線容量を確保した回線容量を有している。

参考第11-1表 多様性を確保した通信回線の回線容量

通信回線種別	主要設備	必要回線容量		回線容量
		主要設備	その他	
電力保安通信回線	有線系回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FAX) データ伝送設備(発電所外)	保安電話(固定) 保安電話(携帯) FAX	64kbps×12回線 =768kbps 4.4kbps
	無線系回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機、FAX) データ伝送設備(発電所外)	保安電話(固定) 保安電話(携帯) FAX	64kbps×12回線 =768kbps 4.4kbps
通信事業者回線	有線系回線	加入電話設備(災害時優先契約あり)	加入電話機	2回線
		加入FAX	加入FAX	1回線
	無線系回線	加入電話設備	加入電話機	2回線
		加入FAX	加入FAX	1回線
	衛星系回線	衛星電話設備(固定型)	衛星電話設備(固定型)	4回線
		衛星電話設備(携帯型)	衛星電話設備(携帯型)	10回線
	有線系回線	電力保安通信用電話設備	衛星保安電話(固定型)	32kbps
		社内テレビ会議システム	専用電話設備	7回線
	無線系回線	専用電話設備	専用電話設備	7回線
		1機1台並列接続(ボットライン)	専用電話設備(固定型)	3回線
有線系回線	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話 (409kbps) IP-FAX (256kbps)	2.4Mbps ^{※1}	
	テレビ会議システム	テレビ会議システム	4.5Mbps	
無線系回線	電力保安通信用電話設備	IP電話 (409kbps) IP-FAX (256kbps)	32kbps/回線	
	データ伝送設備	データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	210kbps	
有線系回線	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話 (409kbps) IP-FAX (256kbps)	- 2.4Mbps ^{※1}	
	テレビ会議システム	テレビ会議システム	4.5Mbps	
無線系回線	電力保安通信用電話設備	IP電話 (409kbps) IP-FAX (256kbps)	32kbps/回線	
	データ伝送設備	データ伝送設備 (SPDS伝送装置)	210kbps	

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

※1: 加入電話設備に接続されており、通信事業者回線を經由して発電所外への連絡も可能
 ※2: () は内訳を示す。
 ※3: 帯域優先度が低いため、5Mbpsまでの空き帯域で通信する。

相違理由

【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映)
 ・大飯は想定事象別に通信連絡設備の使用可否を整理しているが、泊は通信連絡設備に応じた通信回線の能力を用いて通信可否を判断している。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>なお、協力会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。</p> <p>＜協力会社を含めた通信連絡の整理＞</p> <p>発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力会社が一体となって運営してきており、協力会社においてもマイプラント意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。</p> <p>従って、事故等が発生した際においても、協力会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。</p> <p>重大事故発生時も同様の観点で協力会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の緊急時対策本部要員、中央制御室要員、緊急安全対策要員（協力会社含む）、および召集要員（社員）にて対応可能なように体制を整えている。</p> <p>設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力会社と一体となり必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>重大事故等時におけるプラントメーカ及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるよう、プラントメーカとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策本部要員から衛星電話設備（常設）等により直接又は本社を經由してプラントメーカによる支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう、協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策本部要員から、衛星電話設備（常設）等により直接又は本社を經由して協力会社による支援を要請する。</p>	<p>参考13 協力会社との通信連絡</p> <p>重大事故等時におけるプラントメーカ及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメーカとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を經由してプラントメーカに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から、衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を經由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>参考13 協力会社との通信連絡</p> <p>重大事故等時におけるプラントメーカ及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、緊急時対策所指揮所内に設置する衛星電話設備（固定型）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメーカとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所指揮所の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を經由してプラントメーカに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所指揮所の発電所対策本部要員から、衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を經由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯は参考2に記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯では、基本スタンスを記載しその体制を記載している</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、支援を要請するプラントメーカ及び協力会社による支援体制から、使用する通信連絡設備を記載している 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

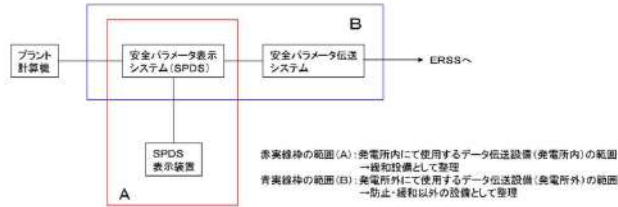

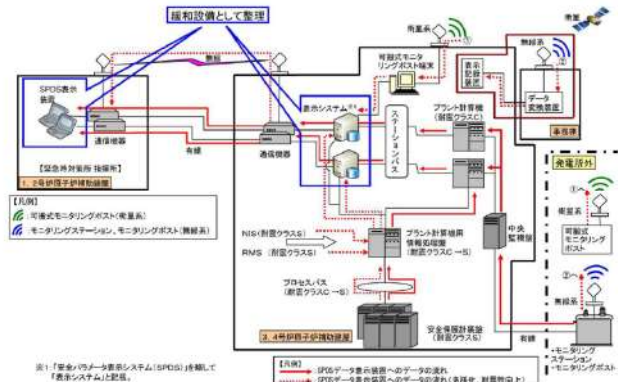
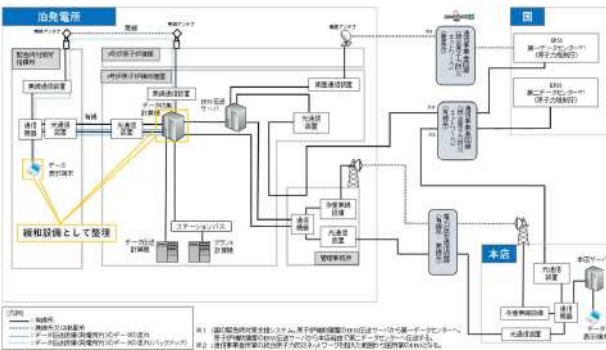
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>参考14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX 等に加えて、中央制御室内の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、東北地区で震度1以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、東北地区沿岸に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第1波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>  <p>参考第14-1図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	<p>参考14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX 等に加えて、中央制御室内の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、北海道全域で震度1以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、北海道日本海南部に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第1波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>  <p>参考第14-1図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	<p>【女川】観測地区の相違</p> <p>【女川】観測地区の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																				
<p>参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度 設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表20に記載する。 通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス（磨耗による部品の交換や注油等）が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。</p> <p>表20 通信連絡設備の点検頻度一覧</p> <table border="1" data-bbox="91 379 701 1050"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>常時使用による異常検知性 ○：検知可能 ×：検知不可</th> <th>点検内容</th> <th>点検頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠隔指令設備</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/6ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故一斉放送装置</td> <td>×^{※1}</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/6ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安連絡用電話設備</td> <td>保安電話（固定）</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>保安電話（携帯）</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>復旧保安電話</td> <td>×^{※2}</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/年</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">衛星電話</td> <td>固定</td> <td>×^{※3}</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>×^{※3}</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可能</td> <td>×^{※3}</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td>×^{※4}</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飛行空通話装置</td> <td>機内空通話装置</td> <td>×^{※4}</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通話装置用ケーブル</td> <td>×^{※4}</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>×^{※4}</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/3ヶ月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入電話</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>社内TV会議システム</td> <td>○</td> <td>通信通話確認</td> <td>1回/年</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>無線通話装置</td> <td>×^{※4}</td> <td>外線点検 通信通話確認 （定検点検）</td> <td>1回/3ヶ月 （1回/6年）</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>○</td> <td>外線点検 通信確認</td> <td>1回/6ヶ月</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">統合型予力防炎ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>TV会議システム</td> <td>×^{※4}</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>×^{※4}</td> <td>外線点検 通信通話確認</td> <td>1回/月</td> <td>緊急時対策所の機能に係る端末のみ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> <td>×^{※4}</td> <td>外線点検 通信確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星連絡システム</td> <td>×^{※4}</td> <td>外線点検 通信確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策支援システム（EPRIS）等必要なデータを伝送できる設備</td> <td>SPOS表示装置</td> <td>×^{※4}</td> <td>外線点検 （機能試験）</td> <td>1回/月 （1回/年）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（SPOS）</td> <td>○</td> <td>外線点検 （機能試験）</td> <td>1回/月 （1回/年）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>安全パラメータ伝送システム</td> <td>○</td> <td>外線点検 （機能試験）</td> <td>1回/月 （1回/年）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急時対策所に設置している端末、又は防災業務所にかかる社内標準に定める資格料を対象とする。 ※2：中央制御室等の端末は、遠隔時から運用しており、遠隔することによって異常検知機能している。 ※3：故障した場合は、予備と取り替えることにより通信連絡が可能である。 ※4：故障した場合は、適切に修理を行う。また、衛星電話等による代替が可能である。</p>	主要設備	常時使用による異常検知性 ○：検知可能 ×：検知不可	点検内容	点検頻度	備考	遠隔指令設備	○	外線点検 通信通話確認	1回/6ヶ月		事故一斉放送装置	× ^{※1}	外線点検 通信通話確認	1回/6ヶ月		電力保安連絡用電話設備	保安電話（固定）	○	外線点検 通信通話確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	保安電話（携帯）	○	外線点検 通信通話確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	復旧保安電話	× ^{※2}	外線点検 通信通話確認	1回/年		衛星電話	固定	× ^{※3}	外線点検 通信通話確認	1回/月		携帯	× ^{※3}	外線点検 通信通話確認	1回/3ヶ月		可能	× ^{※3}	外線点検 通信通話確認	1回/3ヶ月		トランシーバー	× ^{※4}	外線点検 通信通話確認	1回/3ヶ月		飛行空通話装置	機内空通話装置	× ^{※4}	外線点検 通信通話確認	1回/3ヶ月		通話装置用ケーブル	× ^{※4}	外線点検 通信通話確認	1回/3ヶ月		インターフォン	× ^{※4}	外線点検 通信通話確認	1回/3ヶ月		加入電話	○	外線点検 通信通話確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	携帯電話	○	外線点検 通信通話確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	社内TV会議システム	○	通信通話確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	無線通話装置	× ^{※4}	外線点検 通信通話確認 （定検点検）	1回/3ヶ月 （1回/6年）	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	加入ファクシミリ	○	外線点検 通信確認	1回/6ヶ月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	統合型予力防炎ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	× ^{※4}	外線点検 通信通話確認	1回/月		IP電話	× ^{※4}	外線点検 通信通話確認	1回/月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}	IP-FAX	× ^{※4}	外線点検 通信確認	1回/月		緊急時衛星連絡システム	× ^{※4}	外線点検 通信確認	1回/月		緊急時対策支援システム（EPRIS）等必要なデータを伝送できる設備	SPOS表示装置	× ^{※4}	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）		安全パラメータ表示システム（SPOS）	○	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）				安全パラメータ伝送システム	○	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">別添資料にて比較</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">別添資料にて比較</div>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊は点検項目及び点検頻度について別添資料「泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備別添第1表」にて記載</p>
主要設備	常時使用による異常検知性 ○：検知可能 ×：検知不可	点検内容	点検頻度	備考																																																																																																																																			
遠隔指令設備	○	外線点検 通信通話確認	1回/6ヶ月																																																																																																																																				
事故一斉放送装置	× ^{※1}	外線点検 通信通話確認	1回/6ヶ月																																																																																																																																				
電力保安連絡用電話設備	保安電話（固定）	○	外線点検 通信通話確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																																		
	保安電話（携帯）	○	外線点検 通信通話確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																																		
	復旧保安電話	× ^{※2}	外線点検 通信通話確認	1回/年																																																																																																																																			
衛星電話	固定	× ^{※3}	外線点検 通信通話確認	1回/月																																																																																																																																			
	携帯	× ^{※3}	外線点検 通信通話確認	1回/3ヶ月																																																																																																																																			
	可能	× ^{※3}	外線点検 通信通話確認	1回/3ヶ月																																																																																																																																			
トランシーバー	× ^{※4}	外線点検 通信通話確認	1回/3ヶ月																																																																																																																																				
飛行空通話装置	機内空通話装置	× ^{※4}	外線点検 通信通話確認	1回/3ヶ月																																																																																																																																			
	通話装置用ケーブル	× ^{※4}	外線点検 通信通話確認	1回/3ヶ月																																																																																																																																			
インターフォン	× ^{※4}	外線点検 通信通話確認	1回/3ヶ月																																																																																																																																				
加入電話	○	外線点検 通信通話確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																																			
携帯電話	○	外線点検 通信通話確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																																			
社内TV会議システム	○	通信通話確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																																			
無線通話装置	× ^{※4}	外線点検 通信通話確認 （定検点検）	1回/3ヶ月 （1回/6年）	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																																			
加入ファクシミリ	○	外線点検 通信確認	1回/6ヶ月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																																			
統合型予力防炎ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	× ^{※4}	外線点検 通信通話確認	1回/月																																																																																																																																			
	IP電話	× ^{※4}	外線点検 通信通話確認	1回/月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}																																																																																																																																		
	IP-FAX	× ^{※4}	外線点検 通信確認	1回/月																																																																																																																																			
緊急時衛星連絡システム	× ^{※4}	外線点検 通信確認	1回/月																																																																																																																																				
緊急時対策支援システム（EPRIS）等必要なデータを伝送できる設備	SPOS表示装置	× ^{※4}	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）																																																																																																																																			
	安全パラメータ表示システム（SPOS）	○	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）																																																																																																																																			
		安全パラメータ伝送システム	○	外線点検 （機能試験）	1回/月 （1回/年）																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考 11. データ伝送設備 (発電所内、発電所外) の設備分類</p> <p>緊急時対策所で事故状態等の把握に必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びSPDS表示装置を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要なため、緩和設備として整理する。</p> <p>緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムを設置している。</p> <p>これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止・緩和以外の設備として整理する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム (SPDS) は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。</p> <p>設備分類整理について、概要を図 11~13 に示す。</p>  <p>図 11 データ伝送設備の設備分類概要図</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>参考 15 データ伝送設備 (発電所内、発電所外) の設備分類</p> <p>緊急時対策所で事故状態等の把握に必要な事故時パラメータを伝送する設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要なため、緩和設備として整理する。</p> <p>緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送する設備として、データ収集計算機及び ERSS 伝送サーバを設置している。</p> <p>これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止でも緩和でもない設備として整理する。</p> <p>なお、データ収集計算機は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。</p> <p>設備分類整理について、概要を参考第 15-1 図、参考第 15-2 図及び参考第 15-3 図に示す。</p>  <p>参考第 15-1 図 データ伝送設備の設備分類概要図</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実 (女川に記載がないため、大飯との相違識別)</p> <p>【大飯】表現の相違 大飯：データ、泊：事故時パラメータ</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は、伝送先が ERSS しかないことから「等」は記載していない</p> <p>(女川に記載がないため、大飯との相違識別)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 大飯：防止・緩和以外の設備、泊：防止でも緩和でもない設備</p>
 <p>図 12 データ伝送設備 (発電所内) の設備分類概要図</p>		 <p>参考第 15-2 図 データ伝送設備 (発電所内) の設備分類概要図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

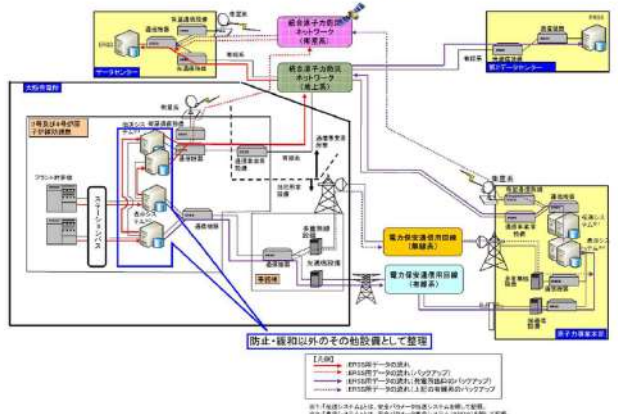
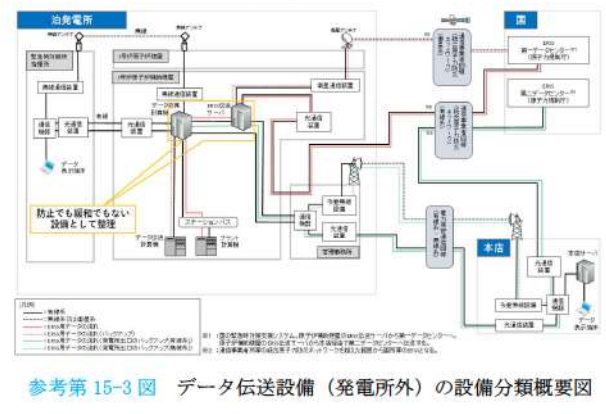
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>防止・緩和以外のその他設備として整理</p> <p>【凡例】 赤線 電力用ケーブルの接続 青線 制御用ケーブルの接続 緑線 電力用ケーブルと制御用ケーブルの接続 黒線 電力用ケーブルと制御用ケーブルの接続 赤線 電力用ケーブルと制御用ケーブルの接続</p>		 <p>参考第15-3図 データ伝送設備 (発電所外) の設備分類概要図</p>	

図13 データ伝送設備 (発電所外) の設備分類概要図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考13. トランシーバーの仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、緊急安全対策要員が屋外で相互に通信連絡するためにトランシーバーを使用する。 トランシーバーは、デジタル簡易無線局として登録申請したものを、出力5W（1Wへの切替可能）、周波数350MHz帯の無線機を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば約1km～4km（メーカーカタログ値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは30チャンネルあり、用途に応じて使い分けることができる。</p> <p>トランシーバーの電源は、付属の充電式のほかに乾電池で使えるよう、乾電池ケースを準備しており、乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>		<p>参考16 無線連絡設備（携帯型）の主要仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、発電所災害対策要員が屋外で相互に通信連絡するために無線連絡設備（携帯型）を使用する。 無線連絡設備（携帯型）は、デジタル簡易無線局として登録申請した出力5W（1Wへの切替可能）/周波数350MHz帯の無線機、業務用無線機として免許申請した出力1W/周波数400MHz帯の無線機及び特定小電力トランシーバとして免許・登録が不要な出力10mW以下・周波数400MHz帯の無線機を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば、デジタル簡易無線局は約1～4km、業務用無線機は約3km、特定小電力トランシーバは約2km（メーカーカタログ値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは、デジタル簡易無線局は30チャンネル、業務用無線機は1チャンネル、特定小電力トランシーバは20チャンネルあり、用途に応じて使い分ける事ができる。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の電源は、付属の充電式電池又は乾電池を使用することができ、乾電池を使用するものについては乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大飯】記載方針の相違 泊は通信規格及び機種が3種類あるため、仕様を個別に記載した。 【大飯】設計方針の相違 ・大飯で採用しているデジタル簡易無線局の他、業務用無線機および特定小電力トランシーバも使用する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 泊は通信規格及び機種が3種類あるため、性能を個別に記載した。 【大飯】設計方針の相違 ・大飯で採用しているデジタル簡易無線局の他、業務用無線機および特定小電力トランシーバも使用する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 大飯：充電式電池 泊：充電式電池</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・無線機の相違により、大飯は乾電池ケースが必要となるが、泊は乾電池ケースを必要としない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 泊は無線機が3種類あるため、「乾電池を使用するものについては」と記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<p>参考17 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <p>可搬型の通信連絡設備に対し、それぞれが故障した場合においても使用可能なよう、参考第17-1表のとおり、必要台数と同数又は同数以上の数量の予備機を保有する方針とする。</p> <p>参考第17-1表 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <table border="1" data-bbox="1350 400 1944 1139"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>用途</th> <th>必要台数</th> <th>予備機保有台数</th> <th>配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">無線電話設備 (携帯型)</td> <td>可搬型タンクローリーへの燃料積み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td rowspan="4">必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。</td> </tr> <tr> <td>給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">無線連絡設備 (携帯型)</td> <td>ガレキ搬去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> <td rowspan="4">必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所空きスペースがあるため追加)</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリーへの燃料積み上げを行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">携帯型電話装置</td> <td>放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td rowspan="3">必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所空きスペースがあるため追加)</td> </tr> <tr> <td>ガレキ搬去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 必要台数、予備機保有台数については、訓練の評価結果などを踏まえ見直すことがある。</p> <p>なお、可搬型重大事故等対処設備ではないが、緊急時対策所において事故状態等の把握や重大事故等の対処に必要な情報を収集できるよう、データ伝送設備 (発電所内) としてデータ表示端末を緊急時対策所指揮所に常設している。データ表示端末1台により緊急時対策所において必要となる情報収集機能は確保されるものの、設備の保守や故障等によりその機能が失われることを防ぐため、予備3台を含めた全4台を常設している。</p>	主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方	無線電話設備 (携帯型)	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	1	1	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	無線連絡設備 (携帯型)	ガレキ搬去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所空きスペースがあるため追加)	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げを行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	2	2	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	7	9	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	携帯型電話装置	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所空きスペースがあるため追加)	ガレキ搬去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2	現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡	1	1	<p>【大飯】女川記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年度ヒアリングコメントの反映 (記載の充実) <p>SAに係る内容 (当ページ)</p>
主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方																																											
無線電話設備 (携帯型)	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げや、常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。																																											
	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	1	1																																												
	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																												
	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																												
無線連絡設備 (携帯型)	ガレキ搬去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所空きスペースがあるため追加)																																											
	可搬型タンクローリーへの燃料積み上げを行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	2	2																																												
	給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	7	9																																												
	可搬型モニタリングポスト設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																												
携帯型電話装置	放射能観測車によるモニタリングを行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所空きスペースがあるため追加)																																											
	ガレキ搬去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2																																												
	現場で操作を行う運転員と中央制御室の運転員間の連絡	1	1																																												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（別添資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 通信連絡設備</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 通信連絡設備</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 通信連絡設備</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p>

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">第35条 通信連絡設備</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>【要求事項】 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 発電所内の通信連絡する必要がある場所と通信装置できるよう多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備及び緊急時対策支援システム (ERSS) 第一必要データを送信する必要がある場所と通信装置できるよう多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。 ② 発電所内の通信連絡を行うことのできる通信連絡設備及び緊急時対策支援システム (ERSS) 第一必要データを送信する必要がある場所と通信装置できるよう多様性を確保した専用通信回線を設ける。 ③ 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。 ④ 通信連絡設備の種類については、非常用内電源又は無停電電源に接続する。</p> </div> <div style="width: 65%;"> <p style="text-align: center;">35条 通信連絡設備</p> <p>【要求事項】 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 発電所内の通信連絡する必要がある場所と通信装置できるよう多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 ② 発電所内の通信連絡を行うことのできる通信連絡設備及び緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要データを伝送できる設備を常時使用できる。 ③ 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。 ④ 通信連絡設備の種類については、非常用内電源又は無停電電源 (充電器等を含む) に接続する。</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">35条 通信連絡設備</p> <p>【要求事項】 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 発電所内の通信連絡する必要がある場所と通信装置できるよう多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 ② 発電所内の通信連絡を行うことのできる通信連絡設備及び緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要データを伝送できる設備を常時使用できる。 ③ 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。 ④ 通信連絡設備の種類については、非常用内電源又は無停電電源 (充電器等を含む) に接続する。</p>	<p style="text-align: center;">35条 通信連絡設備</p> <p>【要求事項】 発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 発電所内の通信連絡する必要がある場所と通信装置できるよう多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 ① 発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備及び緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要データを伝送できる設備を常時使用できる。 ② 発電所内の通信連絡を行うことのできる通信連絡設備及び緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要データを伝送できる設備を常時使用できる。 ③ 発電所内の通信連絡については、多様性を確保した専用通信回線を設ける。 ④ 通信連絡設備の種類については、非常用内電源又は無停電電源に接続する。</p>	<p>【大飯】【女川】 記載表現の相違</p> <p>DBに係る内容 (当ページ)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内) ・緊急装置設備 (1, 2号) ・事故一斉放送装置 ・電力保安通信用電話設備 (保安電話 (固定)、保安電話 (携帯)) ・移行型通話装置 ・トランシーバー ・衛星電話 (携帯) ・移動型通話装置 ・インターネット ・安全パラメータ表示システム (SPDS) 表示装置 ・SPDS表示装置 ・加入電話 ・加入ファクシミリ ・機内電話 ・電力保安通信用電話設備 (保安電話 (固定)、保安電話 (携帯))、衛星保安電話 ・衛星電話 (携帯) ・社内TV会議システム ・衛星電話 (携帯) ・無線通話装置 ・緊急時船舶通報システム ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) ・安全パラメータ伝送システム	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・警報装置及び通信設備 (発電所内) の操作手順 ・警報装置及び通信設備 (発電所内) (特定使用者なし) 保守業務による点検、点検 (電気点検、保安点検、針表点検、燃料検査管理) ・警報装置、通信設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所内) の点検 ・故障時の補修 ・通信連絡設備に関する訓練 ・操作手順に関する訓練 ・通信設備 (発電所外) の操作手順 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システム (SPDS) の異常時の手順 ・通信設備 (発電所外) による点検、点検 (電気点検、保安点検、針表点検、燃料検査管理) ・通信設備 (発電所外) の点検 ・故障時の補修
	(発電所外) ・加入電話 ・機内電話 ・電力保安通信用電話設備 (保安電話 (固定)、保安電話 (携帯))、衛星保安電話 ・衛星電話 (携帯) ・社内TV会議システム ・衛星電話 (携帯) ・無線通話装置 ・緊急時船舶通報システム ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) ・安全パラメータ伝送システム	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・通信連絡設備 (発電所外) の点検 ・故障時の補修 ・通信設備 (発電所外) の点検 ・故障時の補修

別添35-2

女川原子力発電所2号炉

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内) ・送受話器 (ベージング) (警報装置を含む) ・電力保安通信用電話設備 ・移動無線設備 ・移行型通話装置 ・無線連絡設備 ・衛星電話設備 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) (発電所外) ・電力保安通信用電話設備 ・社内テレビ会議システム ・局線加入電話設備 ・専用電話設備 (地方公共団体向ホットライン) ・衛星電話設備 ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・データ伝送設備	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・使用者を特定せず、通信連絡設備が使用できるような通信連絡設備の操作手順を定める。 ・通信連絡設備の操作 ・各主管グループによる点検並びに補修 ・定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修 ・通報連絡に関する訓練 ・使用者を特定せず、通信連絡設備が使用できるような通信連絡設備 (発電所外) の操作手順を定める。 ・通信連絡設備 (発電所外) の操作 ・各主管グループによる点検並びに補修 ・定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修 ・通報連絡に関する訓練
	(発電所外) ・電力保安通信用電話設備 ・社内テレビ会議システム ・局線加入電話設備 ・専用電話設備 (地方公共団体向ホットライン) ・衛星電話設備 ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・データ伝送設備	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・通信連絡設備 (発電所外) の点検 ・故障時の補修

第35条

通信連絡設備

泊発電所3号炉

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	(発電所内) ・通報指令設備 ・警報装置を含む。 ・電力保安通信用電話設備 ・移行型通話装置 ・無線連絡設備 ・衛星電話設備 ・衛星電話設備 ・データ伝送設備 (発電所内) ・データ取集装置 ・データ表示装置 (発電所外) ・加入電話設備 ・専用電話設備 ・機内電話 ・電力保安通信用電話設備 ・社内テレビ会議システム ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・データ伝送設備 (発電所外) ・データ取集装置 ・ERSS伝送サーバ	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の操作手順 (特定使用者なし) ・データ伝送設備 (発電所内) の操作手順 (特定使用者なし) ・警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の操作 (特定使用者なし) ・各主管による点検及び補修 ・定期試験 (点検) については、表2のとおり。 ・警報装置及び通信連絡設備 (発電所内) の点検 ・データ伝送設備 (発電所内) の点検 ・故障時の補修 ・通報連絡に関する訓練 ・操作手順に関する訓練 ・異常時の対応手順に関する訓練 ・通信連絡設備 (発電所外) の操作手順 (特定使用者なし) ・データ伝送設備 (発電所外) の操作 (特定使用者なし) ・通信連絡設備 (発電所外) の点検 ・各主管による点検及び補修 ・警報装置及び通信連絡設備 (発電所外) の点検 ・データ伝送設備 (発電所外) の点検 ・故障時の補修 ・操作手順に関する訓練 ・異常時の対応手順に関する訓練
	(発電所外) ・加入電話設備 ・専用電話設備 ・機内電話 ・電力保安通信用電話設備 ・社内テレビ会議システム ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・データ伝送設備 (発電所外) ・データ取集装置 ・ERSS伝送サーバ	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・通信連絡設備 (発電所外) の点検 ・故障時の補修

表1 運用、手順に係る対策等 (設計基準)

相違理由
 【大飯】【女川】
 女川及び泊の他条文との整合 (記載統一)

DBに係る内容 (当ページ)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系回線、無線系回線) ・通信事業者回線 (有線系回線、衛星系回線)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・監視箇所による監視 ・補修箇所による補修 (電気保修課) ・常時監視 ・故障時の補修
	・非常用所内電源及び無停電電源	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・補修箇所による補修 (電気保修課) ・点検 ・故障時の補修
第35条 通信連絡設備	定期点検 ・常時監視	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・通信設備 (発電所外) 及びデータ伝送設備 (発電所外) の点検 ・統合原子力防災ネットワークの異常時の対応手順 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムの異常時の対応手順 ・監視 (発電室、電気保修課、計装保修課) ・補修箇所による点検 (電気保修課、計装保修課、放射線管理課) ・異常時の対応手段に関する訓練

別添 35-3

女川原子力発電所2号炉

設置許可条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・各主管グループによる点検 ・通信連絡設備の定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 — — ・各主管グループによる点検並びに補修 ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池については、通信連絡設備の定期試験 (点検) 時に併せて確認する。定期試験 (点検) については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修
	非常用ディーゼル発電機 ・通信用電源装置 (蓄電池) ・125V充電器 (12EV 蓄電池) ・充電式電池 ・乾電池	定期試験 ・常時監視等 注1 P.H.5層主幹の通風設備に関しては、定期点検とする。 また、データ伝送設備に関しては、伝送について、常時監視を行う。	教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練

泊発電所3号炉

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・監視箇所による監視 ・各主管課による点検 ・常時監視 ・故障時の補修 ・通信連絡設備の定期試験 (点検) については、表2のとおり。 — — ・各主管課による点検 ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池については、通信連絡設備の定期試験 (点検) 時に併せて確認する。定期試験については、表2のとおり。 ・故障時の補修
	ディーゼル発電機 ・通信用電源装置 (蓄電池) ・通風設備 (蓄電池) ・無停電電源 ・充電式電池 ・乾電池	定期点検 ・常時監視	教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練

相違理由

【大飯】【女川】
記載表現の相違
DBに係る内容 (当ページ)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（別添資料）

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため転載】

参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度
 設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表20に記載する。
 通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス（磨耗による部品の交換や注油等）が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。

表20 通信連絡設備の点検頻度一覧

主要設備	常時使用による異常検知性※1	点検内容	点検頻度	備考
運転指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月	
事故一斉放送装置	×※2	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月	
電力保安通信用電話設備	保安電話（固定）	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
	保安電話（携帯）	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
衛星電話	衛星保安電話	外線点検 通信連絡確認	1回/年	
	固定	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
携帯電話	携帯	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
	可搬	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
トランシーバー	×※2	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
携行型通話装置	携行型通話装置	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
	通話装置用ケーブル	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
インターフォン	×※2	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月	
加入電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
携帯電話	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
社内TV会議システム	○	外線点検 通信連絡確認	1回/年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
無線連絡装置	無線連絡装置	外線点検 通信連絡確認	1回/3ヶ月 (1回/5年)	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
	加入FAX	外線点検 通信連絡確認	1回/0ヶ月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
統合原子力防炎ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
	IP電話	外線点検 通信連絡確認	1回/月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
緊急時衛星通信システム	IP-FAX	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
	緊急時衛星通信システム	外線点検 通信連絡確認	1回/月	
緊急時対策支援システム（ERSS）等必要なデータを送信できる設備	SPDS表示装置	外線点検 機能試験	1回/月 (1回/年)	
	安全/ラダー表示システム（SPDS）	外線点検 機能試験	1回/月 (1回/年)	
安全/ラダー伝送システム	安全/ラダー伝送システム	外線点検 機能試験	1回/月 (1回/年)	
		外線点検 機能試験	1回/月 (1回/年)	

※1：緊急時対策所に設置している端末、又は防災業務にかかる社内標準に定める資機材を対象とする。
 ※2：中央制御室等の端末は、通常時から使用しており、通話することで健全性を確認している。
 ※3：故障した場合は、手渡し取り替えることにより通信連絡が可能である。
 ※4：故障した場合は、適切に補修を行う。また、衛星電話等による代替が可能である。

別添第1表 通信連絡設備（設計基準）における点検項目並びに点検頻度

設計基準事故対象設備	点検項目	点検頻度
送受話器（ページング） （警報装置を含む。）	ハンドセット、 スピーカ	外観点検 機能確認 1回/年
電力保安通信用電話設備	固定電話機	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月※1
	PHS 端末	
	FAX	
衛星保安電話（固定型）		
社内テレビ会議システム	外観点検 機能確認	1回/6ヶ月
携行型通話装置	外観点検 通信確認	1回/6ヶ月
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	衛星電話設備（携帯型）	
移動無線設備	移動無線設備（固定型）	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	移動無線設備（車載型）	
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	無線連絡設備（携帯型）	
安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ収集装置	外観点検 機能確認 1回/年
	SPDS 伝送装置	
局線加入電話設備	SPDS 表示装置	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
	加入電話機	
専用電話設備	加入FAX	外観点検 機能確認 1回/6ヶ月
	専用電話設備（地方公共団体用ホットライン）	
統合原子力防炎ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム	外観点検 通信確認 1回/6ヶ月
	IP電話	
データ伝送設備	IP-FAX	外観点検 機能確認 1回/年
	SPDS 伝送装置	

※1：緊急時対策所に設置している端末を対象とする。中央制御室等に設置している端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。また、故障が発生した場合は、適切に補修を行う。

表2 通信連絡設備（設計基準）における点検項目及び点検頻度

主要設備	点検頻度	点検内容	備考
運転指令設備	1回/年	外観点検、通信確認	
電力保安通信用電話設備	1回/年	保安電話（固定）	外観点検、通信確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
		保安電話（携帯）	
		衛星保安電話	
		保安電話（FAX）	
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）	1回/年	外観点検、通信確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
	無線連絡設備（携帯型）	1回/年	
携行型通話装置	携行型通話装置	1回/年	外観点検、通信確認
	通話装置用ケーブル	1回/年	
衛星電話設備	1回/年	衛星電話設備（固定型）	外観点検、通信確認
		衛星電話設備（携帯型）	
		衛星電話設備（FAX）	
移動無線設備	1回/3ヶ月	外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
	1回/5年	定期点検	
加入電話設備	加入電話機	1回/年	外観点検、通信確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
	加入FAX	1回/6ヶ月	
携帯電話	1回/年	外観点検、通信確認	
専用電話設備	専用電話設備（固定型）	1回/年	外観点検、通信確認
	専用電話設備（FAX）	1回/年	
統合原子力防炎ネットワークを用いた通信連絡設備	IP電話	1回/年	外観点検、通信確認 緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
	IP-FAX	1回/年	
テレビ会議システム	1回/年	外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ※1
データ伝送設備（発電所内）	データ表示端末	-	外観点検（1回/月） 機能試験（1回/年）
	データ収集計算機	-	
データ伝送設備（発電所外）	ERSS 伝送サーバ	-	外観点検（1回/月） 機能試験（1回/年）
		-	

※1 緊急時対策所に設置している端末又は防災業務に係る社内標準に定める資機材を対象とする。中央制御室等の端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。また、故障が発生した場合は、適切に補修を行っている。

【大阪】記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）
 大阪では点検項目及び点検頻度について参考資料（参考10）にて記載
 【女川】記載表現の相違
 DBに係る内容（当ページ）

【大阪】記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）
 大阪は保安規定のサーベイランスとしての点検頻度を記載。泊は女川同様点検計画の頻度について記載。

泊発電所3号炉
前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト
DB

令和5年8月31日

北海道電力株式会社

目次

条文	通しページ
第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部事象)	1
第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)	2
第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)	4
第 8 条 火災による損傷の防止	8
第 9 条 溢水による損傷の防止等	9
第 10 条 誤操作の防止	10
第 12 条 安全施設	11
第 14 条 全交流動力電源喪失対策設備	14
第 17 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	15
第 26 条 原子炉制御室等	16
第 33 条 保安電源設備	18
第 34 条 緊急時対策所	19
第 35 条 通信連絡設備	21

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 14. 0)	6条(外事)-25 6条(外事)-別添-30	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調設備、 <u>屋外設置機器</u> に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。 新：森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調設備 <u>及び</u> 屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 14. 0)	6(外事)-23 6(外事)-別添-44	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 14. 0)	6条(外事)-53	潮位の表記について以下のとおり修正した。（下線部参照） 旧：H.H.W.L , H.W.L , M.S.L , L.W.L 新：H.H.W.L ₂ , H.W.L ₂ , M.S.L ₂ , L.W.L ₂	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 14. 0)	6(外事)-50	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 14. 0)	6条(外事)-52	参考文献について以下のとおり記載を修正した。（下線部参照） 誤：(5) 「泊発電所3号増設に伴う排ガス拡散の風洞実験」 財団法人 電力中央研究所, 平成11年4月 正：(5) 「泊発電所3号機増設に伴う排ガス拡散の風洞実験」 財団法人 電力中央研究所, 平成11年4月	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 14. 0)	6(外事)-49	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N r. 14. 0)	6条(外事)-別添-補足5-8	循環水ポンプ建屋(断面図)からスクリーン室上部の門型クレーンを削除した。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象） (DB061N-9 r. 14. 0)	6(外事)-別添-補足5-8	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T r.10.0）	6条（竜巻）-9, 19, 20, 27 6条（竜巻）-別添1-5, 6, 76, 77 6条（竜巻）-別添1-添付1.2-3 6条（竜巻）-別添1-添付1.3-3, 13 6条（竜巻）-別添1-添付3.2-1 6条（竜巻）-別添1-添付3.11-1, 2, 4, 8, 11, 12, 14 6条（竜巻）-別添1-添付3.15-6, 7, 35 6条（竜巻）-別添2-2, 3	外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設における「外殻となる施設による防護機能が期待できない施設」の記載について、以下のとおり適正化しました。（下線部削除） （旧） ・配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統） ・主蒸気系統配管他 ・制御用空気系統配管 （新） ・配管及び弁（原子炉補機冷却海水系） ・主蒸気系配管他 ・制御用空気系配管 また、上記以外の「～系統配管」「～系統配管及び弁」との記載についても同様に適正化しました。（「～系配管」「～系配管及び弁」に修正）	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r.9.0）	とりまとめた資料-3 6竜巻-12, 36, 37, 54 6竜巻-別添1-8, 9, 105, 106 6竜巻-別添1-添付1.2-2 6竜巻-別添1-添付1.3-3, 19 6竜巻-別添1-添付3.2-1 6竜巻-別添1-添付3.11-1, 2, 5, 11, 14, 15, 25 6竜巻-別添1-添付3.15-9, 10, 55, 56, 57 6竜巻-別添2-3, 4	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T r.10.0）	6条（竜巻）-5	「1.8 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針」について、第6条（その他外部事象）との記載整合により、以下のとおり適正化しました。（下線部追加） （旧） ・・・安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器を外部事象から防護する対象（以下「外部事象防護対象施設」という。）とし、機械的強度を有すること等により安全機能を損なわない設計とする。 （新） ・・・安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器を外部事象から防護する対象（以下「外部事象防護対象施設」という。）とし、機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） （DB062T-9 r.9.0）	6竜巻-6	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） (DB062T r.10.0)	6条(竜巻)-11, 35	「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に係る記載について、以下のとおり適正化しました。（下線部追加） (旧) 「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（平成25年6月19日 原規技発13061911号 原子力規制委員会決定）」 (新) 「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（平成25年6月19日 原規技発第13061911号 原子力規制委員会決定）」	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） (DB062T-9 r.9.0)	6竜巻-17, 63	同上 また、女川2号炉との相違理由として、「【女川】記載表現の相違」を追加しました。	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F r. 13. 0)	全般	語句の並列記載について、下記の通り適正化 (旧) ○, △, □ (新) ○, △及び□	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r. 13. 0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F r. 13. 0)	基本方針 別添1 別添1-添付1, 2, 5, 6, 8	敷地内配置図の最新化	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r. 13. 0)	基本方針 別添1 別添1-添付1, 2, 5, 6, 8	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F r. 13. 0)	6条 (外火) -別添1-添付1~8 6条 (外火) -別添2	図及び表のタイトル適正化 (旧) 図○-△、表○-△ (新) 第○-△図、第○-△表	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r. 13. 0)	6外火-別1-添付1~8 6外火-別2	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F r. 13. 0)	6条 (外火) -28, 30, 31 6条 (外火) -別添1-添付6-5, 7, 24	「第1. 8. 10. 3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧」, 「第6-2表 危険物製造所等許可施設一覧」, 「第6-3表 少量危険物貯蔵取扱所施設一覧」及び「第6-23表 その他の危険物」のうち、評価対象となる設備を網掛けにより明確化。 また、施設名について、具体的な貯蔵施設へ記載適正化及び誤記修正。 (旧) 1, 2号炉 <u>給排水処理建屋</u> 3号炉 <u>給排水処理建屋</u> <u>循環水ポンプ建屋</u> <u>原子炉建屋</u> (新) 1, 2号炉 <u>エンジン消火ポンプ用 燃料タンク</u> 3号炉 <u>ディーゼル駆動消火ポンプ用 燃料タンク</u> <u>循環水ポンプ油圧ユニット 油タンク</u> <u>1次冷却材ポンプ電動機 油回収タンク</u>	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB063F-9 r. 13. 0)	6外火-35, 36 6条 (外火) -別添1-添付6-5, 6, 26	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.13.0)	6条(外火)-41	気象データ項目の適正化 (旧)最高温度,最大風速,最大風速記録時の風向,最小湿度 (新)最高温度,最大風速,最大風速記録時の風向,最多風向及び最小湿度	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.13.0)	6外火-45	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.13.0)	6条(外火)-別添1-添付2-116	評価条件の並列記載について,記載の適正化 (旧)~輻射強度及び,FARSITE出力より得られた,反応強度及び火炎長より, (新)~輻射強度並びにFARSITE出力より得られた反応強度及び火炎長より,	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.13.0)	6外火-別1-添付2-118	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.13.0)	6条(外火)-別添1-添付6-35	名称の適正化 (旧)社内文書 (新)社内規程類	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.13.0)	6外火-別1-添付6-41	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.13.0)	6条(外火)-別添1-添付6-52	コンクリート種類の記載適正化 (旧)普通コンクリート,軽量コンクリート,重量コンクリート (新)普通コンクリート,軽量コンクリート,重量コンクリート等	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.13.0)	6外火-別1-添付6-62	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.13.0)	6条(外火)-別添1-添付7-34	名称の適正化 (旧)海水ポンプ (新)原子炉補機冷却海水ポンプ	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.13.0)	6外火-別1-添付7-45	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.13.0)	6条(外火)-別添1-添付8-14	記載の適正化 (旧) ~3号炉補助ボイラー燃料タンク及び一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器と航空機(F-15)を~ (新) ~3号炉補助ボイラー燃料タンク、一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器及び航空機(F-15)を~	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.13.0)	6外火-別1-添付8-13	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.13.0)	6条(外火)-別添1-添付8-16	記載の適正化 (旧) 第8-8図 給気口における有毒ガス濃度評価手法の概要 (新) 第8-8図 中央制御室換気空調装置給気口における有毒ガス濃度評価手法の概要	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.13.0)	6外火-別1-添付8-15	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.13.0)	6条(外火)-別添2-1,3	名称の適正化 (旧) 換気空調系 (新) 換気空調装置	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.13.0)	6外火-別2-1,3	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.13.0)	6条(外火)-別添2-2	「第1表 運用,手順に係る対策等(設計基準)」のうち,対象項目及び体制区分の適正化 (旧) 運営課,土木建築課,安全管理課,防災・安全対策室 (新) 担当課・室	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.13.0)	6外火-別2-2	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F r.13.0)	6条(外火)-別添2-3	「第1表 運用,手順に係る対策等(設計基準)」のうち,体制区分の適正化 (旧) 発電室 (新) 運転員	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) (DB063F-9 r.13.0)	6外火-別2-3	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
以上、7/31一括提出時の適正化内容を示す。以降は、一括提出後の適正化内容を示す。				
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 13. 0)	<ul style="list-style-type: none"> ・6条（外火）-32 ・6条（外火）-別添1-25～29 ・6条（外火）-別添1-添付6-37, 41, 42, 44, 45 ・6条（外火）-別添1-添付7-4～12, 15～17, 19～22, 24, 35, 36 ・6条（外火）-別添1-添付8-14, 15, 17, 19, 20, 22, 27, 28 	令和5年3月に発行された「航空機落下事故に関するデータ」の反映に伴う、離隔距離、輻射強度、熱影響評価結果等の改正	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 13. 0)	<ul style="list-style-type: none"> ・比較結果等を取りまとめた資料-6 ・6外火-37 ・6外火-別1-25, 26, 28～30 ・6外火-別1-添付6-43, 47～49, 52, 53 ・6外火-別1-添付7-4～13, 15～17, 19, 23, 25～27, 29, 47, 48 ・6外火-別1-添付8-13, 14, 16, 18, 20, 25, 26 	同上	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 13. 0)	<ul style="list-style-type: none"> 6条（外火）-別添1-27 6条（外火）-別添1-添付8-24, 25 	航空機燃焼継続時間について、資料間における記載の適正化 (旧) 6,670秒, 4,963秒, 約1.86時間 (新) 6,660秒, 4,968秒, 約1.85時間	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 13. 0)	<ul style="list-style-type: none"> 6外火-別1-28 6外火-別1-添付8-22, 23 	同上	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 13. 0)	6条（外火）-別添1-添付3-32	「別紙-1 仮想危険物貯蔵施設の危険距離の算出について」のうち、原子炉補機冷却海水ポンプの危険距離の誤記訂正 (旧) 1192m (新) 1211m	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 13. 0)	6外火-別1-添付3-37	同上	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F r. 13. 0)	6条（外火）-別添1-添付7-37	「別紙7-8 航空機落下事故に関するデータの最新データについて」は、航空機墜落による熱影響評価が設置許可申請当時のデータに基づき実施していることから、最新のデータに基づく熱影響評価においても申請当時のデータに基づく熱影響評価に包絡されることを確認したものであるが、現時点で最新データ（令和5年3月発行）による熱影響評価を実施したことから、本資料を削除した。	別紙7-8削除に伴い、参考資料7-1のページが6条（外火）-別添1-添付7-37, 38に繰り上がっている。
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (DB063F-9 r. 13. 0)	6外火-別1-添付7-52	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第8条 火災による損傷の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.10.0)	8条-別添1-資料1-添付6-5 8条-別添1-資料3-添付2-27 8条-別添1-資料5-添付4-4 8条-別添1-資料6-添付2-10 8条-別添1-資料6-添付9-4 8条-別添1-資料7-添付1-5 8条-別添1-資料7-添付10-4 8条-別添1-資料10-添付1-4	建屋内の配置図 (T.P. 10. 3m) を最新のものに貼り替えました。 ・最新化に伴う変更点：扉が無い箇所に扉が表記されていたため、当該扉を削除しました。 当該扉は火災区画境界の扉では無いため、削除に伴う火災区画の変更はございません。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.9.0)	8条-別1-資1-添6-5 8条-別1-資3-添2-27 8条-別1-資5-添4-4 8条-別1-資6-添2-16 8条-別1-資6-添9-4 8条-別1-資7-添1-6 8条-別1-資7-添10-5 8条-別1-資10-添1-4	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.10.0)	8条-別添1-資料1-16	燃料油貯蔵量の単位表記について、以下のとおり記載の統一を図りました。 (旧) m ³ (新) kL	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.9.0)	8条-別1-資1-32	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.10.0)	8条-別添1-資料6-5	以下の記載について、2重記載となっていたことから、削除しました。 (旧)また、水消火設備の耐震クラスについては、これまで耐震Cクラスとして整理されているが、火災防護に係る審査基準において消火設備に対して地震等の自然現象によっても消火の機能、性能が維持される設計であることが求められる。消火設備については安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、それらが設置される火災区域又は(新)削除	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第9条 溢水による損傷の防止等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 12.0)	9-19	地震起因による溢水量の設定について、女川は津波来襲前に復水器出入口弁を閉止するため津波は流入しないが、泊は循環水管破損箇所から津波が流入するため、同様に津波流入を考慮している柏崎の審査実績を反映していることを相違理由欄に追記した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 12.0)	9-別添1-添19(女川) -1	女川の添付資料19「想定破損による没水影響評価結果から必要となる設備対策について」を泊では作成していない理由について、相違理由欄の記載を充実化した。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 12.0)	9-別添1-添23(女川) -1	女川の添付資料23「想定破損による蒸気影響評価結果から必要となる設備対策について」を泊では作成していない理由について、相違理由欄の記載を充実化した。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 14.0)	9条-別添1-補36-2	屋外タンクからの溢水影響評価の解析モデルは、保守性を考慮し防潮堤幅を敷地側に2倍拡幅させた条件としているが、循環水ポンプ建屋の南側の範囲については、防潮堤を2倍拡幅させると3号取水ピット溢水防止壁と干渉してしまい非現実的であることから、当該範囲は拡幅幅を1.5倍に設定している。 本内容が補足説明資料36の記載から読み取れなかったため、「循環水ポンプ建屋南側は1.5倍拡幅」であることを記載した。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 12.0)	9-別添1-補36-6	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第10条 誤操作の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止(DB10 r.14.0)	10条-50	技術的能力1.0と整合を図り、図2.5.2.6の配置図を最新化した。またタイトルを以下の通り修正した。 (旧) 原子炉補助建屋T.P.10.3m工具類配置 (新) 原子炉補助建屋T.P.10.3m工具類配置図	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止(DB10-9 r.13.0)	10-71	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第10条 誤操作の防止(DB10 r.14.0)	10条-別紙2-45	技術的能力1.0と整合を図り、図4の配置図を最新化した。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第10条 誤操作の防止(DB10-9 r.13.0)	10-139	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第12条 安全施設

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 12. 0)	12条-15	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧: 非常用炉心冷却系統 新: 非常用炉心冷却系	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 11. 0)	12-28	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 12. 0)	12条-20	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧: 補助建屋換気空調設備系統図 新: 補助建屋換気空調設備系統概要図	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 11. 0)	12 - 38	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 12. 0)	12条-26	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧: アニュラス空気浄化設備概略系統図 新: アニュラス空気浄化設備系統概要図	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 11. 0)	12 - 44	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 12. 0)	12条-29, 32, 33, 34, 56, 63, 78	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧: 系統概略図 新: 系統概要図	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 11. 0)	12 - 48, 55, 56, 91, 98, 115 とりまとめた資料-2.3	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 12. 0)	12条-32	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧: アニュラス空気浄化系ダクト 新: アニュラス空気浄化設備ダクト	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 11. 0)	12 - 55	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 12. 0)	12条-37, 38	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧: …アニュラス空気浄化系統ダクト… 新: …アニュラス空気浄化設備ダクト…	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 11. 0)	12 - 61	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 12. 0)	12条-47	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧: …アニュラス空気浄化系統における… 新: …アニュラス空気浄化設備における…	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 11. 0)	12 - 71	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.12.0)	12条-54	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧:…アニュラス空気浄化系統ダクト… 新:…アニュラス空気浄化設備ダクト…	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.11.0)	12 - 87	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.12.0)	12条-107	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧:第2.1.5.1図 事故時に1次冷却材をサンプリングする設備の単一系統箇所 新:第2.1.5.1図 事故時に1次冷却材をサンプリングする設備の単一設計箇所	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.11.0)	12-145	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.12.0)	12条-108	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧:1次冷却材系統 新:1次冷却設備	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.11.0)	12 - 147	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.12.0)	12条-別紙1-2全般	泊の図名を系統概略図から系統概要図に修正	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.11.0)	12 - 別紙1-2全般	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.12.0)	12条-別紙1-6-2	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧:図1 原子炉補機冷却水系統概略図 新:図1 原子炉補機冷却水設備 系統概略図	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.11.0)	12-別紙1-6-2	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.12.0)	12条-別紙1-11-1	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧:また、当該格納容器スプレイ系統は、 新:また、当該原子炉格納容器スプレイ設備の配管は、	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.11.0)	12-別紙1-11-1	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.12.0)	12条-別紙1-11-7	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧:g. 格納容器スプレイ系統の合計流量 新:g. 原子炉格納容器スプレイ設備の合計流量	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 11.0)	12-別紙1-11-6	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 12.0)	12条-別紙1-13-1	以下のとおり修正した(下線部参照) 旧: …事象発生後に安全注入信号, 格納容器隔離信号の発信等… 新: …事象発生後に非常用炉心冷却設備作動信号, 原子炉格納容器隔離信号の発信等…	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 11.0)	12-別紙1-13-1	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第14条 全交流動力電源喪失対策設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14 r.15.0）	14条-46	技術的能力1.0と整合を図り，第2.3.1図の配置図を最新化した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備（DB14-9 r.13.0）	14-52	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17 r.13.0)	17条-12	以下のとおり修正する(下線部参照) 旧:…余熱除去系及び非常用炉心冷却系と相まって… 新:…余熱除去設備及び非常用炉心冷却設備と相まって…	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17-9 r.12.0)	17-16	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17 r.13.0)	17条-13,別紙2-1,別紙4-4	設備名称の適正化(下記は,余熱除去ポンプの例) 旧:A余熱除去ポンプ 新:A-余熱除去ポンプ	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB17-9 r.12.0)	17-18,48,55	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第26条 原子炉制御室等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 15. 0）	26条-31	(6)の構文を12条の構文に合わせ適正化した。 【旧】 中央制御室非常用循環系統は、原子炉冷却材喪失事故時及び主蒸気管破断事故時の短期間では動的機器の単一故障を、～ 【新】 中央制御室非常用循環系統は、原子炉冷却材喪失時及び蒸気発生器伝熱管破損時の短期間では動的機器の単一故障を、～ 【旧】 また、中央制御室非常用循環系統のうち単一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部については、～ 【新】 また、中央制御室非常用循環系統のうち単一設計とするダクトの一部及びフィルタユニットについては、～	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 15. 0）	26-61	(6)の構文を12条の構文に合わせ適正化した。また、相違理由欄に女川との相違理由を追加した。 【旧】 中央制御室非常用循環系統は、原子炉冷却材喪失事故時及び主蒸気管破断事故時の短期間では動的機器の単一故障を、～ 【新】 中央制御室非常用循環系統は、原子炉冷却材喪失時及び蒸気発生器伝熱管破損時の短期間では動的機器の単一故障を、～ 【旧】 また、中央制御室非常用循環系統のうち単一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部については、～ 【新】 また、中央制御室非常用循環系統のうち単一設計とするダクトの一部及びフィルタユニットについては、～	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 15. 0）	26条-別添1-49	34条側で防護具の配備場所を緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所で書分けることとしたことを踏まえ、表3. 1-1を34条側に併せ適正化した。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 15. 0）	26-別添1-72	34条側で防護具の配備場所を緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所で書分けることとしたことを踏まえ、表3. 1-1を34条側に併せ適正化した。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 15. 0）	26条-別添1-50	34条側で計測器の配備場所を緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所で書分けることとしたことを踏まえ、表3. 1-2を34条側に併せ適正化した。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 15. 0）	26-別添1-73	34条側で計測器の配備場所を緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所で書分けることとしたことを踏まえ、表3. 1-2を34条側に併せ適正化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 15. 0）	26条-別添1-52	60条及び技術的能力1. 17との記載表現統一より、表3. 2-1の「手順着手の判断基準」を以下のとおり適正化した。 【旧】原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、～ 【新】「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した後、～	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 15. 0）	26-別添1-75	60条及び技術的能力1. 17との記載表現統一より、表3. 2-1の「手順着手の判断基準」を以下のとおり適正化した。また、相違理由欄に女川との相違理由を追加した。 【旧】原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、～ 【新】「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した後、～	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 15. 0）	26条-別添1-54	60条及び技術的能力1. 17との記載表現統一より、(4)a. の構文を以下のとおり適正化した。 【旧】原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、～ 【新】「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した後、～	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 15. 0）	26-別添1-77	60条及び技術的能力1. 17との記載表現統一より、(4)a. の構文を以下のとおり適正化した。また、相違理由欄に女川との相違理由を追加した。 【旧】原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、～ 【新】「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した後、～	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 15. 0）	26条-別添1-68	60条及び技術的能力1. 17との記載表現統一より、d. の構文を以下のとおり適正化した。 【旧】チェンジングエリアの設営は「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合に、～ 【新】チェンジングエリアの設営は「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した場合に、～	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 15. 0）	26-別添1-95	60条及び技術的能力1. 17との記載表現統一より、d. の構文を以下のとおり適正化した。 【旧】チェンジングエリアの設営は「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合に、～ 【新】チェンジングエリアの設営は「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した場合に、～	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 15. 0）	26条-別添1-74	60条及び技術的能力1. 17との記載表現統一より、(12)の構文を以下のとおり適正化した。 【旧】～原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生直後から～ 【新】～「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象発生直後から～	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 15. 0）	26-別添1-103	60条及び技術的能力1. 17との記載表現統一より、(12)の構文を以下のとおり適正化した。また、相違理由欄に女川との相違理由を追加した。 【旧】～原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生直後から～ 【新】～「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象発生直後から～	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第33条 保安電源設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第33条 保安電源設備（DB33 r. 14.0）	33条-177	技術的能力1.0と整合を図り，配置図を最新化した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第33条 保安電源設備（DB33-9 r. 12.0）	33-180	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第34条 緊急時対策所

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.13.0)	34条-別添1-99	条文内の記載整合を図るため以下の記載を適正化(下線部参照) (旧) 緊急時対策所用発電機の端子部を切り離しケーブル接続盤側は端子接続で保管することとする。 (新) 緊急時対策所用発電機の端子部を切り離す等の対策をし、保管することとする。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.13.0)	34-別添1-119	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.13.0)	34条-別添1-118	原子炉建屋東側部分のアクセスルートの追加によるアクセスルート図の記載内容の適正化のため以下の図を修正 図3.2-1 総合管理事務所、緊急時対策所等の位置関係	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.13.0)	34-別添1-144	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.13.0)	34条-別添1-136	「表3.4-1 配備する資機材の数量」に記載する数量内訳を指揮所と待機所で明確になるよう記載適正化	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.13.0)	34-別添1-158	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.13.0)	34条-別添1-161	60条及び技術的能力1.17との記載表現統一より、表5.1-1の「手順着手の判断基準」を以下のとおり適正化 (旧) 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、～ (新) 「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した後、～	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.13.0)	34-別添1-188	同上。 記載適正化に伴い、相違理由欄に女川との相違理由を追加。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.13.0)	34条-別添1-163	60条及び技術的能力1.17との記載表現統一より、(4)a.の構文を以下のとおり適正化した。 (旧) 設営の着手は、放管班長が、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、～ (新) 設営の着手は、放管班長が、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した後、～	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.13.0)	34-別添1-192	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.13.0)	34条-別添1-165	記載適正化のため、表5.1-2 チェンジングエリア用資機材 数量内訳を指揮所と待機所で明確にした。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.13.0)	34-別添1-193	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.13.0)	34条-別添1-182	60条及び技術的能力1.17との記載表現統一より、(11)の構文を以下のとおり適正化した。 (旧)～原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生直後から～ (新)～「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象発生直後から～	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.13.0)	34-別添1-211	同上。 記載適正化に伴い、相違理由欄に女川との相違理由を追加。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.13.0)	34条-別添1-184	「表5.2-2 防護具の配備数」 数量内訳を指揮所と待機所で明確になるよう記載適正化を実施。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.13.0)	34-別添1-213	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.13.0)	34条-別添1-185	「表5.2-3 計測器(被ばく管理, 汚染管理)の配備数」 数量内訳を指揮所と待機所で明確になるよう記載適正化を実施。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.13.0)	34-別添1-214	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34 r.13.0)	34条-別添1-187	(4) その他資機材等に記載する簡易トイレ及び安定よう素剤の保管数量内訳を明確にするため、以下の記載を追記した。 ※5: 緊急時対策所指揮所1式, 緊急時対策所待機所1式 ※6: 緊急時対策所指揮所1,000錠, 緊急時対策所待機所1,000錠	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.13.0)	34-別添1-217	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第35条 通信連絡設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.11.0)	35条-6	他条文の記載と整合するよう、修正しました(下線部参照)。 (旧) 発電用原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び設計基準事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。 (新) 発電用原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対応用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.11.0)	35-21	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.11.0)	35-20	第2.5.1表 多様性を確保した通信回線 「有線系回線(光ケーブル)」欄と「有線系回線(メタルケーブル)」欄の間の線を修正しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.11.0)	35-49	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.11.0)	35条-参考-32	参考第11-1表 多様性を確保した通信回線の回線容量 以下の記載を修正しました。 (旧) 専用電話設備(固体型) (新) 専用電話設備(固定型)	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.11.0)	35-105	同上	